

# 第7期洲本市障害福祉計画 第3期洲本市障害児福祉計画

---



令和6年3月

洲本市

[表紙中央の書]

脳性まひによる障害があり車椅子生活をしている近藤 愛さんが、亡くなられたお父さんや支えてくれている人への思いを込めて書き上げた作品です。

お父さん、いつも見守ってくれてありがとう。もう三年になるね。わたし、がんばってるよ。  
一步一步、ヘルパーさんに助けてもらって歩く練習もしています。  
いつも、いろんな人に支えられているなあ。  
ありがとうという気持ちをこめて書きました。

近藤 愛

## はじめに

本市では、令和3年3月に策定した「第3次洲本市障害者基本計画」において、「自分らしく安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」を基本理念として、一人ひとりが互いを認め合い、自分らしい暮らしを支えることのできる障害福祉の実現に向けた取組を推進しております。また、同年に一体的に策定した「第6期洲本市障害福祉計画・第2期洲本市障害児福祉計画」では、障害福祉サービス等の提供体制等の確保に係る目標などを定め、事業の円滑な実施を図ってまいりました。



この間、国においては、「第5次障害者基本計画」の策定をはじめ、障害者差別解消法の改正による「合理的配慮の提供」の民間事業者への義務化や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定など、障害のある人を取り巻く環境は変化をしています。

また、障害のある人の高齢化とともに、障害のある人を支える親など的高齢化も深刻な問題となっており、地域で安心して暮らすためには、地域の様々な社会資源と連携しながら、より一層の支援体制の充実に向けた取組が求められています。

このような中、この度「第7期洲本市障害福祉計画・第3期洲本市障害児福祉計画」を新たに策定しました。本計画では、障害福祉サービス等の充実や基幹相談支援センターや相談支援事業所等との連携による相談支援体制の強化など、障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域全体で障害のある人を支える取組を推進してまいります。市民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました「洲本市障害者計画等策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました障害者団体及び障害福祉関係者並びに市民の皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

洲本市長 上崎勝規

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の経過	3
5. 計画の推進と進行管理	4
第2章 洲本市の障害者を取り巻く状況	5
1. 統計データから見る洲本市	5
2. アンケート調査結果	12
3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績	29
4. アンケート等や実績による課題のまとめ	39
第3章 計画の考え方	40
1. 基本理念	40
2. 基本的な考え方	40
第4章 令和8年度の目標設定	42
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	42
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	43
3. 地域生活支援の充実	44
4. 福祉施設から一般就労への移行等	45
5. 発達障害者等に対する支援	47
6. 障害児支援の提供体制の整備	47
7. 相談支援体制の充実・強化等	49
8. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	50
第5章 障害福祉サービス等の見込量	51
1. 訪問系サービス	52
2. 日中活動系サービス	57
3. 居住系サービス	67
4. 相談支援	70
第6章 地域生活支援事業の見込量	73
1. 必須事業	74
2. 任意事業	79
第7章 障害児支援サービス等の見込量	80
1. 障害児通所支援	81
2. 相談支援	85
資料編	86
1. 計画の策定経過	86
2. 洲本市障害者計画等策定委員会委員名簿	87
3. 洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱	88
4. 用語解説	90
5. 障害福祉サービス等事業所一覧表	95

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨・背景

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」「児童福祉法」が改正され、障害のある人自身が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用等を促進するための見直しが行われました。また、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

洲本市（以下、「本市」という。）においても、令和3年に「第3次洲本市障害者基本計画」と一体的に「第6期洲本市障害福祉計画」「第2期洲本市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、令和3年には、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備等を定めた「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行、事業者の合理的配慮の提供の義務化を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布、また、医療的ケア児等への国や地方公共団体の支援等を定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。

令和4年の障害者総合支援法の改正では、新たに就労選択支援のサービスを創設し、障害のある人一人ひとりの希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供し、働きやすい社会の実現を目指すこと、さらに、令和5年度から令和8年度にかけて、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が段階的に引き上げられる等、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。

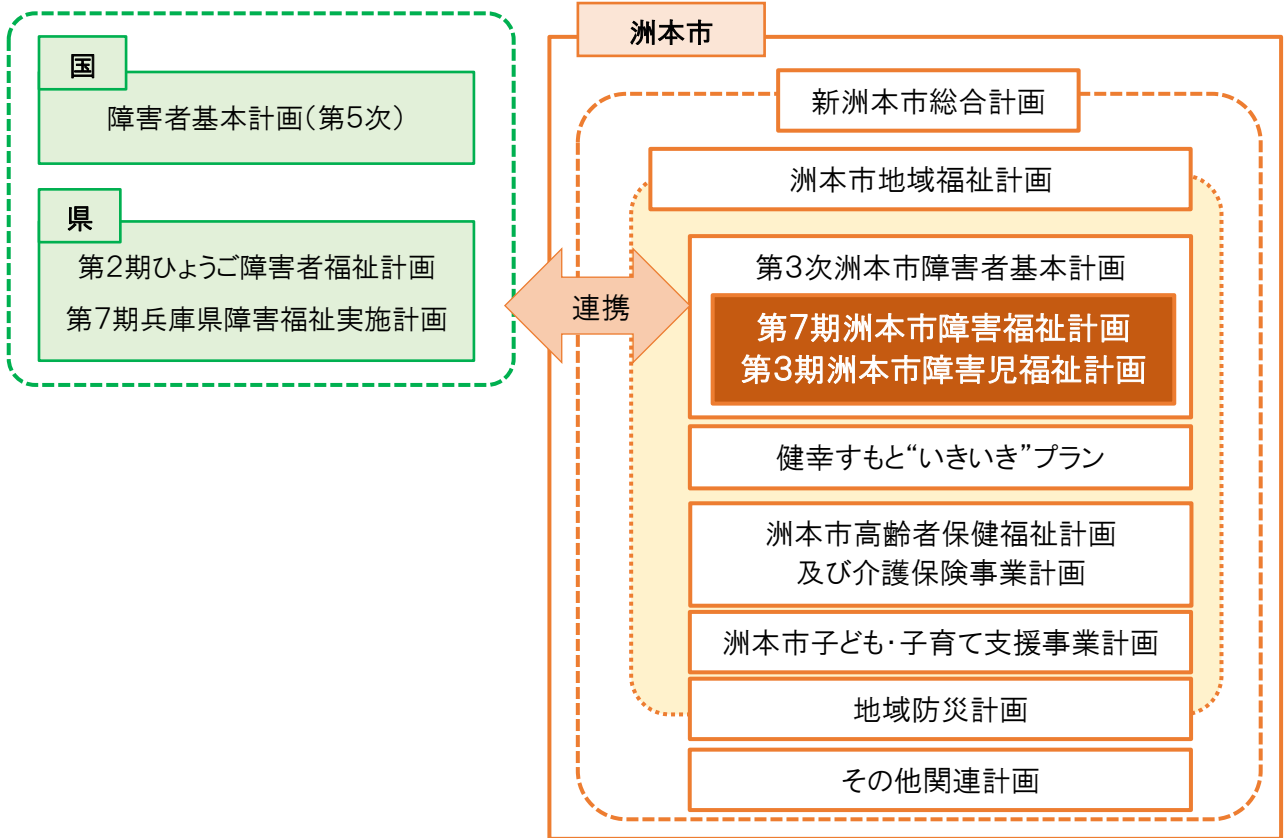
このような中、このたび、「第6期洲本市障害福祉計画」「第2期洲本市障害児福祉計画」の計画期間の満了を迎えることから、国の動向や本市における障害福祉サービスの実情、障害のある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、「第7期洲本市障害福祉計画」「第3期洲本市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 根拠法・関連計画

「第7期洲本市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期洲本市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制等の確保に係る目標や各年度における障害福祉サービス等の種類毎の必要な量の見込みや実施に関する事項等を定めた計画です。

また、本計画は、国が定める根拠法や基本指針及び国、県の上位計画に基づくほか、本市のまちづくりの方針である「新洲本市総合計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「洲本市地域福祉計画」「洲本市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」「第2期子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性を保ち策定します。



### 3. 計画の期間

第7期洲本市障害福祉計画と第3期洲本市障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者 基本計画	第2次計画			第3次計画					
障害 福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
障害児 福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

## 4. 計画策定の経過

### (1) アンケート調査等の実施

障害者・児の実態や意向等、また、障害福祉サービスの提供状況や市内における障害者雇用等の状況を把握するために、各種アンケート調査等を実施しました。

#### ① 障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査

調査対象	障害福祉サービス利用者、障害児通所支援サービス利用者、その他サービスを利用していない手帳所持者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）利用者）
調査方法	郵送・インターネット併用型調査
調査期間	令和5年6月22日～7月18日
対象者数	1,996件（18歳以上：1,759件 18歳未満：237件）
回収数	803件（18歳以上：711件 18歳未満：92件）
回収率	40.2%（18歳以上：40.4% 18歳未満：38.8%）

#### ② 障害福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査

調査対象	洲本市内等の障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等		
調査方法	郵送調査		
調査期間	令和5年6月22日～7月6日		
対象事業所	59事業所		
回収数	54事業所	回収率	91.5%

#### ③ 障害者関係団体を対象としたアンケート調査・ヒアリング

調査対象	洲本市内の障害者関係団体
調査方法	アンケート、面談（ヒアリング）
調査期間	令和5年7月13日～9月5日
実施数	10団体

#### ④ 企業を対象としたアンケート調査

調査対象	洲本市内の企業
調査方法	関係機関等を通じた案内によるインターネット調査
調査期間	令和5年6月22日～8月30日
回収数	60件

### (2) 洲本市障害者計画等策定委員会での審議

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障害者団体関係者、行政関係者等で構成する「洲本市障害者計画等策定委員会」（以下「策定委員会」という。）において審議し、その意見を踏まえて計画を策定しました。

### (3) パブリックコメントの実施

策定委員会で検討された計画素案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施しました。

## 5. 計画の推進と進行管理

### (1) 庁内の連携体制

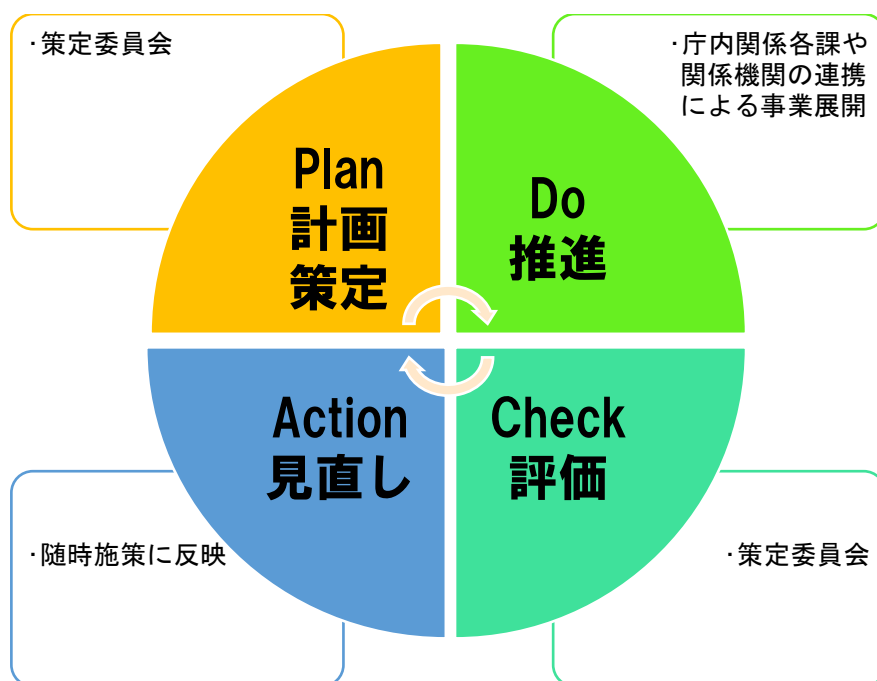
本計画の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって本計画を推進していきます。

### (2) 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

障害福祉施策の基盤整備において近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、兵庫県や近隣市との連携のもと計画を推進していきます。さらに、障害福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら計画の推進を図ります。

### (3) 進捗状況の管理

市としての確に進行管理を行うとともに、策定委員会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。また、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。



1	Plan(計画策定)	障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたって基本的な考え方を示し、成果目標やサービスの見込量等を設定します。
2	Do(推進)	計画の内容を踏まえて、成果目標に対する取組及びサービスを実施します。
3	Check(評価)	成果目標やサービスの年間実績など、進捗状況を管理し、社会情勢やニーズなどを把握しながら計画の評価を行います。
4	Action(見直し)	計画の評価等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

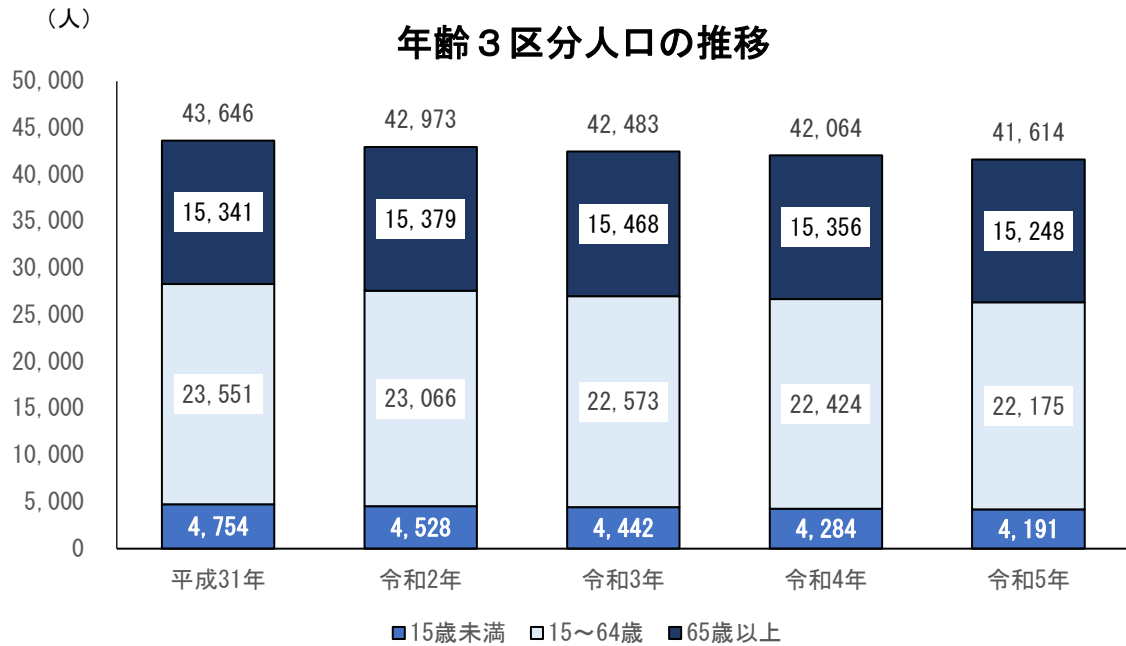


## 第2章 洲本市の障害者を取り巻く状況

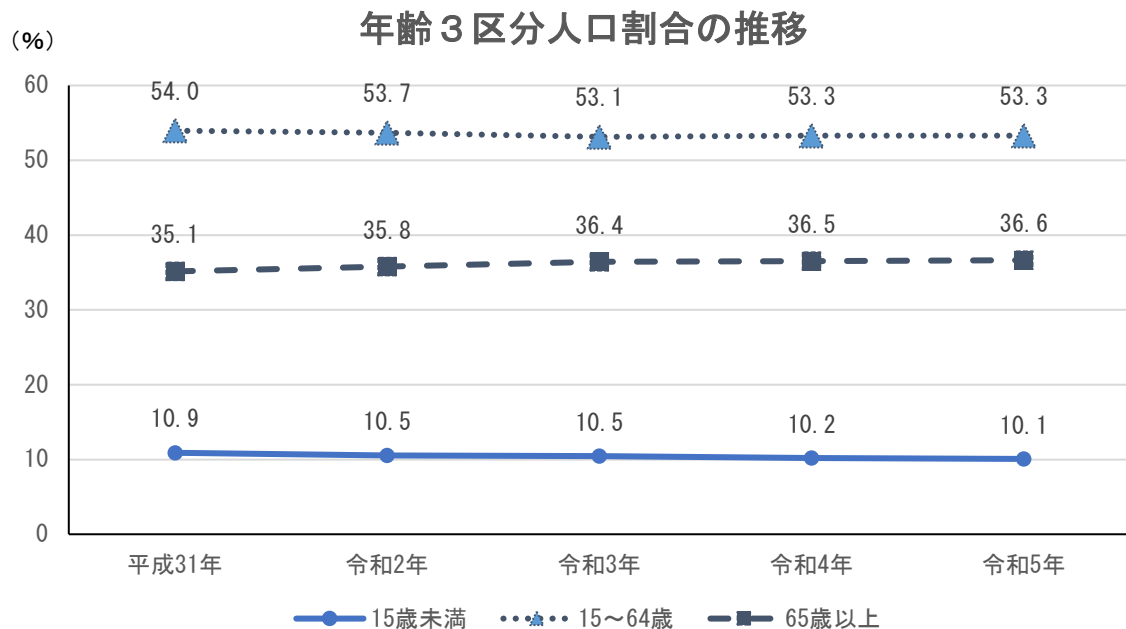
### 1. 統計データから見る洲本市

#### (1)人口の推移

総人口は平成31年～令和5年で、2,032人減少しています。また、総人口に占める各年齢の割合は、「15歳未満」「15～64歳」が減少傾向にある一方で、「65歳以上」は増加を続けています。



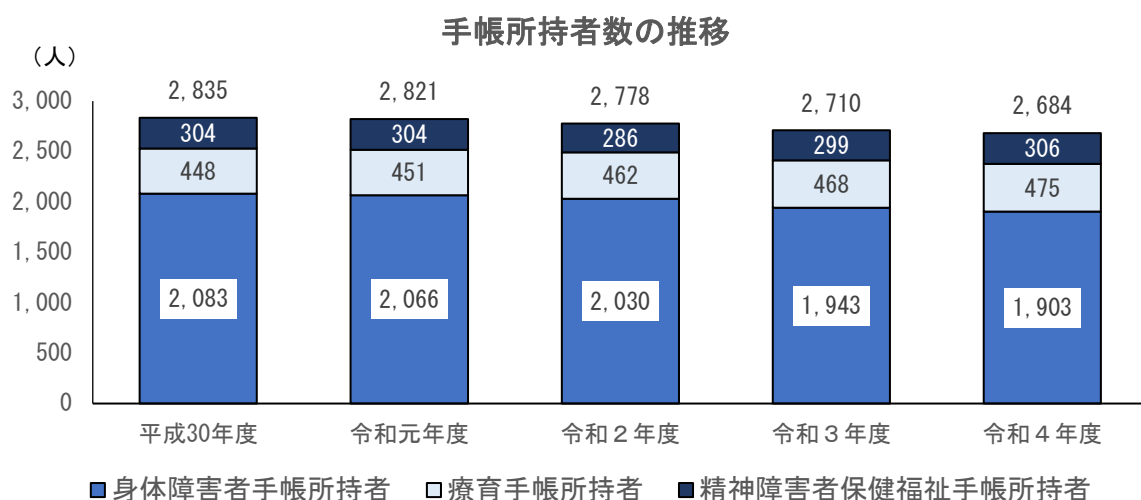
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

## (2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は、年々減少し続けており、障害別でみると「身体障害者手帳所持者」が減少しています。一方で、「療育手帳所持者」は年々増加し続けています。

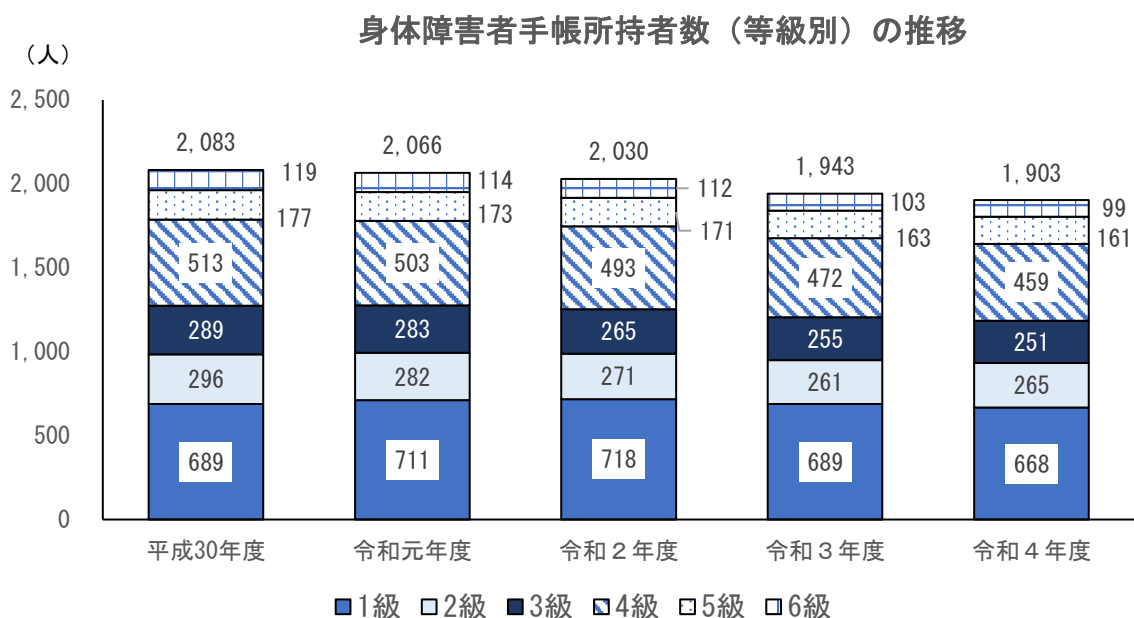


資料：洲本市福祉課（各年度末現在）

## (3) 身体障害者手帳所持者数の推移

等級別でみると、重度である「1級」が最も多くなっています。また、等級に関わらず、年々減少傾向にあります。

障害部位別でみると、「肢体不自由」の人が最も多く、次いで「内部障害」の人が多くなっています。

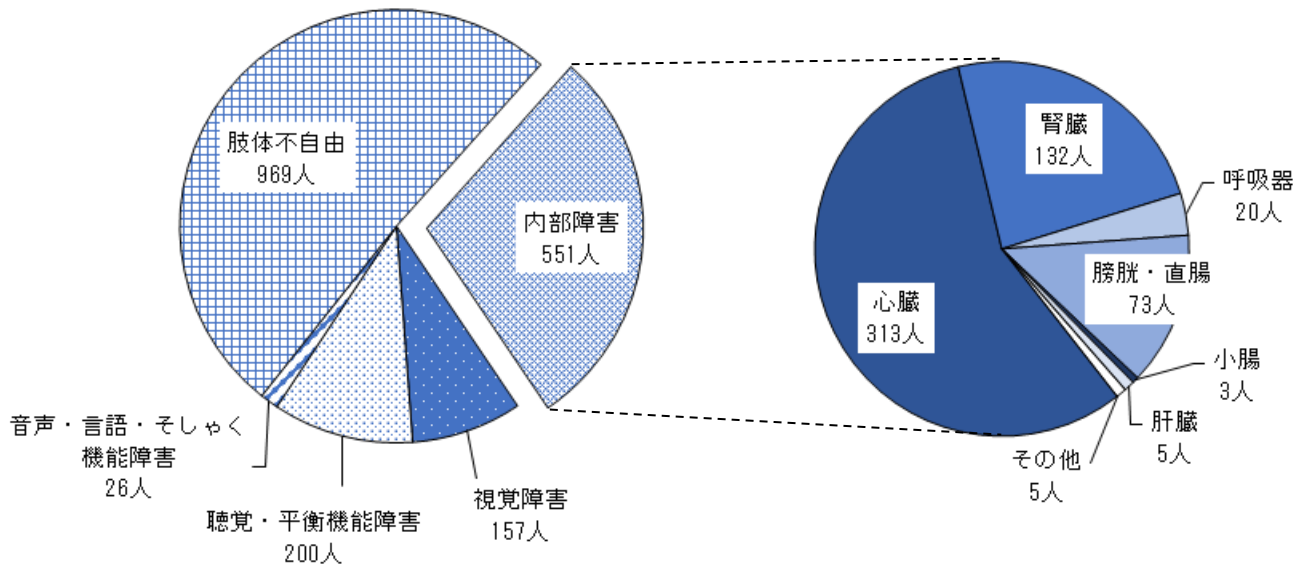


資料：洲本市福祉課（各年度末現在）

障害部位別身体障害者手帳所持者数(令和4年度末)

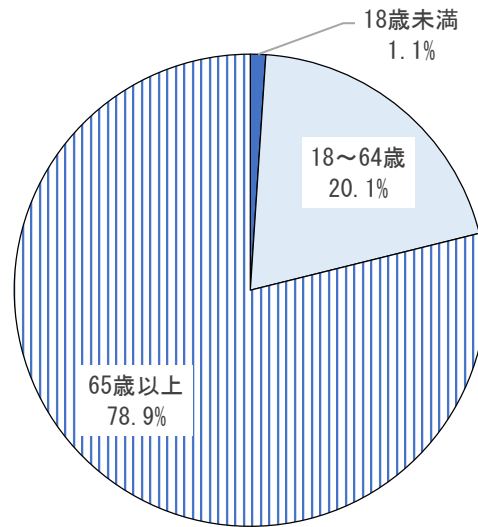
単位:人

区分	障害部位別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳以上	視覚	81	47	8	8	10	3	157
	聴覚・平衡機能	12	43	22	71	2	48	198
	音声・言語・そしゃく機能	2	2	14	8			26
	肢体不自由	189	166	152	254	149	48	958
	内部	371	5	51	117			544
	<b>小計</b>	<b>655</b>	<b>263</b>	<b>247</b>	<b>458</b>	<b>161</b>	<b>99</b>	<b>1,883</b>
18歳未満	視覚	0	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能	0	1	1	0	0	0	2
	音声・言語・そしゃく機能	0	0	0	0			0
	肢体不自由	7	1	2	1	0	0	11
	内部	6	0	1	0			7
	<b>小計</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>20</b>
計	視覚	81	47	8	8	10	3	157
	聴覚・平衡機能	12	44	23	71	2	48	200
	音声・言語・そしゃく機能	2	2	14	8			26
	肢体不自由	196	167	154	255	149	48	969
	内部	377	5	52	117			551
<b>合計</b>	<b>668</b>	<b>265</b>	<b>251</b>	<b>459</b>	<b>161</b>	<b>99</b>	<b>1,903</b>	



資料: 洲本市福祉課 (令和4年度末現在)

### 世代別構成比(令和4年度)

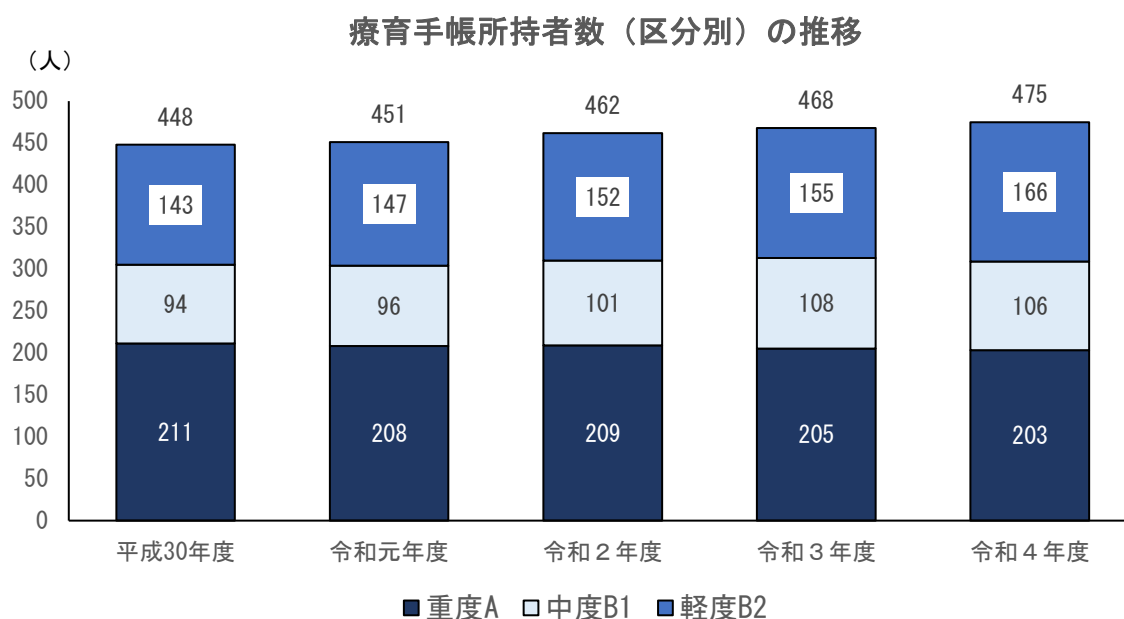


資料：洲本市福祉課（令和4年度末現在）



## (4)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は増加傾向にあります。区分別では、特に「重度A」の人が多くなっていますが、年々増加し続けているのは「中度B1」や「軽度B2」となっています。



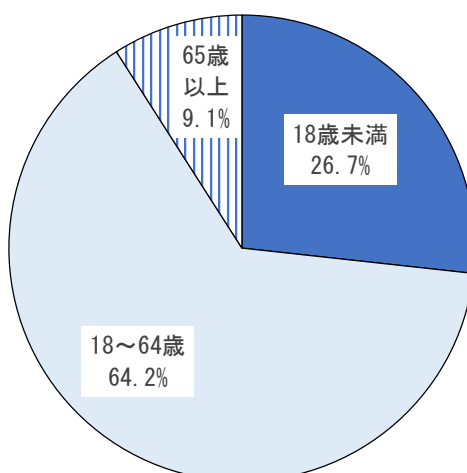
資料：洲本市福祉課（各年度末現在）

単位：人

	A（重度）	B 1（中度）	B 2（軽度）	計
18歳以上	182	88	78	348
18歳未満	21	18	88	127
計	203	106	166	475

資料：洲本市福祉課（令和4年度末現在）

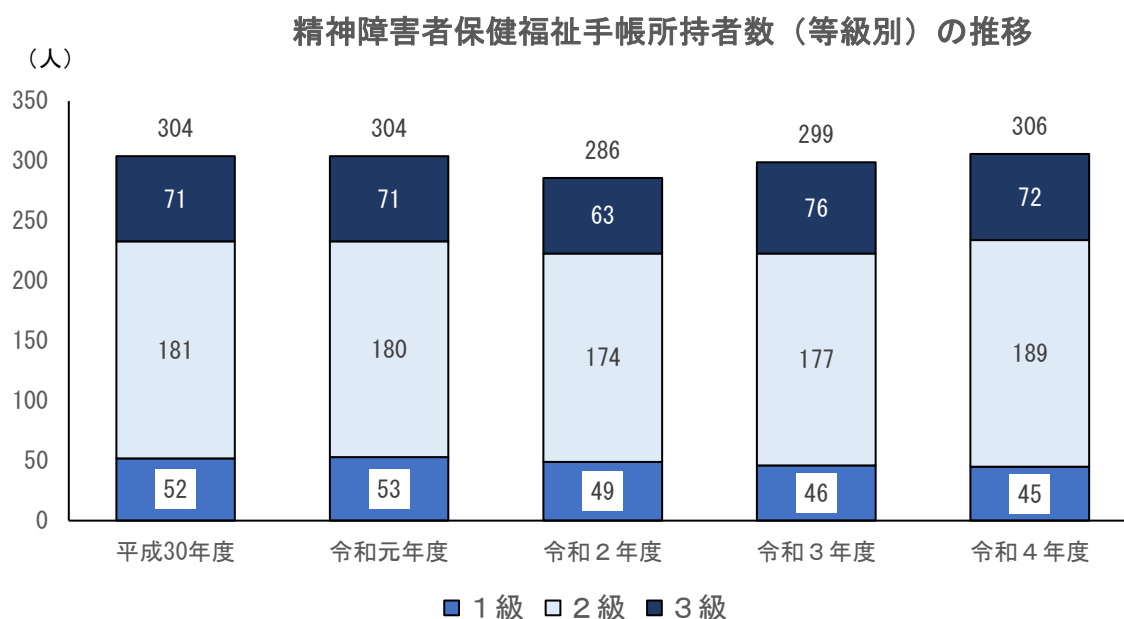
## 世代別構成比（令和4年度）



資料：洲本市福祉課（令和4年度末現在）

## (5)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

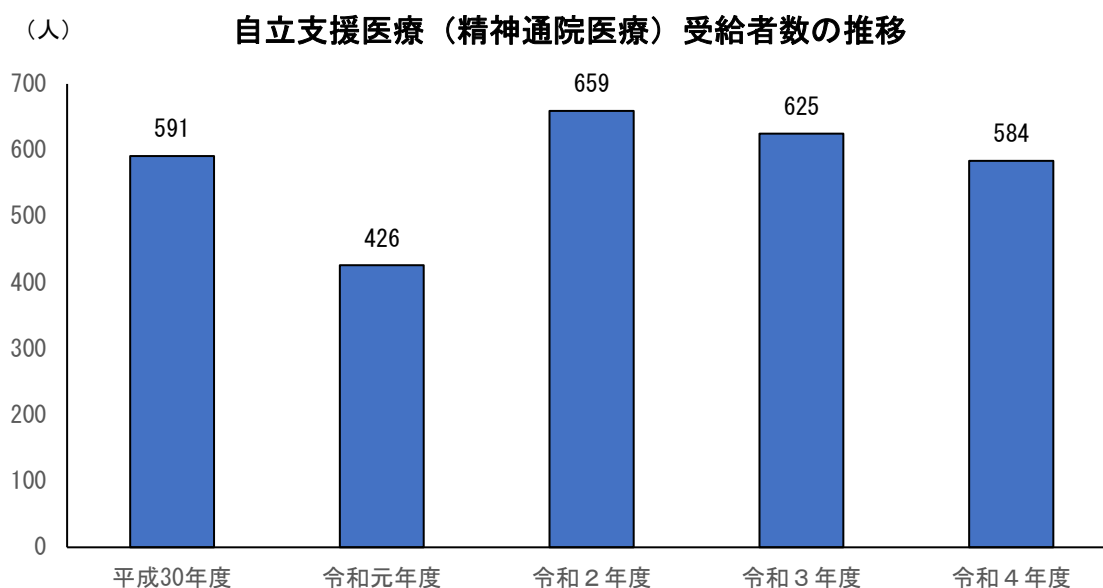
精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。等級別で見ると、「2級」が多く、重度である「1級」に該当する人は年々少しずつ減少しています。



資料：洲本市福祉課（各年度末現在）

## (6)自立支援医療(精神通院医療)受給者数

自立支援医療(精神通院医療)の受給者は令和2年度が最も多くなっており、その後、年々減少しています。



資料：洲本市福祉課（各年度末現在）

※令和元年度においては、受給者数が減少に転じている要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症が影響していると考えられます。

## (7)障害支援区分の認定状況

令和4年度における障害支援区分の認定状況は、知的障害の人が最も多く、その中でも「区分6」に該当する人が55人と最も多くなっています。

単位：人

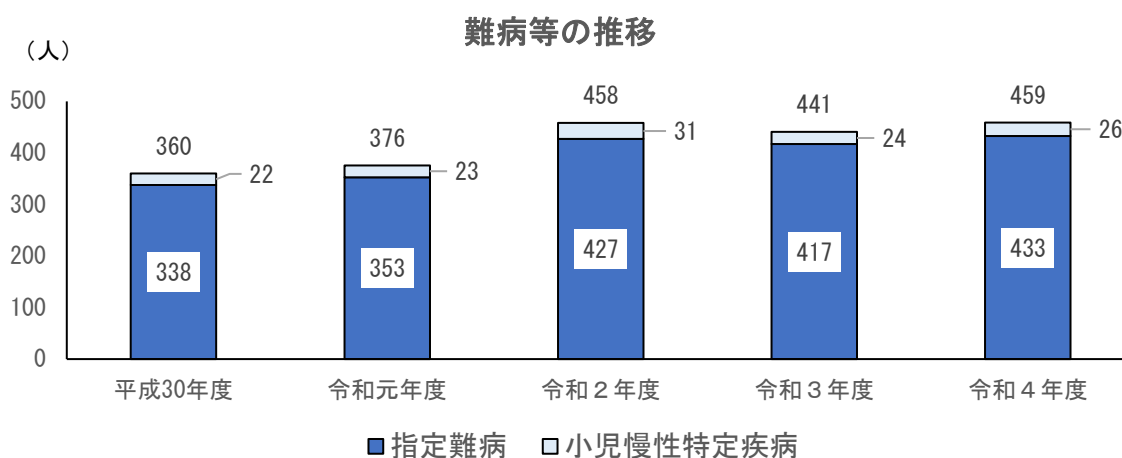
令和2年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	1	3	10	12	7	17	50
知的障害	2	10	32	40	36	48	168
精神障害	3	43	21	9	1	0	77
重複障害	0	5	3	6	5	20	39
計	6	61	66	67	49	85	334
令和3年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	1	2	7	10	6	16	42
知的障害	0	12	31	39	28	55	165
精神障害	3	34	24	6	1	2	70
重複障害	1	4	3	5	5	19	37
計	5	52	65	60	40	92	314
令和4年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	1	3	6	8	7	15	40
知的障害	0	11	26	42	26	55	160
精神障害	3	34	27	5	1	1	71
重複障害	0	4	3	5	4	20	36
計	4	52	62	60	38	91	307

資料：洲本市福祉課

## (8)難病等の推移

指定難病が追加されていることもあり、指定難病患者数は平成30年度に比べると令和4年度では95人増え、433人となっています。

なお、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる難病は、366疾病となっています。



資料：洲本市福祉課

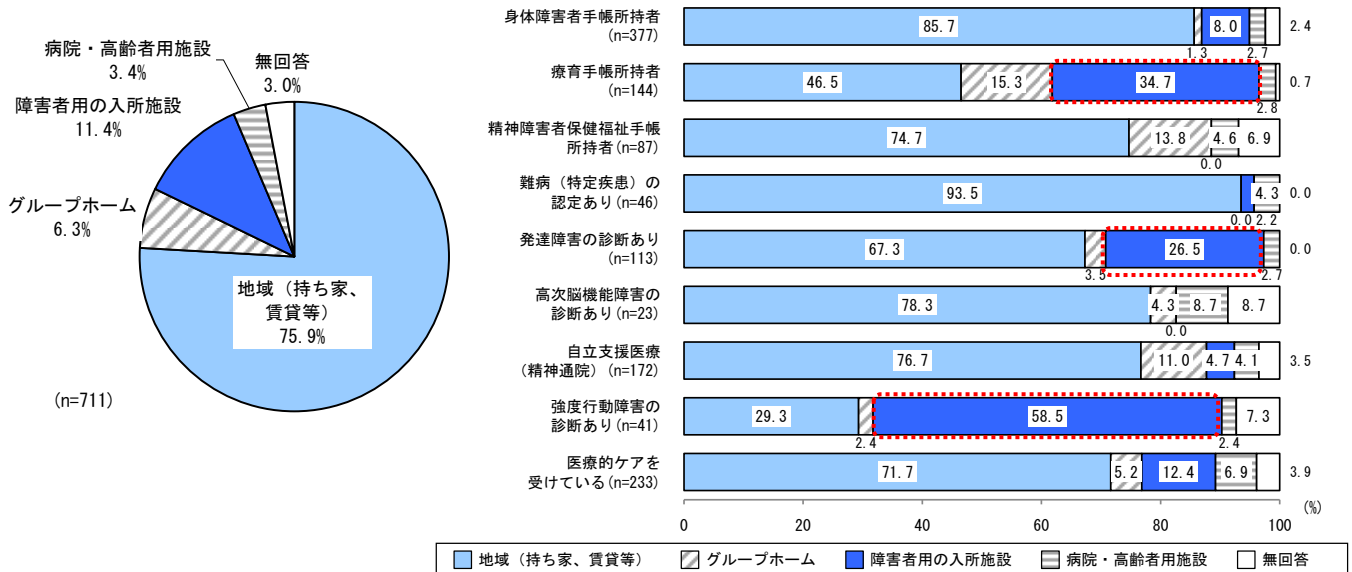
## 2. アンケート調査結果

### (1) 障害者・障害児へのアンケート

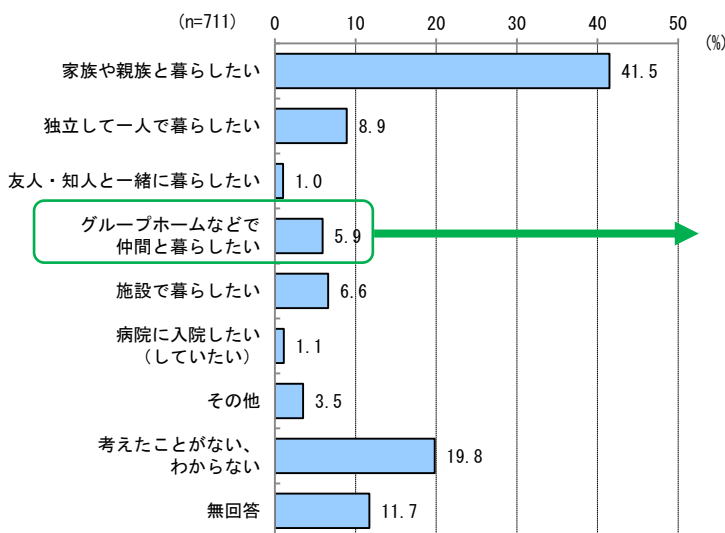
#### ①現在の暮らしについて

- 回答者の多くが、地域（持ち家や賃貸等）で暮らしており、『療育手帳所持者』『発達障害の診断あり』『強度行動障害の診断あり』の人は、「障害者用の入所施設」にいる割合が高くなっています。
- 今後の暮らし方として、「グループホームなどで仲間と暮らしたい」の回答が5.9%となっています。そのうちのほとんどが移行の時期を「何年後か決まっていないが、将来的な希望」としています。

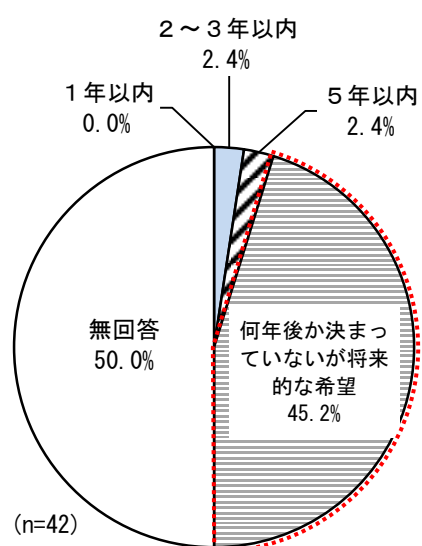
【現在の暮らし方（障害種別）】



【今後の暮らし方の希望】



【グループホームへ移行を希望する時期】





## ②地域で暮らし続けるために必要な支援

- 地域で暮らし続けるために必要な支援として、『生活支援・医療』分野では、「主治医や医療機関が近くにあること」は障害特性に関わらず高くなっています。また、精神障害のある人以外は、配食サービスや掃除、洗濯等の家事の支援を必要としています。一方、知的、精神障害のある人、障害のある児童は「身近に相談に乗ってくれる人がいること」も必要としています。
- 『社会参加・自立支援・生活環境・障害者理解』の分野は、障害特性に関わらず、収入や緊急時の対応、障害特性を理解した支援者などが求められています。
- 外出時の困難は、交通手段の不便さと困った時の対応方法について、障害特性を問わず課題となっています。

### 【地域で暮らし続けるために必要な支援】

#### ○生活支援・医療（上位3位）

	身体(n=323)	知的(n=67)	精神(n=65)	難病(n=43)	障害児(n=91)
1位	主治医や医療機関が近くにあること	身近に相談に乗ってくれる人がいること	身近に相談に乗ってくれる人がいること	食事の準備を頼める人がいること(配食サービスがあることなど)	仕事に就くこと、またはそのための準備をすること(就労継続・移行支援サービスなど)
2位	食事の準備を頼める人がいること(配食サービスがあることなど)	食事の準備を頼める人がいること(配食サービスがあることなど)	通院費の負担を軽くすること	主治医や医療機関が近くにあること	障害特性に合わせた訓練などができる場があること(児童発達支援サービスなど)
3位	掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること	掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること	主治医や医療機関が近くにあること	掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること	身近に相談に乗ってくれる人がいること

#### ○社会参加・自立支援・生活環境・障害者理解（上位3位）

	身体(n=323)	知的(n=67)	精神(n=65)	難病(n=43)	障害児(n=91)
1位	生活するのに十分な収入があること	生活するのに十分な収入があること	生活するのに十分な収入があること	生活するのに十分な収入があること	生活するのに十分な収入があること
2位	緊急時に助けてくれる人がいること	障害特性を理解した支援者がいること	緊急時に助けてくれる人がいること	緊急時に助けてくれる人がいること	緊急時に助けてくれる人がいること
3位	介護タクシーなどの外出支援サービスがあること	緊急時に助けてくれる人がいること	障害特性を理解した支援者がいること 家族の理解や支援があること パートナーや友人などの理解者がいること	障害特性を理解した支援者がいること	家族の理解や支援があること

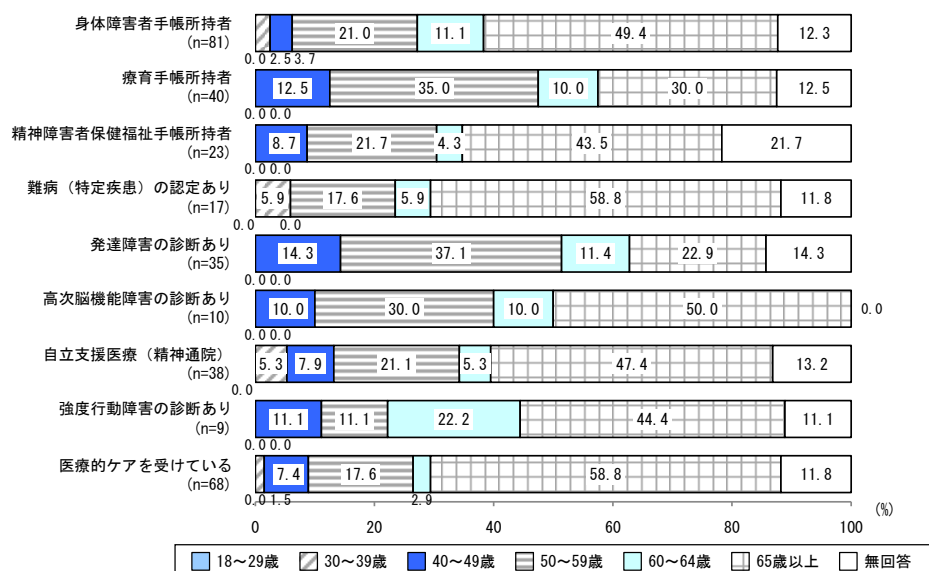
#### ○外出時の困難（上位3位）

	身体(n=377)	知的(n=144)	精神(n=87)	難病(n=46)
1位	交通手段(バスなど)が不便	困った時にどうすればいいのか心配	交通手段(バスなど)が不便	交通手段(バスなど)が不便
2位	道路の段差が多い	コミュニケーションできるかが心配	外出時にお金がかかる	道路の段差が多い
3位	困った時にどうすればいいのか心配	交通手段(バスなど)が不便	困った時にどうすればいいのか心配	困った時にどうすればいいのか心配

### ③介助者について

- 知的障害、発達障害のある人を除いて、介助者の年齢が65歳以上の割合が4割以上です。
- 一時的に介護・支援ができなくなった場合の対応として、介助者が65歳以上の場合でも15.7%の人が「誰に頼めばよいかわからない」と回答しています。

#### 【介助者の年齢（障害種別）】

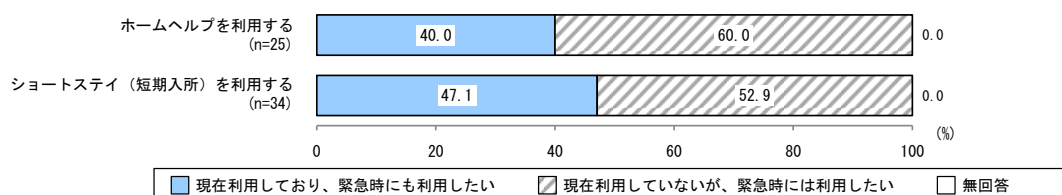


#### 【緊急時の対応（介助者の年齢別）（上位7位）】

単位：%

	利用短期入所施設をイ	利用ホームヘルプを	他の家族に頼む	病院を利用する	訪問看護を利用する	相談する	相談支援事業所や	誰かに頼めばよいか
全体(n=155)	21.9	16.1	25.2	12.3	18.7	42.6	13.5	
30~39歳(n=2)	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	
40~49歳(n=11)	36.4	18.2	18.2	9.1	0.0	45.5	18.2	
50~59歳(n=37)	16.2	16.2	35.1	5.4	16.2	45.9	10.8	
60~64歳(n=15)	26.7	20.0	46.7	0.0	33.3	46.7	0.0	
65歳以上(n=70)	25.7	17.1	17.1	20.0	22.9	42.9	15.7	

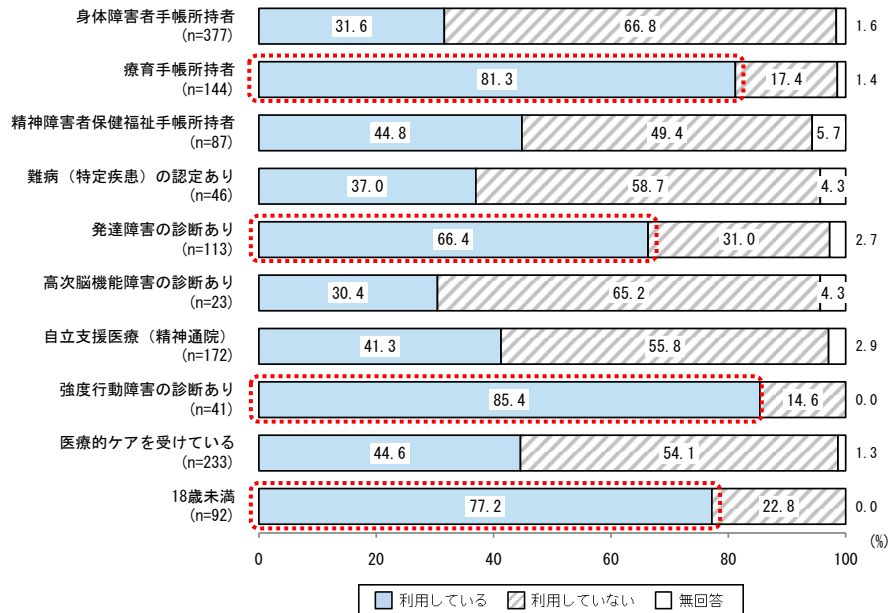
#### 【ショートステイ・ホームヘルプの現在の利用状況について】



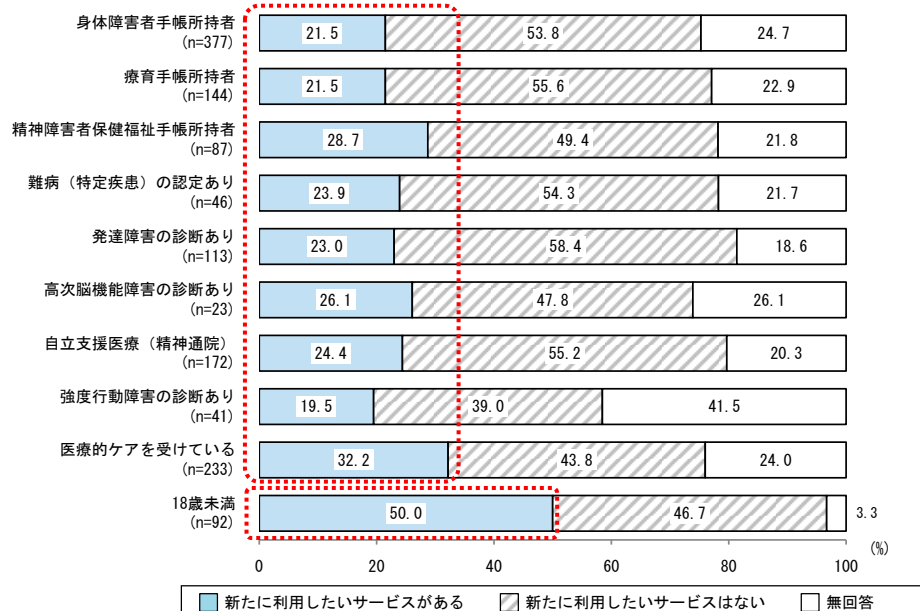
#### ④福祉サービスについて

- 知的障害や発達障害のある人、18歳未満の児童でサービス利用が多い傾向にあります。また、今後新たにサービスを利用したいニーズはどの障害特性においても約2割あり、18歳未満の児童では、5割あります。

#### ○福祉サービスの利用者（障害種別）



#### ○福祉サービスの利用希望者（障害種別）

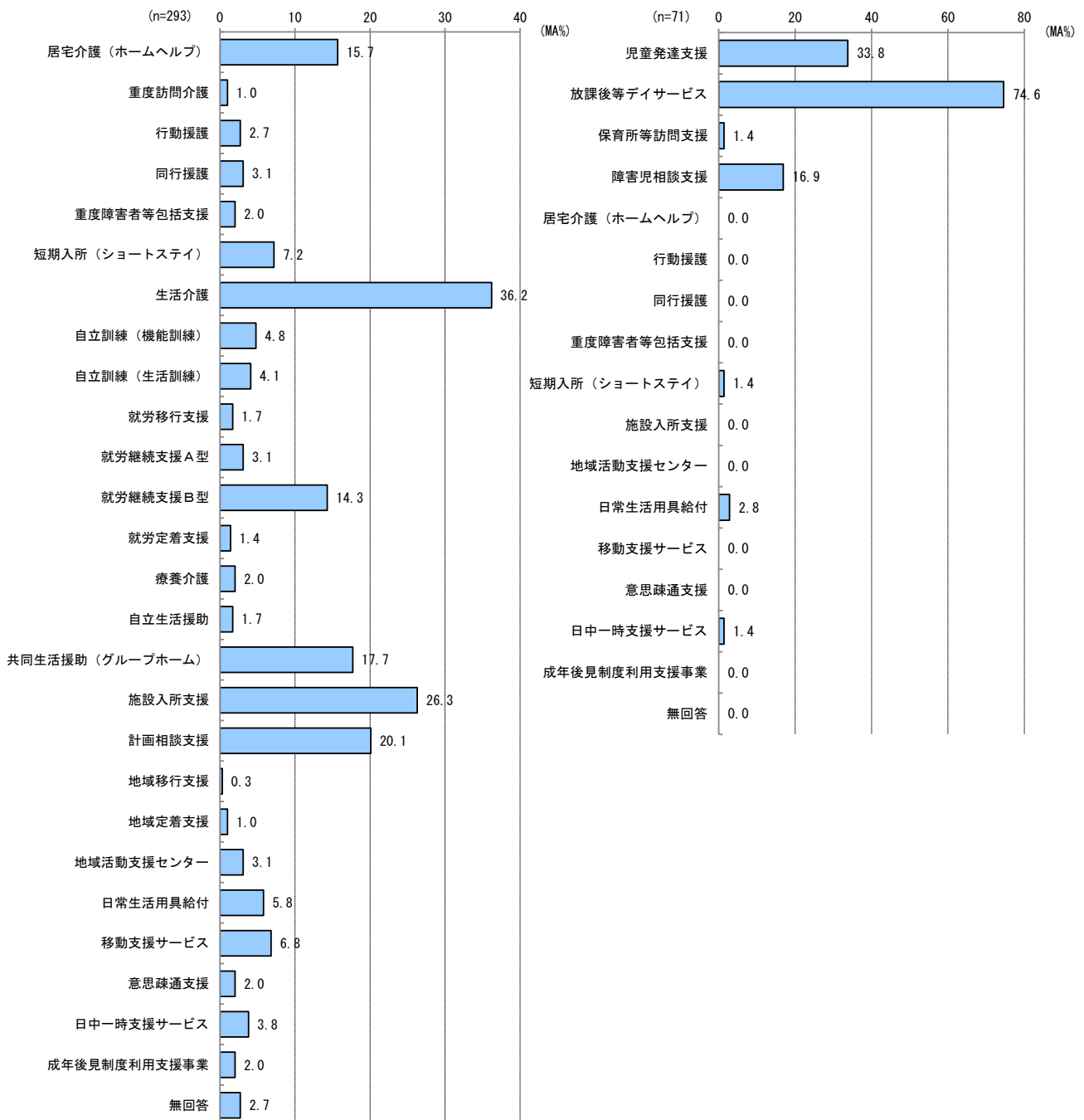


## ○現在利用しているサービス

- 18歳以上では、アンケート回答者のうち約4割の人がサービスを利用しており、その中で「生活介護」「施設入所支援」「共同生活援助(グループホーム)」「居宅介護(ホームヘルプ)」の利用の割合が高くなっています。
- 18歳未満では、アンケート回答者のうち約8割の人がサービスを利用しており、その中で「放課後等デイサービス」「児童発達支援」の利用の割合が高くなっています。

(18歳以上)

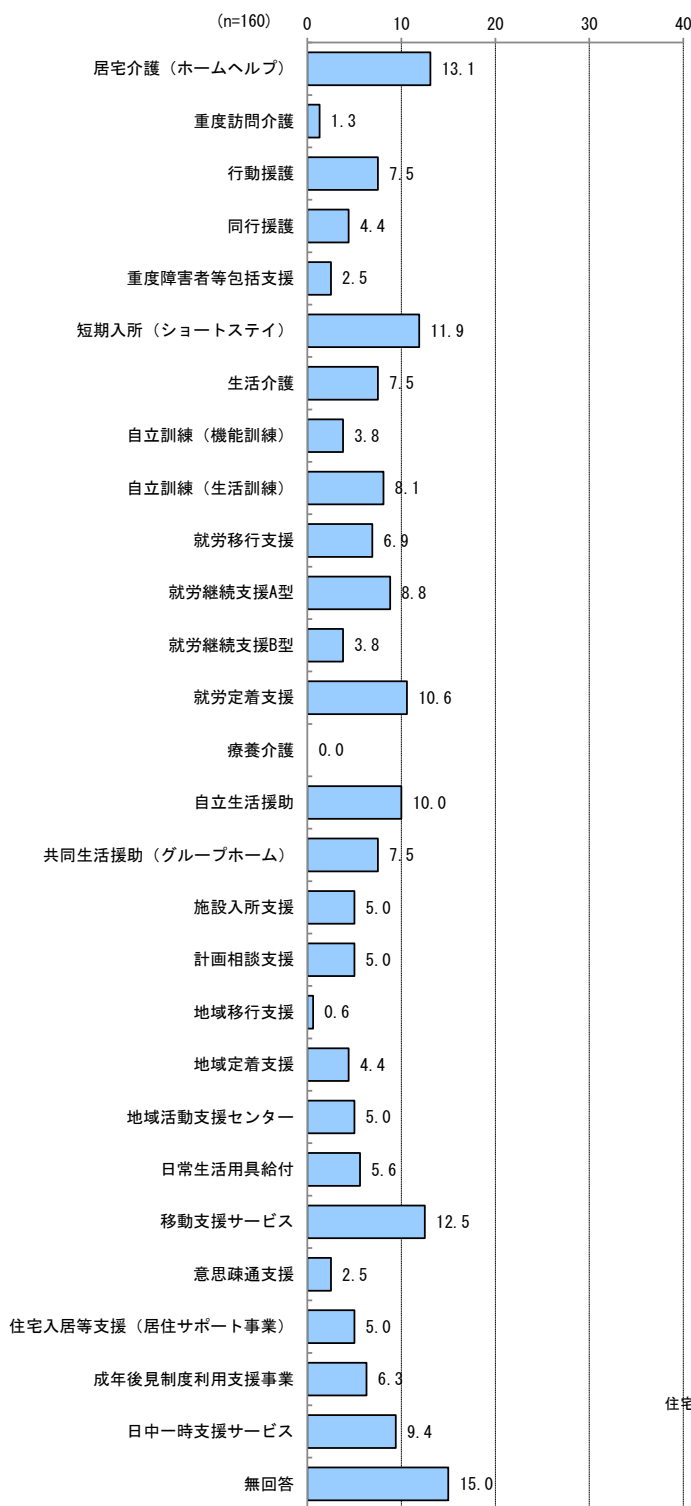
(18歳未満)



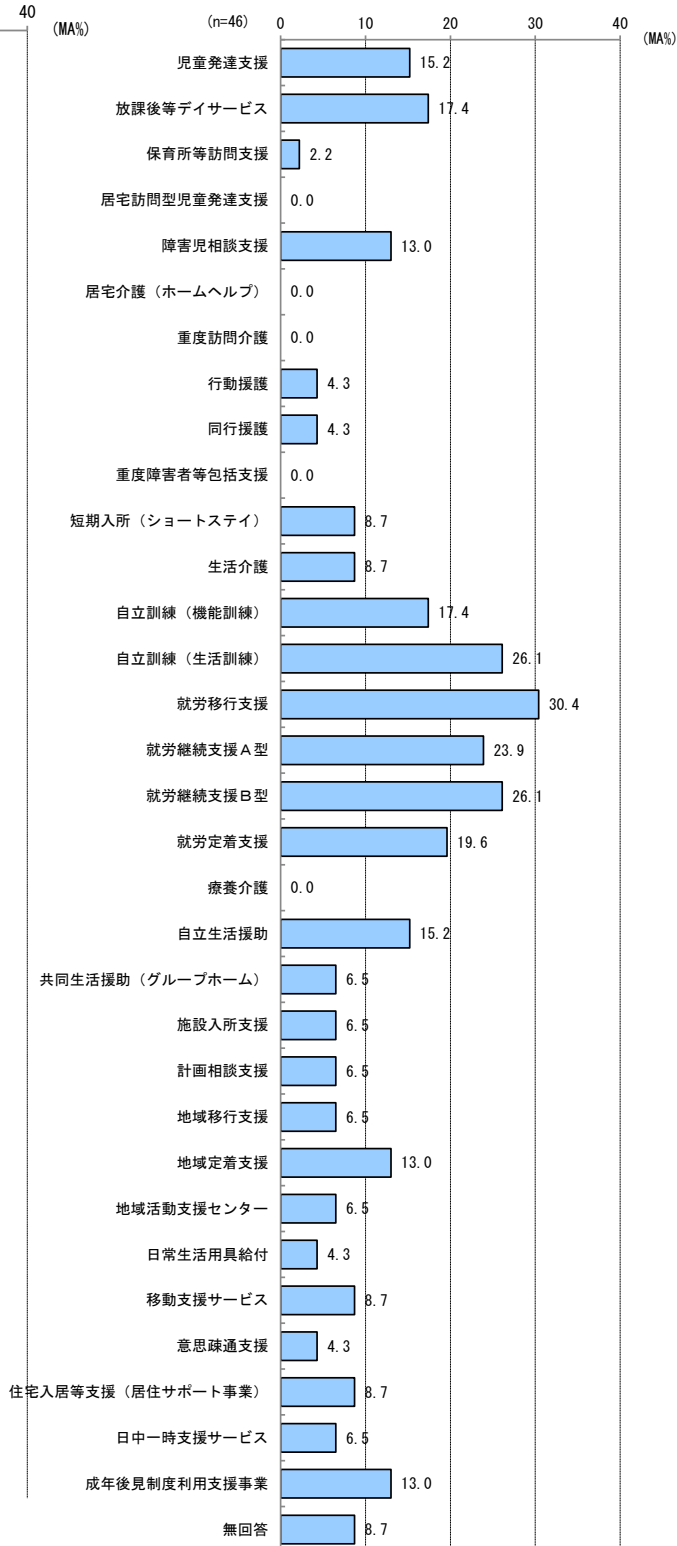
## ○現在利用していないが、今後新たに利用したいサービス

- 18歳以上では、アンケート回答者のうち2割の人が今後新たに利用したいサービスがあると回答しており、そのサービスとして「居宅介護」「移動支援サービス」「短期入所」の割合が高くなっています。
- 18歳未満では、アンケート回答者のうち5割の人が今後新たに利用したいサービスがあると回答しており、そのサービスとして「放課後等デイサービス」「児童発達支援」の割合が高く、また、成人期になって利用できる就労系サービスの割合も多くなっています。

### (18歳以上)



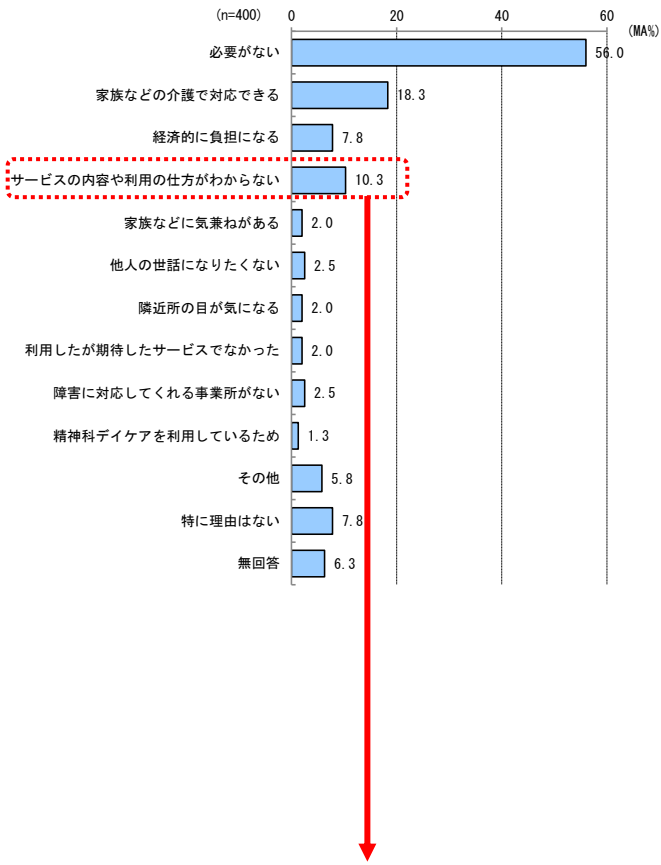
### (18歳未満)



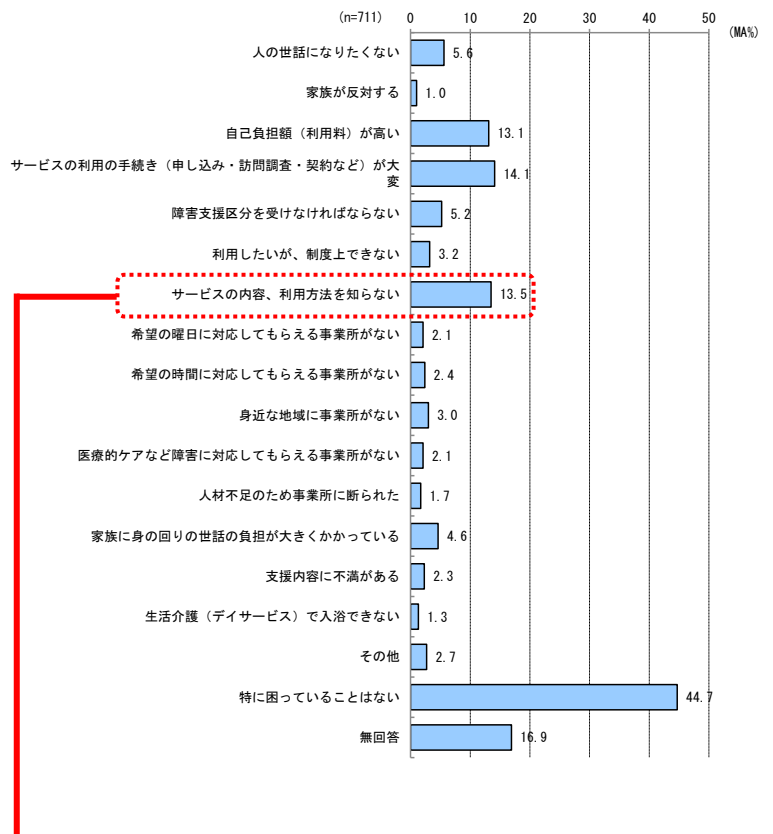
## ○サービスを利用していない理由と利用の課題（18歳以上）

- サービス未利用者、サービス利用者ともに「サービスの内容や利用の仕方（方法）がわからない（知らない）」の回答が1割以上あります。
- サービス内容や利用方法がわからない人について、どの年齢層、障害種別にも一定数いることがわかります。

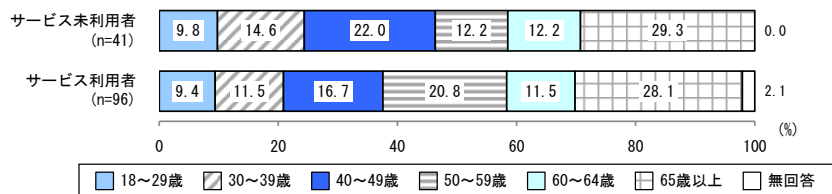
【福祉サービスを利用していない理由】



【福祉サービス利用の課題】



【利用内容や利用方法がわからない人】



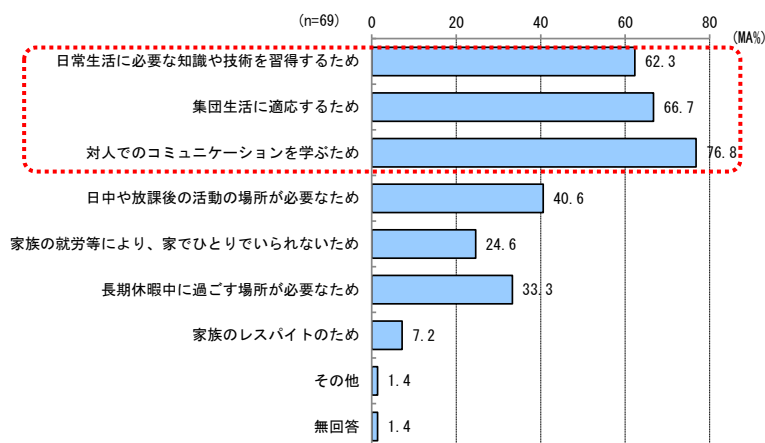
単位：%

	手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者福祉手帳所持者	難病（特定認定）	発達障害	高次脳機能障害	自立支援医療（精神通院）	強度性行動障害	医療的ケア	無回答
サービス未利用者 (n=41)	51.2	7.3	22.0	12.2	14.6	7.3	34.1	2.4	48.8	0.0
サービス利用者 (n=96)	46.9	12.5	21.9	7.3	24.0	6.3	37.5	4.2	44.8	2.1

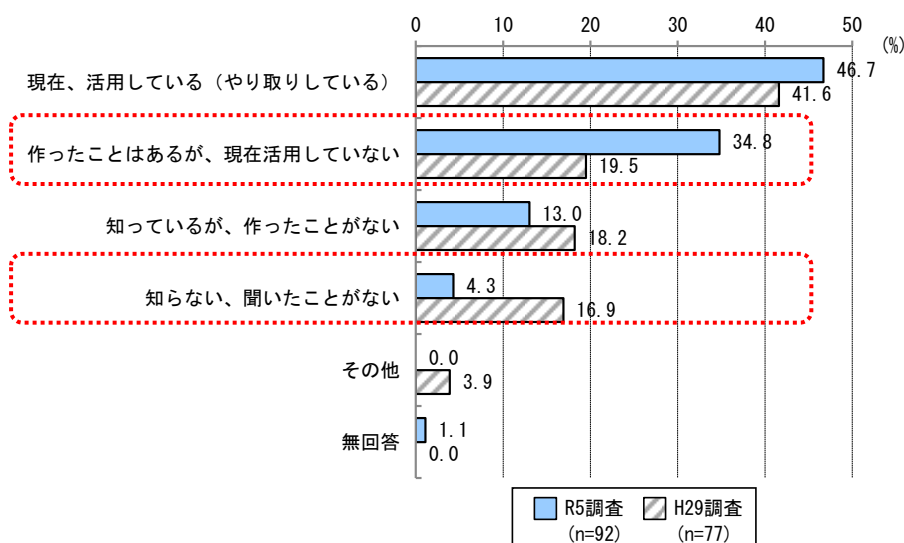
## ⑤児童のサービスについて

- 児童発達支援、放課後等デイサービス利用者のうち、「対人でのコミュニケーションを学ぶため」「集団生活に適応するため」「日常生活に必要な知識や技術を習得するため」での利用が多くなっています。
- 平成29年の調査に比べて、令和5年の調査では、サポートファイルを「知らない、聞いたことがない」と回答した割合は減少していますが、「作ったことはあるが、現在活用していない」の割合が増加しています。

### 【児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する理由】



### 【「つむぐファイル（サポートファイル）」の活用状況（経年比較）】



## ⑥相談について

- 相談するときに必要と思うことは、障害特性に関わらず身近なところに相談窓口があることや、わかりやすい情報提供が共通しています。
- 障害児や保護者の相談先として、どの年齢でも「保健師」や「医師」が共通して窓口となっています。
- 障害児や保護者が相談した時の年齢は、「2歳」が最も多くなっています。また、その後、サポートファイルを作成した人は、各年齢でおよそ半数となっています。
- 相談した年齢が『4～5歳』『6～8歳』は同時期にサポートファイルを作成していることが多い一方で、『生まれたとき』や『1歳』に相談した場合は、何年後かにサポートファイルを作成しています。

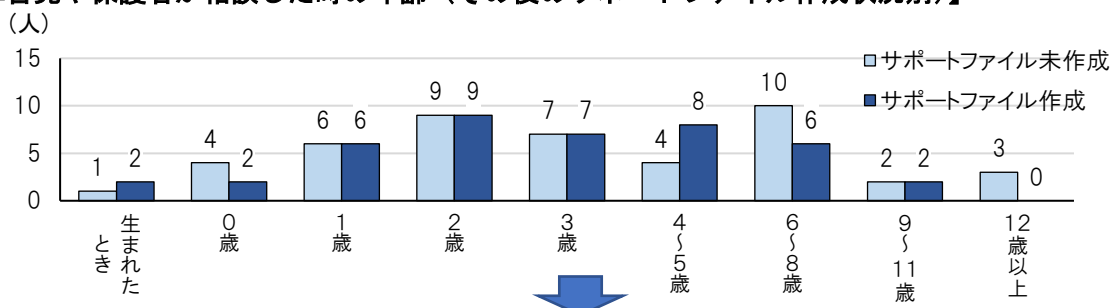
### 【相談するときに必要と思うこと（障害種別：上位3位）】

	身体(n=377)	知的(n=144)	精神(n=87)	難病(n=46)
1位	身近なところに相談窓口がある	身近なところに相談窓口がある	身近なところに相談窓口がある	身近なところに相談窓口がある
2位	わかりやすい情報提供	わかりやすい情報提供	休日や夜間にも相談できる	専門家による相談・助言が受けられる
3位	個人情報保護やプライバシーへの配慮	1箇所ですべての質問を相談できる	専門家による相談・助言が受けられる	わかりやすい情報提供

### 【障害児や保護者が生きづらさや暮らしの中での不安を感じたときの相談先（年齢別）】

	0～5歳(n=11)	6～11歳(n=40)	12～14歳(n=14)	15～17歳(n=19)
1位	保健師	保健師	その他	保健師
2位	医師	医師 その他	小学校の先生	その他
3位	市の相談窓口		医師 保健師	医師

### 【障害児や保護者が相談した時の年齢（その後のサポートファイル作成状況別）】



### 【サポートファイルを作成した年齢（相談年齢別）】

単位：人

相談時の年齢→	と生まれたとき	0歳	1歳	2歳	3歳	4～5歳	6～8歳	9～11歳
サポートファイル作成時の年齢↓								
0歳	0	1	0	0	0	0	0	0
1歳	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	0	0	0	2	1	0	0	0
3歳	0	1	1	4	0	1	1	0
4～5歳	1	0	1	2	2	3	1	0
6～8歳	1	0	3	1	4	3	4	2
9～11歳	0	0	1	0	0	0	0	0
12～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0
15～17歳	0	0	0	0	0	1	0	0



## ⑦就労について

- 身体、知的、精神、難病のいずれの障害においても、「働いておらず、今後も働く予定はない（働けない）」の回答が最も多くなっています。また、就労している場合は、知的障害のある人は就労継続支援B型、身体、精神、難病の人は一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員で働いている人が多い傾向です。
- 就労の課題と職場環境に求めることは、障害特性に関わらず共通しており、課題としては「収入が少ない」ことや「体調の維持」「相談できる人がいない」こと、職場環境には経営者や同僚への理解が求められています。

### 【就労形態（18～64歳：障害種別）】

単位：%

	社員として働いている	パート・アルバイトとして働いている	一般企業などで働いている	自営事業として	家族の仕事を手伝っている	自宅で内職をしている	施設で働いている（雇用契約あり）	就労継続支援A型（施設で働いている）	就労継続支援B型（施設で働いている）	ピアサポーターとして働いている	働きたいと考えている	働いておらず、今後も働かない（働けない）	その他	無回答
全体(n=414)	10.6	17.1	3.6	3.4	0.2	2.2	9.2	0.0	10.9	30.9	3.4	8.5		
身体障害者手帳所持者(n=160)	17.5	18.1	4.4	4.4	0.6	0.6	1.3	0.0	12.5	30.0	3.1	7.5		
療育手帳所持者(n=126)	2.4	13.5	0.0	0.8	0.0	1.6	19.8	0.0	5.6	46.8	2.4	7.1		
精神障害者保健福祉手帳所持者(n=70)	5.7	15.7	4.3	4.3	0.0	8.6	8.6	0.0	8.6	25.7	2.9	15.7		
難病（特定疾患）の認定あり(n=25)	12.0	24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	36.0	4.0	4.0		
発達障害の診断あり(n=99)	2.0	15.2	0.0	3.0	0.0	3.0	16.2	0.0	13.1	36.4	1.0	10.1		
高次脳機能障害の診断あり(n=10)	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0		
自立支援医療（精神通院）(n=133)	9.8	16.5	3.8	3.8	0.0	3.8	9.8	0.0	15.0	23.3	3.8	10.5		
強度行動障害の診断あり(n=30)	3.3	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7	0.0	3.3	66.7	6.7	6.7		
医療的ケアを受けている(n=108)	13.9	13.0	4.6	0.9	0.0	1.9	4.6	0.0	11.1	38.9	0.9	10.2		

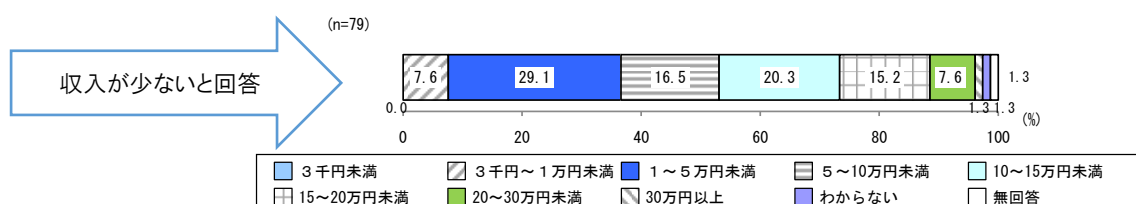
### 【働いていない・働けない理由（18～64歳：障害種別）】

	身体(n=73)	知的(n=69)	精神(n=26)
1位	障害のためにできる仕事がない	障害のためにできる仕事がない	障害のためにできる仕事がない
2位	障害が重く、行動に制限がある	仕事をする必要がない	障害が重く、行動に制限がある
3位	仕事をするのが不安	障害が重く、行動に制限がある	仕事をするのが不安 求職中

### 【働くときに困る・不安に思うこと（18～64歳：障害種別）】

	身体(n=75)	知的(n=48)	精神(n=33)
1位	収入が少ない	特に困っていることはない	収入が少ない
2位	特に困っていることはない	収入が少ない	良い体調を維持するのが難しい
3位	良い体調を維持するのが難しい	困った時に相談できる人がいない	困った時に相談できる人がいない

### 【1か月の賃金（作業工賃含む）（18～64歳で「収入が少ない」と回答した人のみ）】



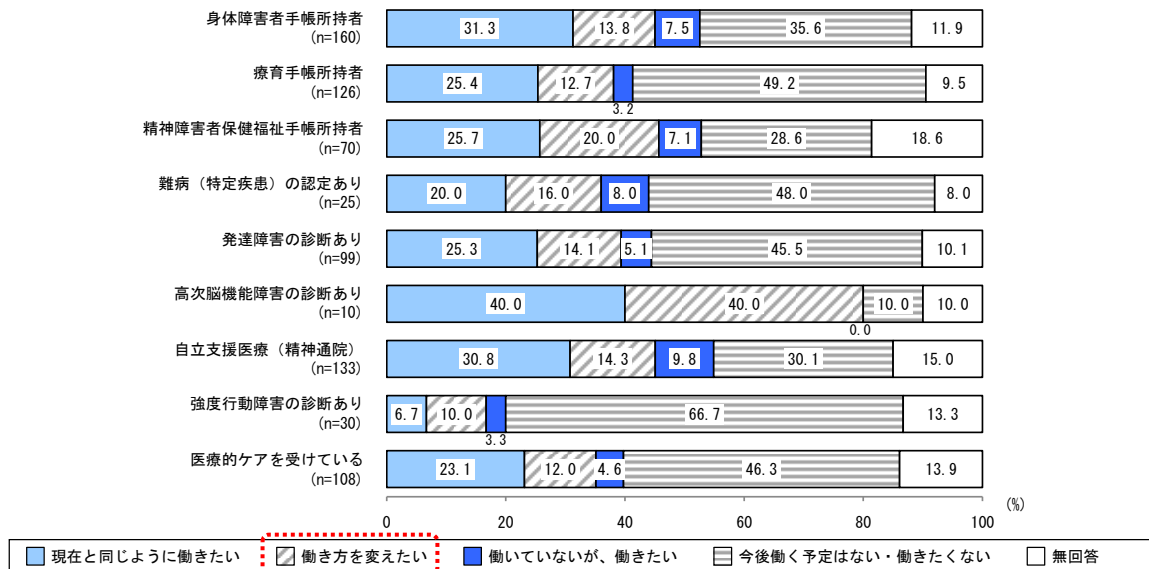
【職場や一緒に働く人に希望すること（18～64歳：障害種別）】

	身体(n=75)	知的(n=48)	精神(n=33)
1位	経営者が障害への理解を深めること	経営者が障害への理解を深めること	経営者が障害への理解を深めること
2位	同僚が障害への理解を深めること	職場内に相談窓口や障害の知識をもった人がいること	通院等で休むことができること
3位	通院等で休むことができること	同僚が障害への理解を深めること	同僚が障害への理解を深めること

【働き方を変えたい割合とその内容：障害種別】

- 障害種別に関わらず、1～2割の人が「働き方を変えたい」と回答しています。そのうち、41.0%が「一般企業などで正社員として働きたい」と回答しています。
- 就労移行の内容としては、一般企業で正社員として働いている人は自分で事業をすること、パート・アルバイトの人は正社員、就労継続支援A型、B型の人は一般企業での就労を希望する割合が高くなっています。

【働き方の意向】



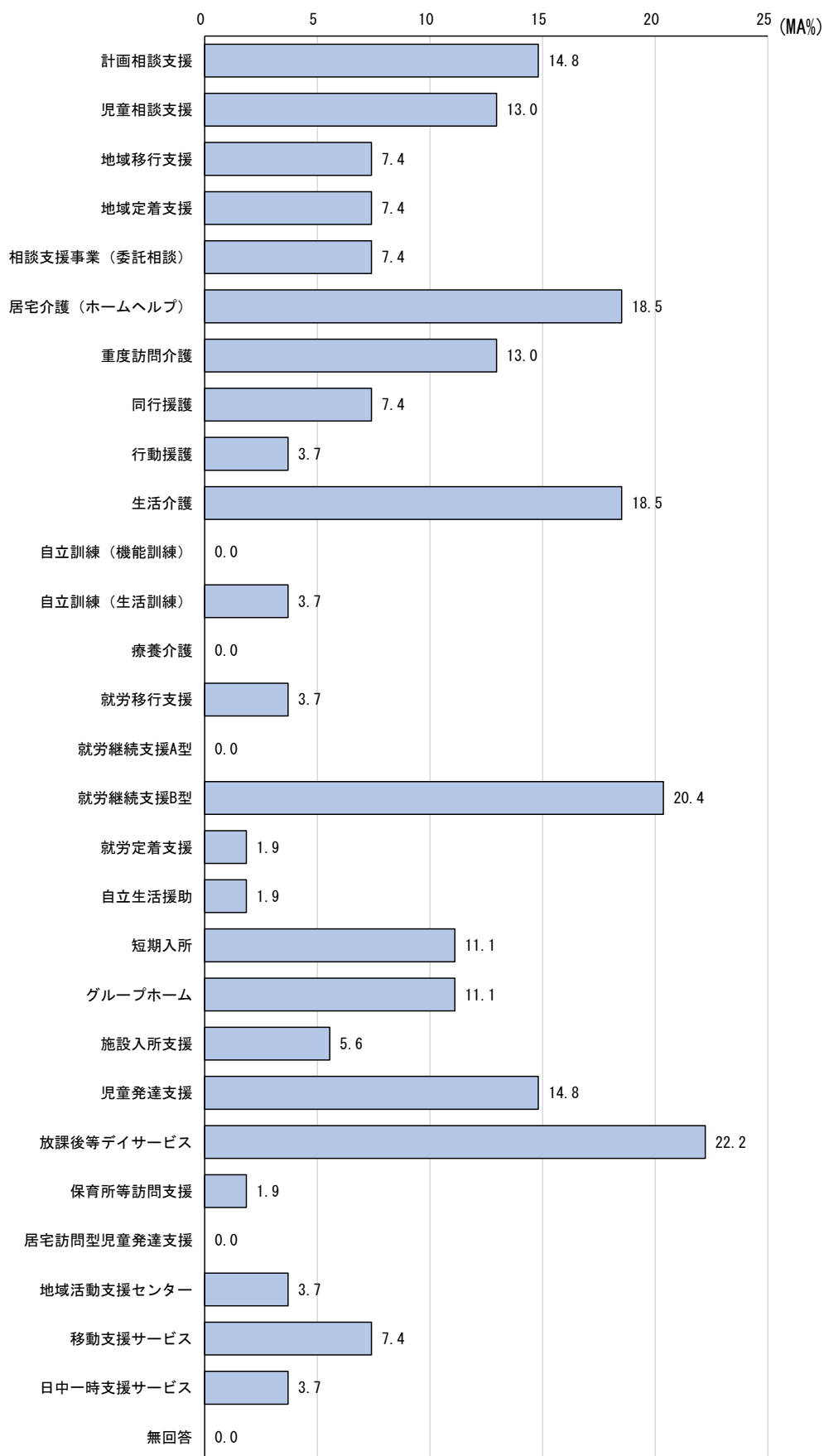
単位：%

	き正一 た社般 員企 と業 しな ど 働 で	とイパー しト一 ト般 働派・業 遣アな た社ル 員バで	た自 分 で 事 業 を し	い家 たの い仕 事 を 手 伝	た自 宅 で 内 職 を し	りい施 （就 ）設労 雇設 用設 契続 約働 き支 約援 きた たA	しい施 （就 ）設労 雇設 用設 契続 約働 きた たB	そ 他	無 回 答
全 体 (n=61)	41.0	11.5	8.2	1.6	4.9	3.3	1.6	9.8	18.0
一般企業などで正社員として働いている (n=9)	0.0	11.1	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	44.4
一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている (n=28)	64.3	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	14.3	7.1
自分で事業をしている (n=3)	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
家の仕事を手伝っている (n=4)	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0
就労継続支援A型施設で働いている（雇用契約あり） (n=4)	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
就労継続支援B型施設で働いている（雇用契約なし） (n=13)	38.5	30.8	0.0	0.0	0.0	15.4	0.0	7.7	7.7

## (2)障害福祉サービス提供事業所へのアンケート

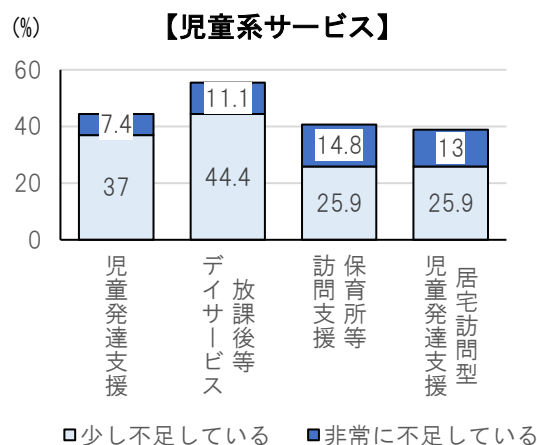
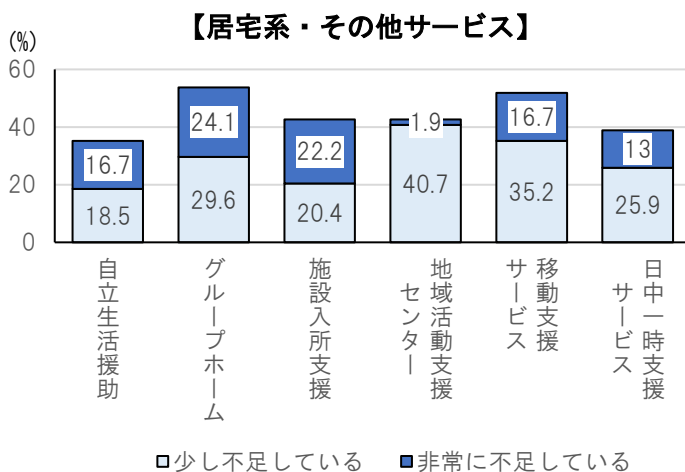
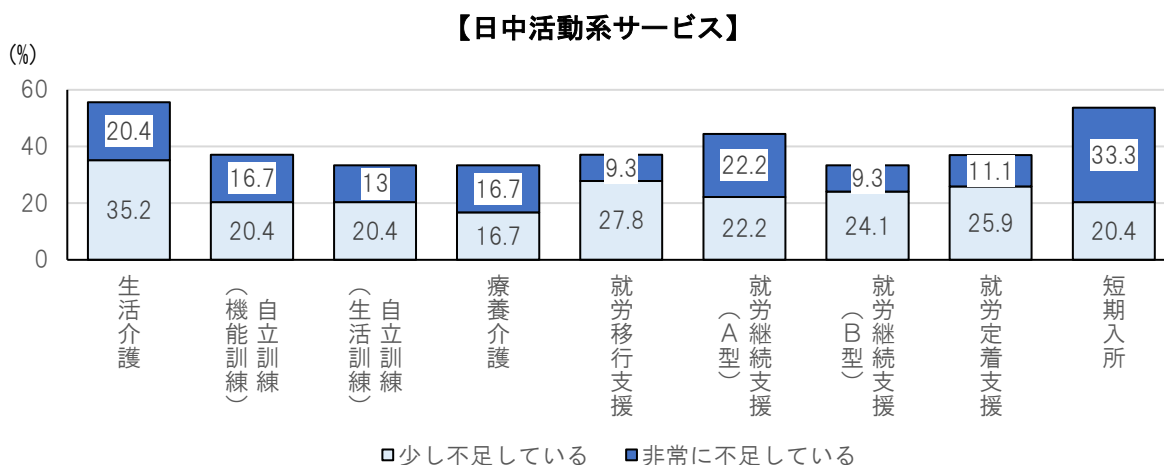
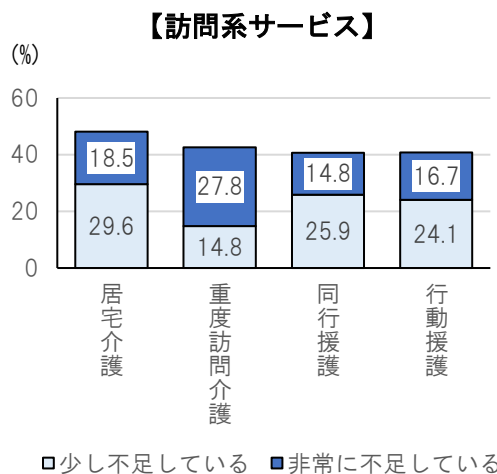
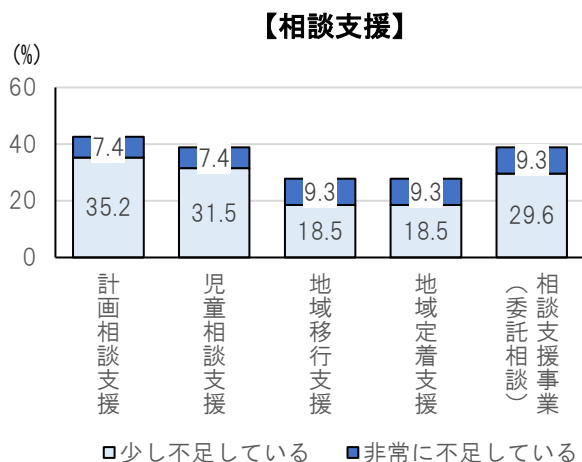
### ①提供しているサービス

- アンケートに回答した事業所が提供しているサービスについて、「放課後等デイサービス」「就労継続支援B型」「生活介護」「居宅介護」「計画相談支援」「児童発達支援」が多くなっています。



## ②洲本市内で不足しているサービス

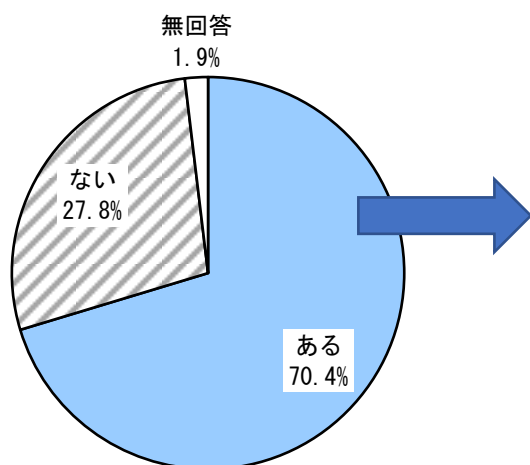
- 「少し不足している」と「非常に不足している」の回答率をあわせると、「生活介護」「短期入所」「グループホーム」「放課後等デイサービス」「移動支援サービス」が50.0%以上と高くなっています。



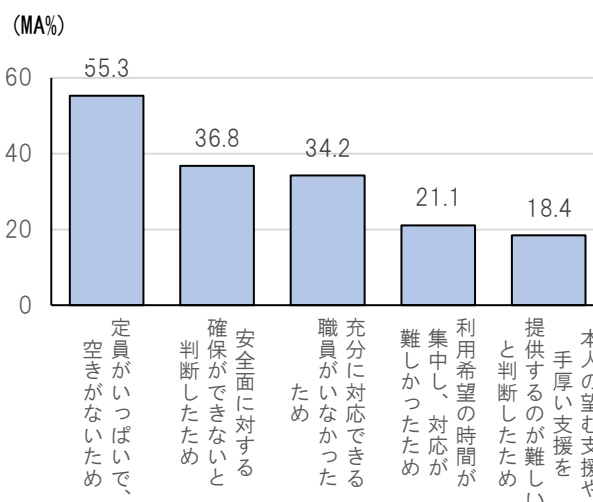
### ③事業所における課題

- サービスの利用を断ったことがある事業所は7割以上であり、その理由として「定員がいっぱいで、空きがないため」が高くなっています。
- 事業を展開するうえでの課題として「職員の確保が困難」が最も高く、不足している人材は「サービス管理責任者」「生活支援員」「ホームヘルパー」などが高くなっています。

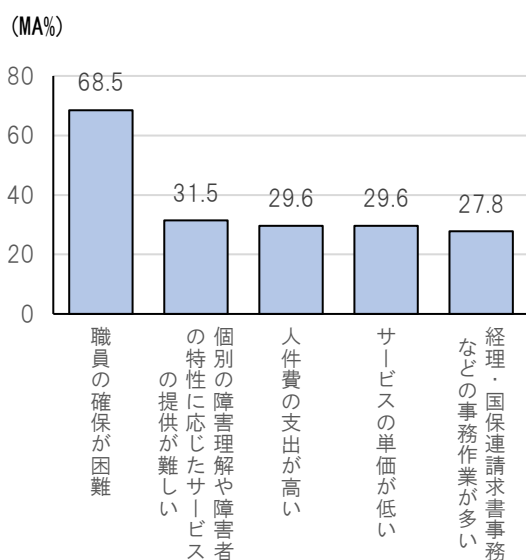
【サービスの利用を断ったケースの有無】



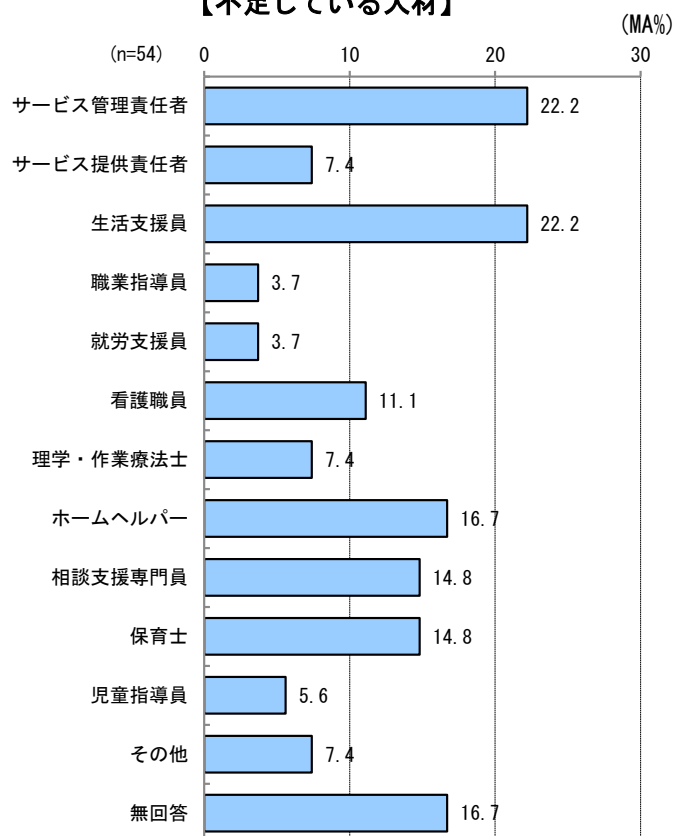
【断った理由（上位5位）】



【事業を展開するうえでの課題（上位5位）】



【不足している人材】



### (3)障害者関係団体へのアンケート・ヒアリング

#### ①洲本市内におけるサービスに対する意見

##### 【訪問系サービス】

ホームヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性をどこまで理解してもらえるか不安。</li> <li>・ヘルパー(ガイド)不足。</li> <li>・本人がサービスの本質を分かっていないことが多い。</li> <li>・ホームヘルプサービスがあることを知らず、障害支援区分の認定を受ける人が少ない。</li> </ul>
--------	--

##### 【日中活動系サービス】

就労系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A型、B型も複数あるが、当事者本位での選択肢が少ない。</li> <li>・A型は現在、1事業所だが、複数の事業所があればありがたい。</li> <li>・B型の時給が低く、モチベーションが上がらないこともある。</li> <li>・自立訓練について、事業所の選択肢があればよい。</li> </ul>
短期入所 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用したい時に利用できるのか、事前に手続きが必要なのかもわかっていないことがある。</li> <li>・事業所がもっと多ければ良いと思う。</li> <li>・緊急時に地域生活支援拠点事業が調整してくれるとのことだが、不安があるので、もう少し事業所があれば不安が解消される。</li> <li>・短期入所の利用について障害支援区分の認定が必要になるが、それを知らない人がおり、何かあれば入院するしかないと思っている人が多いため、もっと利用方法を知ってもらおうほうが良い。</li> </ul>
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護は、洲本市内に少ないと感じる。</li> </ul>

##### 【居住系サービス】

グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる事業所の選択肢がもっと欲しい。親が選んであげることができるが、本人が幸せに暮らしていけるのか、そこが問題である。</li> <li>・親亡き後の生活をどこで、どのように暮らすのか考えたとき、現状、重度の障害の方も、グループホームに入りたいと思っている。生活の全てをサポートしてもらうのではなく、自分でできることを増やすことで、自信を持つことができ、成長を促すことができる。</li> </ul>
---------	--

### 【相談支援】

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害は良くなることが少なく、3か月に1回相談することについては、良い面と、わずらわしさを感じることもある。</li> <li>・定期的に相談ができるモニタリングは、「こんなことがあった」と想起して、自分もその期間にあったことを整理でき、些細な事を相談できる機会にもなる。</li> <li>・不登校の子どもについて、訪問してもらいたい。相談に行くのが難しいので、家という安心できる場所で療育を受けさせてほしい。</li> <li>・子どもが大きくなると当事者が相談しづらくなっているため、相談に行ける仕組みが欲しい。障害福祉サービスを利用している場合は、相談支援専門員が付き、いつでも事業所に相談に来てとのことだが、中々難しい。交通手段がない場合や外に出られない子どももいる。</li> <li>・児童サービスの利用を終えて成人になり、障害福祉サービスを利用しない人は相談支援専門員とのつながりがなくなり、相談先がなく困ることがある。</li> <li>・大きな問題でも起こらない限り、相談しづらいので、定期的に相談する場があることで、気にしてくれている、ほったらかしにされていないという気持ちになる。</li> <li>・相談支援事業所の場所が遠いので、相談に行けなくなることがある。今後、対応策を考えてほしい。</li> </ul>
------	--

### 【児童系サービス】

児童発達支援  放課後等 デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターなどで相談しやすい環境をつくってほしい。</li> <li>・放課後等デイサービスを利用しているが、中学生になると下校に合わせての送迎や、過ごせる時間が短くなるとの理由で利用が難しくなると言われている。将来的に時間や内容について、中高生を対象とした場所を作ってほしい。</li> <li>・放課後等デイサービスは増えているが、利用したい曜日に利用できないため、複数事業所で利用しているケースがある。同一事業所でずっと利用できるぐらいの事業所数がほしい。</li> <li>・送迎も場所が限られており、近い場所にある方が良い。</li> <li>・土曜、日曜、祝日も利用できる事業所があればありがたい。</li> </ul>
------------------------------	---

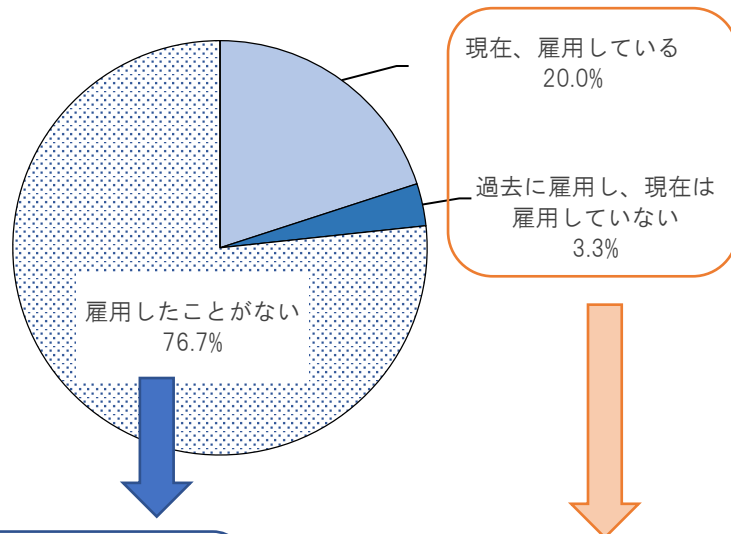
### 【地域生活を支援するサービス】

移動支援	・移動に不便を感じている人は多い。
意思疎通支援	・聴覚障害者に対するコミュニケーション支援が不足している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者は他者から守られる環境が整えば、ポテンシャルを持っているので、人格を守る権利擁護が必要。</li> <li>・意思決定の力が弱くなっているときに、選択肢を提示し、後押しをしてくれる存在があれば良い。</li> </ul>
過ごす場所	・日中の立ち寄り所が、島内にない。気軽に立ち寄ることができる場所が必要である。

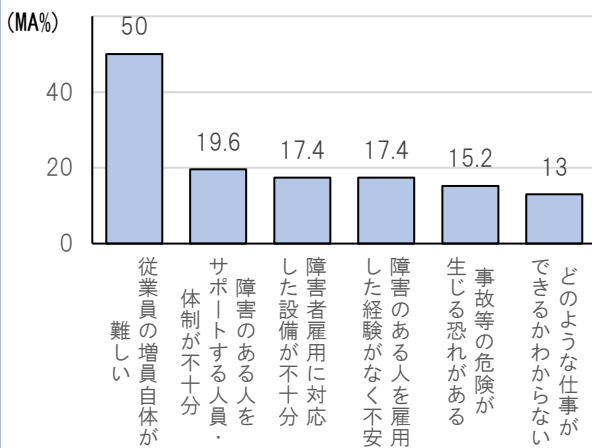
## (4)企業へのアンケート

- 障害者雇用を行っている企業は、2割であり、雇用したことがない企業が約8割となっています。その理由としては、従業員の増員が困難であることが挙げられています。

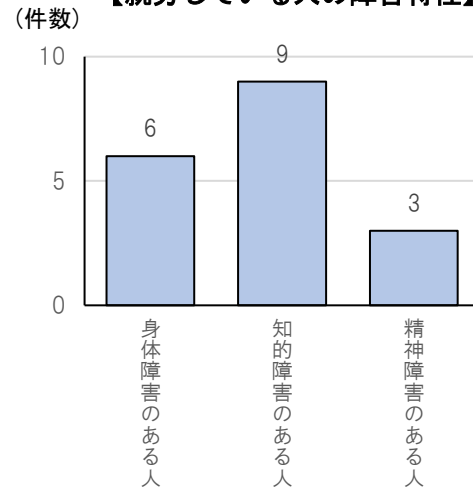
### 【障害者雇用の経験】



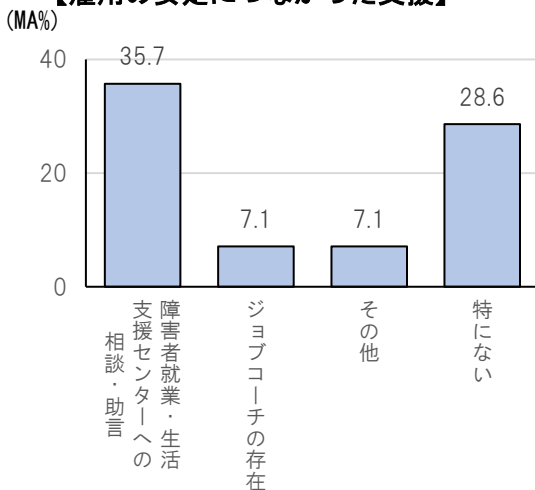
### 【障害者を雇用していない理由（上位6位）】



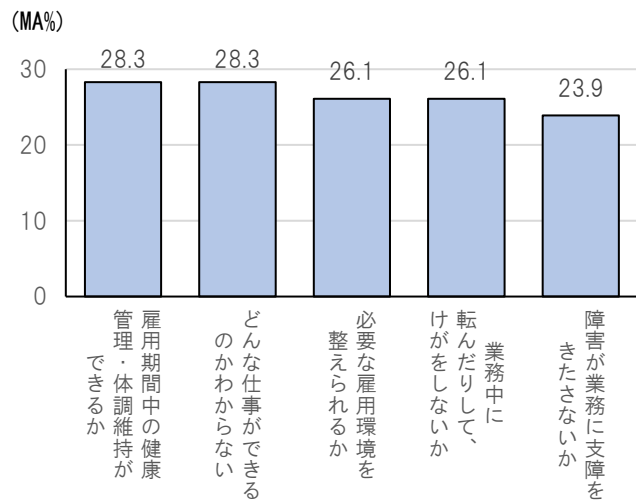
### 【就労している人の障害特性】



### 【雇用の安定につながった支援】



### 【障害者雇用で課題に感じたこと（上位5位）】





### 3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績

#### (1)数値目標の達成状況

##### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度時点で地域移行者数は4人と目標を達成していますが、施設入所者数は71人と目標の削減数に至っていません。施設入所者数は、少しずつ減少はしています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
福祉施設からの地域移行者数	目標	3年間の累計で4人			令和5年度の目標は令和元年度末時点から6%移行
	実績	1人	3人	—	

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
福祉施設の入所者数【基準値62人(令和元年度)】	目標	令和5年度末時点で61人			令和5年度の目標は令和元年度末時点から1.6%削減
	実績	74人	71人	—	

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を、令和5年度末までに設置することを目標としましたが、淡路圏域内における既存の様々な会議の状況等を踏まえ、協議の場のあり方について検討している段階であり、設置には至っていません。

項目	目標	令和3年度実績	令和4年度実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	未設置	未設置
協議の場の開催回数(回/年)	1回	0回	0回



### ③地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、平成31年4月より淡路圏域に1箇所整備しています。運用状況については、淡路障害者自立支援協議会で報告を受けることとしています。

項目	目標	令和3年度実績	令和4年度実績
地域生活支援拠点等の確保	1箇所	1箇所 (確保済)	1箇所 (確保済)
機能の充実のための地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施(年1回以上)	1回	2回	2回

### ④福祉施設から一般就労への移行等

令和4年度までに12人が一般就労へ移行することができました。目標の16人には達していませんが、就労継続支援B型からの一般就労移行者数は目標を上回っています。

項目	目標	令和3年度実績	令和4年度実績
一般就労への移行者数	16人	4人	8人
就労移行支援事業からの移行者数	10人	2人	2人
就労継続支援A型事業からの移行者数	2人	0人	1人
就労継続支援B型事業からの移行者数	4人	2人	5人
就労定着支援事業の利用者数	11人	5人	3人
就労定着率が8割以上の事業所の割合	91%	事業所なし	100%



## ⑤障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、まだ設置には至っておりません。また、令和4年度末時点においては、保育所等訪問支援事業所や重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所は、市内にはありません。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場については、「つむぐネットワーク」の名称で会議を実施しています。

なお、令和6年2月現在で重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが2箇所整備されています。

項目	目標	令和3年度実績	令和4年度実績
児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	0箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1構築	未構築	未構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	1箇所	0箇所	0箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備	1箇所	0箇所	0箇所
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備	1箇所	0箇所	0箇所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置



## ⑥相談支援体制の充実・強化等

本市においては、専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化を図るために基幹相談支援センターを市直営で設置済みであり、淡路障害者自立支援協議会等を通じて各種研修や連携・協議の場を設けています。

項目	目標	令和3年度実績	令和4年度実績
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保	確保済	確保済
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言	1件	0件	0件
相談支援事業者の人材育成の支援	1件	3件	4件
相談機関との連携強化の取組の実施	1回	4回	4回

## ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

兵庫県や関係機関との情報共有や研修への参加により、障害福祉サービスの質の向上を図っています。

項目	目標	令和3年度実績	令和4年度実績
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制確保	有	有	有



## (2)障害福祉サービス等の利用実績

### ①訪問系サービスの状況

重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、事業所の人材不足や市内に事業所がないなどの理由により、利用実績につながっていません。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
居宅介護	総利用時間 時間/月	計画値	1,264	1,321	1,377
		実績値	997	960	890
	実利用者数 人/月	計画値	89	93	97
		実績値	71	68	68
重度訪問介護	総利用時間 時間/月	計画値	0	0	5
		実績値	0	0	0
	実利用者数 人/月	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
同行援護	総利用時間 時間/月	計画値	386	402	410
		実績値	169	172	193
	実利用者数 人/月	計画値	26	26	26
		実績値	15	15	18
行動援護	総利用時間 時間/月	計画値	12	12	12
		実績値	14	13	5
	実利用者数 人/月	計画値	3	3	3
		実績値	2	2	1
重度障害者等 包括支援	総利用時間 時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

## ②日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスについて、令和4年度より新たに開所しました就労継続支援A型の利用が大きく増加しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
短期入所 (福祉型) (医療型)	延利用者数 人日/月	計画値	181	181	181
		実績値	116	101	148
	実利用者数 人/月	計画値	20	21	22
		実績値	15	13	19
生活介護	延利用者数 人日/月	計画値	3,286	3,325	3,364
		実績値	3,116	3,057	2,854
	実利用者数 人/月	計画値	167	167	167
		実績値	169	168	154
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 人日/月	計画値	21	21	21
		実績値	75	87	64
	実利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	5	5	3
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 人日/月	計画値	312	324	336
		実績値	135	98	154
	実利用者数 人/月	計画値	26	27	28
		実績値	15	11	15
就労移行支援	延利用者数 人日/月	計画値	144	144	144
		実績値	57	33	69
	実利用者数 人/月	計画値	12	12	12
		実績値	5	3	5
就労継続支援 (A型)	延利用者数 人日/月	計画値	0	40	60
		実績値	0	123	218
	実利用者数 人/月	計画値	0	2	3
		実績値	0	7	13
就労継続支援 (B型)	延利用者数 人日/月	計画値	1,373	1,389	1,405
		実績値	1,441	1,392	1,345
	実利用者数 人/月	計画値	96	100	104
		実績値	95	92	88
就労定着支援	実利用者数 人/月	計画値	8	10	12
		実績値	5	3	4
療養介護	実利用者数 人/月	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	2

### ③居住系サービスの状況

居住系サービスについて、共同生活援助（グループホーム）の利用者が増加し、施設入所支援の利用者が、やや減少しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
自立生活援助	実利用者数 人／月	計画値	2	2	2
		実績値	12	0	2
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 人／月	計画値	56	58	58
		実績値	61	63	64
施設入所支援	実利用者数 人／月	計画値	66	62	61
		実績値	74	71	72

### ④相談支援の状況

相談支援については、計画相談支援や地域定着支援の利用は減少しており、地域移行支援については1から2人の利用で推移しています。

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
計画相談支援	実利用者数 人／年	計画値	460	463	466
		実績値	470	469	457
	実利用者数 人／月	計画値	120	154	157
		実績値	140	134	130
地域移行支援	実利用者数 人／月	計画値	4	4	4
		実績値	2	1	2
地域定着支援	実利用者数 人／月	計画値	20	20	20
		実績値	13	11	7

## ⑤障害児に関するサービスの状況

障害児に関するサービスについては、放課後等デイサービスの利用が増加し続けています。障害児相談支援についても、利用者数が増加しています。

サービス名	単位	区分	第2期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
児童発達支援	延利用者数 人日/月	計画値	140	150	150
		実績値	156	149	186
	実利用者数 人/月	計画値	42	42	42
		実績値	43	44	45
医療型 児童発達支援	延利用者数 人日/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
放課後等 デイサービス	延利用者数 人日/月	計画値	809	855	901
		実績値	803	907	1,086
	実利用者数 人/月	計画値	105	111	117
		実績値	107	116	120
保育所等訪問支援	延利用者数 人日/月	計画値	0	1	1
		実績値	1	1	1
	実利用者数 人/月	計画値	0	1	1
		実績値	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	延利用者数 人日/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実利用者数 人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 人/年	計画値	165	170	170
		実績値	176	191	193
	実利用者数 人/月	計画値	42	44	46
		実績値	35	38	41
医療的ケア児に 対する 関連分野支援を 調整する コーディネーター	配置人数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1



## ⑥地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の実施については、次のとおりです。

事業名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所数	計画値	5	5	5
		実績値	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2
成年後見制度法人後見支援 事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数	計画値	156	162	168
		実績値	341	316	290
手話通訳者設置事業	実設置者数	計画値	2	2	2
		実績値	4	4	4
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数 件／年	計画値	9	9	9
		実績値	7	4	2
自立生活支援用具	給付件数 件／年	計画値	10	10	10
		実績値	10	5	2
在宅療養等支援用具	給付件数 件／年	計画値	8	8	8
		実績値	16	3	3
情報・意思疎通支援 用具	給付件数 件／年	計画値	15	15	15
		実績値	3	6	4
排泄管理支援用具	給付件数 件／年	計画値	1,070	1,070	1,070
		実績値	966	1,014	1,008
居宅生活動作補助用具	給付件数 件／年	計画値	2	2	2
		実績値	2	5	2
手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	計画値	18	18	18
		実績値	9	8	13

事業名	単位	区分	第6期計画期間			
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	
移動支援事業	実利用者数 人/年	計画値	24	24	24	
		実績値	24	21	20	
	延利用時間数 時間/年	計画値	550	550	550	
		実績値	781	734	744	
地域活動支援センター機能強化事業						
地域活動支援 センター 機能強化事業	洲本市内	実施箇所数	計画値	3	3	3
			実績値	2	2	2
		実利用者数 人/年	計画値	126	126	126
			実績値	104	103	103
	他市町村	実施箇所数	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
		実利用者数 人/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0



## 4. アンケート等や実績による課題のまとめ

### (1) 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

- 地域での生活の継続に必要なこととして、「生活支援（配食サービスや掃除、洗濯、家事の支援等）」、「緊急時の対応（介助者が介助できない場合等）」、「身近な支援者」、「相談場所」「情報の提供」が求められており、地域生活において、どのようなサービスが使えるか、わかりやすい情報の周知が必要である。
- 介助者の高齢化（介助者が60歳以上である割合が半数以上）の中、介助者が介助できない場合における短期入所やホームヘルプの利用（不足しているサービス）を求める声がある。
- 生活を支える障害福祉サービス事業所において、サービス種類に関わらず、職員の確保が困難な状況である。
- 利用者ニーズにあった障害福祉サービスの種類と数が不足している（生活介護、短期入所、グループホーム、放課後等デイサービス、移動支援サービスの事業等）。

### (2) 地域で困った時に安心して相談できるための体制の充実

- 身近で、わかりやすい相談窓口、わかりやすい情報提供が求められている。
- 障害福祉サービスを利用していなくても、相談ができることが必要とされており、計画相談支援（障害福祉サービス利用）に限らず、定期的に困りごとがないかを尋ねてきてくれる相談の場が求められている。

### (3) 就労の場の確保と就労支援の充実

- 「障害の重さ」、「障害によってできる仕事がない」、「企業の人材確保の余力がない」等から働きたくても働けない人もいる。
- 働くため（働き続けるため）に必要なこととして、一般就労をサポートする「障害者就業・生活支援センター」等の外からの支援や「企業における人材確保」、「働いている人が困った時に相談できる」等が求められている。
- 自立して暮らすにあたり、十分な収入の必要性が高い。

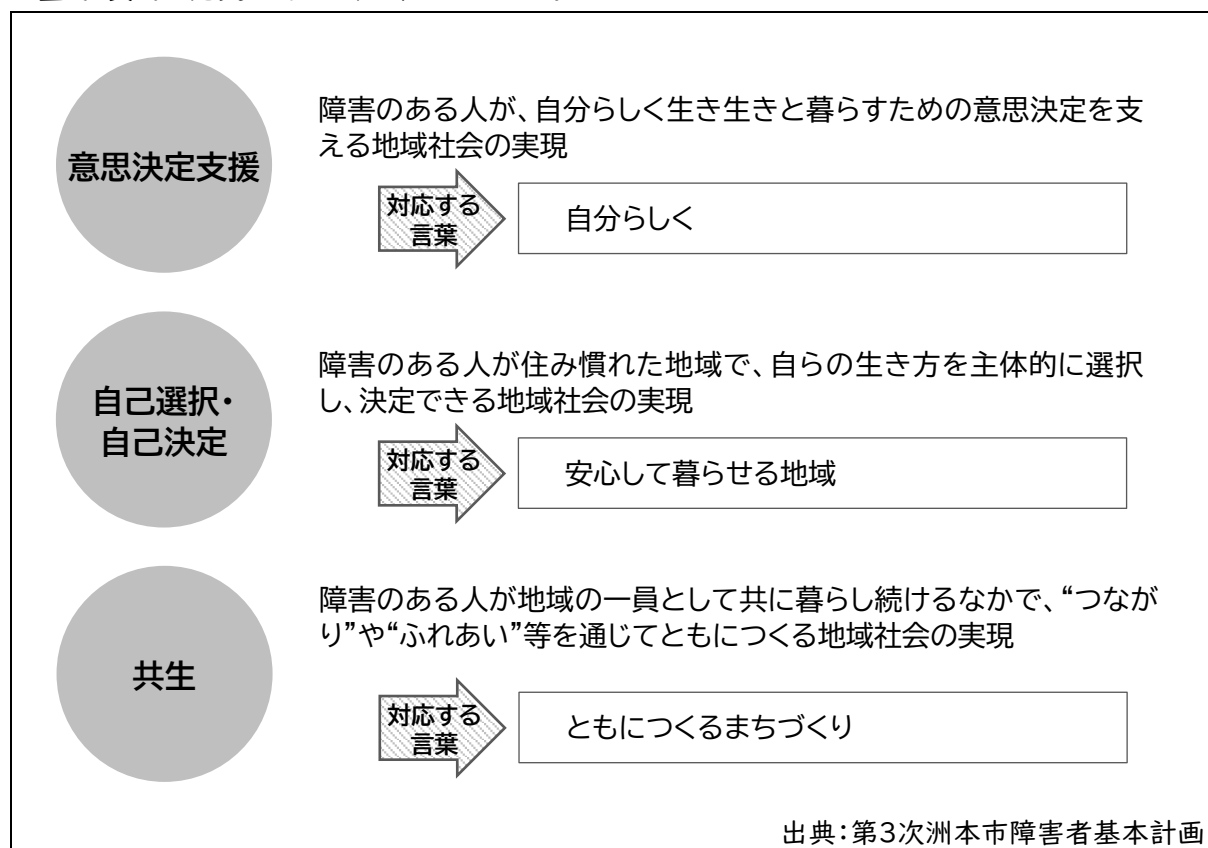
### (4) 支援を途切れさせない体制づくり

- 児童では「身近に相談に乗ってくれる人がいること」や「主治医や医療機関が近くにあること」「安心して通える保育や教育の場があること」が求められており、これらを支えるための支援者間の連携や情報共有が必要となっている。
- 大人へのライフステージにつなげるための中高生が利用できる放課後等デイサービス等の充实在が求められている。
- 支援の継続のためには、気づきの時点の「つむぐファイル（サポートファイル）の作成と活用」が重要で、これを継続していくための支援者が必要となっている。

# 第3章 計画の考え方

## 1. 基本理念

本計画は、令和3年3月に策定しました第3次洲本市障害者基本計画を上位計画として、障害福祉サービスや障害児通所支援等の円滑な提供を図る実行計画であることから、上位計画の基本理念である「自分らしく 安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」を前提に、障害福祉サービス等の量的・質的な充実に向けて取り組むものです。



## 2. 基本的な考え方

本計画は、国の基本指針に即して、以下の考え方を基本として推進します。

### (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害種別に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付の対象となっていること、さらに、難病患者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、サービスの活用を促します。

### (3)入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設や病院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくり等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

### (4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいと共に創り、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向け、障害のある人への理解促進の取組や地域資源の実態等を踏まえた包括的な支援体制を推進します。

### (5)障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童が身近な地域で障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、障害児相談支援のサービス提供体制の充実を図ります。

また、障害のある児童のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を推進します。

さらに、障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考えに基づき、地域社会への参加を推進します。

加えて、医療的ケアを必要とする児童が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援を推進します。

### (6)障害福祉を担う人材の確保とサービスの質の向上

障害のある人の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制と併せて人材の確保が重要であるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について関係機関等と協力して取り組みます。

### (7)障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができるよう、社会参加の促進に努めます。

また、情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を図ります。

## 第4章 令和8年度の目標設定

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間中における各分野の成果目標等を次のとおり設定します。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ■国の基本指針

- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- ・令和8年度末までに、施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減すること。

#### (1)施設入所者の地域生活への移行者数

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設入所者71人のうち、6%以上にあたる4人が、令和8年度末までに入所施設を退所し、グループホームや一般住宅等における地域生活に移行できるよう取り組みます。

#### ■目標設定の考え方

項目		数値
令和4年度末時点の施設入所者数	(A)	71人
令和8年度末までの地域移行者数((A)の6%)	(B)	4人

#### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行者数(累計値)	1人	2人	4人

#### (2)施設入所者数の削減

施設入所者の地域生活への移行に併せて、令和4年度末時点の施設入所者71人のうち、5%以上にあたる4人を減らし、令和8年度末の施設入所者を67人とすることを目標とします。

#### ■目標設定の考え方

項目		数値
令和4年度末時点の施設入所者数	(A)	71人
(A)の5%	(B)	4人
令和8年度末における施設入所者数((A)-(B))	(C)	67人

#### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所者数	70人	69人	67人

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置、開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等を設定すること。

### (1)保健、医療、福祉関係者による協議の場

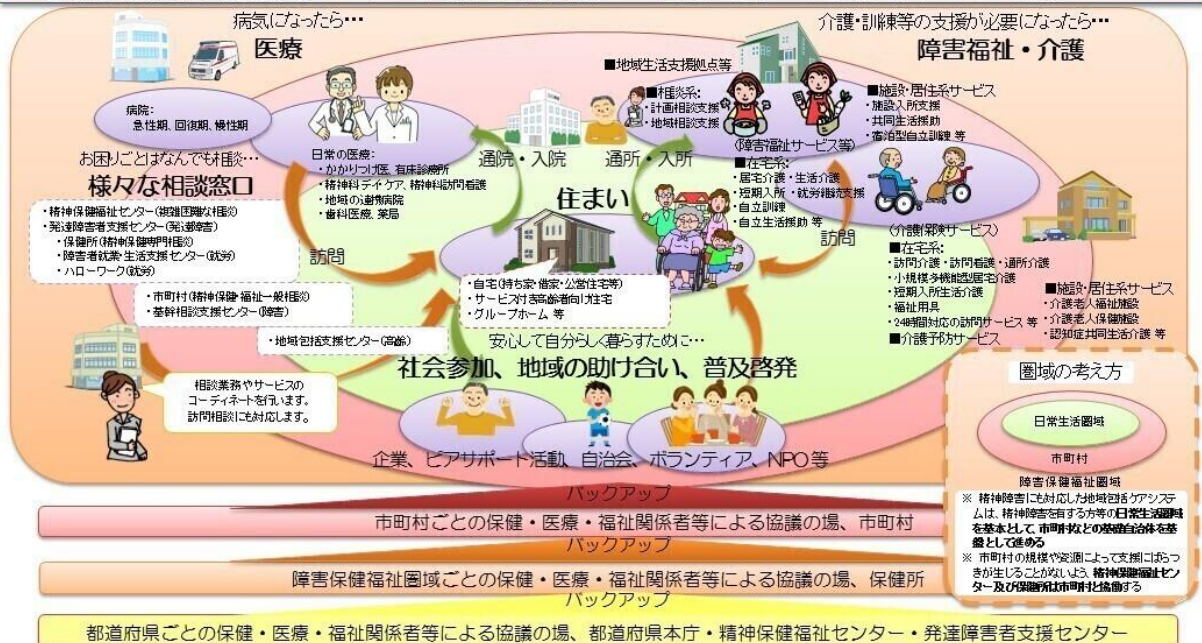
本市では、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係機関と連携し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること等を目標とします。

### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	設置
関係者の参加者数	25人	25人	25人
協議の場の開催回数	年1回	年1回	年1回
目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	年1回

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省

### 3. 地域生活支援の充実

#### ■国の基本指針

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。
- ・各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

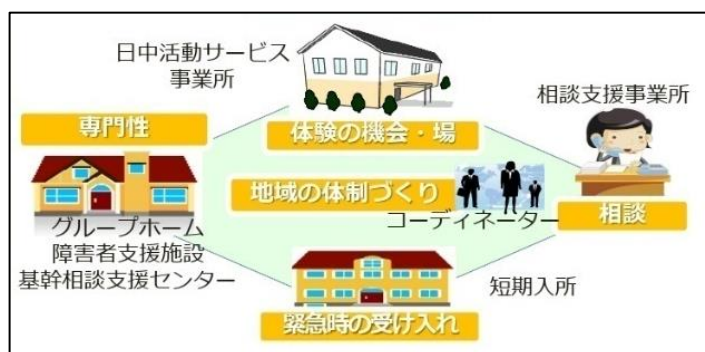
#### (1)地域生活支援拠点等の整備等

福祉サービス提供体制整備の一環として、相談、緊急時の受入対応体制、その他地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点について、本市では、既に整備しています。

また、運用状況については、淡路障害者自立支援協議会で報告するとともに、本市に求められている機能等について、必要に応じ、協議・検討を行います。

#### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	整備済 (継続)	整備済 (継続)	整備済 (継続)
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築済 (継続)	構築済 (継続)	構築済 (継続)
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
運用状況の検証及び検討の実施	年2回	年2回	年2回



出典：厚生労働省

#### (2)強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者について、本市における実態把握と支援体制を整備することが求められています。

個々の状態や支援ニーズを把握し、それに基づいた支援体制の検討を進めます。

#### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障害を有する障害者への支援体制の整備	検討	検討	整備
強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握の取組	検討	検討	実施



## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### ■国の基本指針

- ・就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること(就労移行支援事業:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とすること。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

※就労定着率:過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

### (1)福祉施設利用者の一般就労への移行

#### ①一般就労への移行者数

就労移行支援の利用者が3人、就労継続支援A型の利用者が1人、就労継続支援B型の利用者が3人の合計7人が一般就労に移行することを目標とします。また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

#### ■目標設定の考え方

項目	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	合計
令和3年度の移行者数(A)	2	0	2	4
令和8年度末における目標値	(A)*1.31 3	(A)*1.29 1	(A)*1.28 3	(A)*1.28 7

項目	数値
令和4年度時点の就労移行支援事業所数	2事業所
令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上

#### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般就労への移行者数(累計値)	2人	4人	7人
うち就労移行支援の利用者数(累計値)	1人	2人	3人
うち就労継続支援A型の利用者数(累計値)	0人	0人	1人
うち就労継続支援B型の利用者数(累計値)	1人	2人	3人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上 (1事業所)	5割以上 (1事業所)	5割以上 (1事業所)

## (2)障害者の一般就労への定着

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数5人の1.41倍以上にあたる7人が就労定着支援事業を利用するとともに、就労定着率が7割以上の市内の就労定着支援事業所の割合が2割5分以上となることを目標とします。

### ■目標設定の考え方

項目		数値
令和3年度の就労定着支援事業所の利用者数	(A)	5人
令和8年度の就労定着支援事業所の利用者数	(A)*1.41	7人
令和4年度時点の就労定着支援事業所数		1事業所
令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		25%以上

### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援事業所の利用者数	7人	7人	7人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上 (1事業所)	25%以上 (1事業所)	25%以上 (1事業所)



## 5. 発達障害者等に対する支援

### ■国の基本指針

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数(保護者)及びプログラム実施者数(支援者)の見込みを設定すること。
- ・ペアレントメンターの人数の見込みを設定すること。
- ・ピアサポートの活動への参加人数の見込みを設定すること。

発達障害に関する様々な課題に対して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害のある人及びその家族等に必要な助言を行います。

また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に助言等を行うペアレントメンターを養成し、その活動を支援します。

### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	0人	0人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	0人	0人	2人
ペアレントメンターの人数	5人	5人	5人
ピアサポート活動への参加人数	5人	5人	5人

## 6. 障害児支援の提供体制の整備

### ■国の基本指針

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置すること。
- ・障害のある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保すること。
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

### (1)重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターの在り方について検討し、令和8年度までに設置することを目標としています。また、障害のある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制についても同様に体制の整備を進めます。

## ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	検討	検討	設置
障害のある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	検討	検討	実施

## (2)重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実を図ります。

## ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所	1箇所

## (3)保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場

医療的ケア児等の支援に向けた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、本市ではつむぐネットワークでの会議を実施しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも1名配置しており、引き続き、連携の体制を強化します。

## ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (継続)	設置済 (継続)	設置済 (継続)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	1人	1人

## 7. 相談支援体制の充実・強化等

### ■国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、体制を確保すること。

### (1)地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心とした、地域の相談支援体制の連携強化等の取組を進めます。

また、障害のある人を取り巻く状況が複雑化、多様化しており、基幹相談支援センターと地域の相談支援事業所が連携しながら様々な課題に取り組めます。

### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置済 (継続)	設置済 (継続)	設置済 (継続)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保	確保
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	2回/年	2回/年	2回/年
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2回/年	2回/年	2回/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回/年	4回/年	4回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年

### (2)協議会機能の実効性向上

既に設置している淡路障害者自立支援協議会とその専門部会等において、地域課題を整理し、課題解決に向けた必要なサービスや支援について、検討を進めるとともに、協議会機能の質の向上に努めます。

### ■市の目標

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保	確保	確保	確保
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回/年	12回/年	12回/年
参加事業者・機関数	14	14	14
協議会の専門部会の設置数	7	7	7
協議会の専門部会の実施回数	41回/年	41回/年	41回/年

## 8. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■国の基本指針

- ・令和8年度末までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。
- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修に参加する市町職員数の見込みを設定すること。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無等の見込みを設定すること。
- ・都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無等の見込みを設定すること。

障害福祉サービスの質の向上に向けて、県及び関係機関等と情報の連携・共有を行う体制に取り組みます。

### ■市の目標

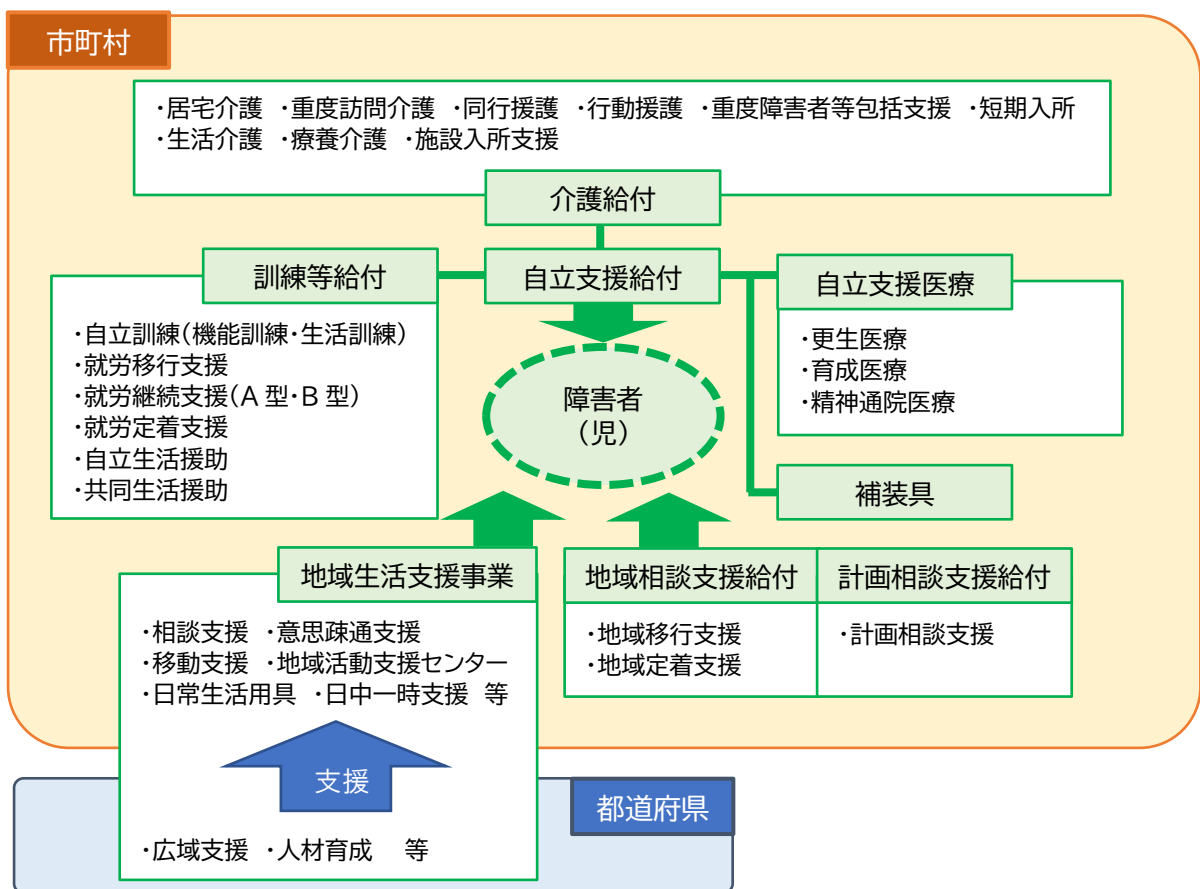
項目	内容
令和8年度のサービスの質の向上を図るための体制構築	構築
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市職員の参加人数	2人／年
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	有
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	有



## 第5章 障害福祉サービス等の見込量

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「生活介護」「療養介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称となります。その他、相談支援として、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。

また、令和4年12月16日に公布された障害者総合支援法の改正の中において、「就労選択支援」が新設されます。



※就労選択支援については、現時点で分類が明確でないため、図に記載しておりません。

# 1.訪問系サービス

## (1)居宅介護(ホームヘルプ)

<b>サービスの 内容</b>	ホームヘルパーが障害者(児)の居宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたるサービスを行います。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

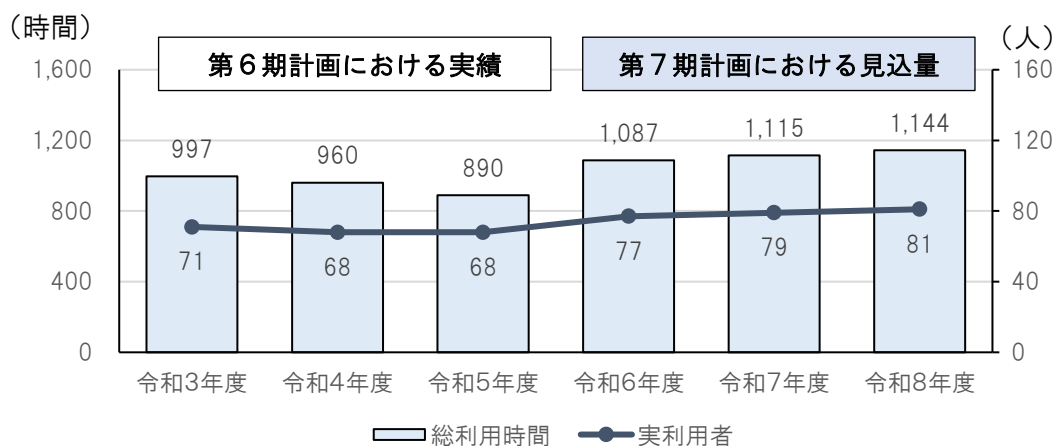
障害支援区分Ⅰ以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)の人を対象とします。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3~5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計に基づき利用者数等を見込んでいます。
- 施設入所者、精神障害者の地域生活への移行後の定着支援や介護者の高齢化等をはじめ障害のある人の地域での生活に必要なサービスであるため、サービスを提供できる事業所の拡充に努めます。
- ヘルパーが働きがいのある魅力的な職種であることの積極的な周知・広報等に努めます。
- ヘルパーの質の向上を図るとともに、職場定着を支援するため、淡路障害者自立支援協議会等において定期的な集まりの促進や研修等の機会を提供します。

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総利用時間	計画値	時間/月	1,264	1,321	1,377	1,087	1,115	1,144
	実績値	時間/月	997	960	890			
	達成率	%	78.9	72.7	64.6			
実利用者	計画値	人/月	89	93	97	77	79	81
	実績値	人/月	71	68	68			
	達成率	%	79.8	73.1	70.1			
市内の事業所数(年度末)	箇所		8	8	8			





## (2) 重度訪問介護

<b>サービスの 内容</b>	<p>重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害者又は重度の知的・精神障害により行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護等を総合的に受けられるサービスです。</p>
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害者又は重度の知的・精神障害により行動上著しい困難を有する人のうち、それぞれ以下の要件のいずれにも該当する人を対象とします。

#### 肢体不自由者の要件

- ① 障害支援区分4以上の人
- ② 二肢以上に麻痺等がある人
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている人

#### 知的・精神障害者の要件

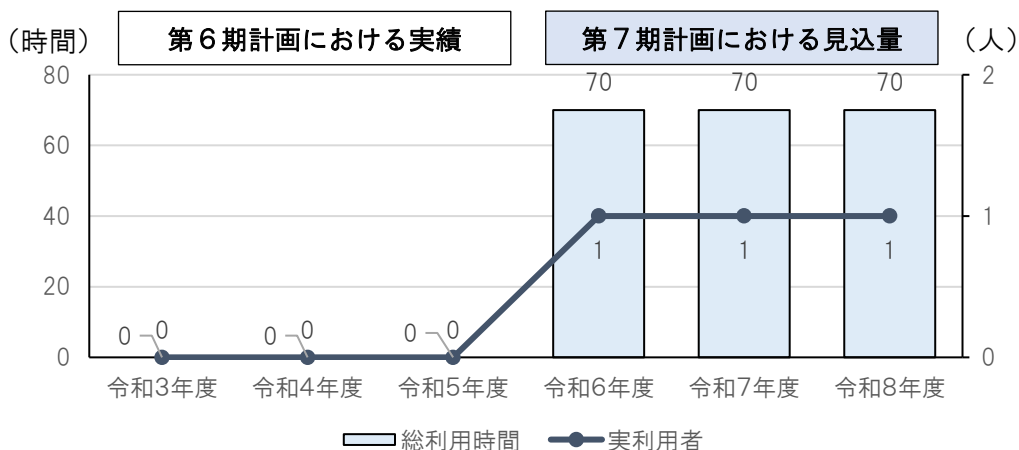
- ① 障害支援区分4以上の人
- ② 障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- サービスの利用実績はないものの、重度障害のある人の支援体制を進めるにあたり必要なサービスであり、一定の利用を見込んでいます。
- 重度障害のある人にとって必要なサービスであり、淡路圏域外の事業所も含めて、稼働が可能な新たな事業所の参入を促すなど、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用 時間	計画値	時間/月	0	0	5	70	70	70
	実績値	時間/月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
実利用者	計画値	人/月	0	0	1	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
市内の事業所数(年度末)		箇所	6	6	6			



### (3) 同行援護

<b>サービスの 内容</b>	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排泄・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行うサービスです。
---------------------	---

#### ■サービス利用対象者

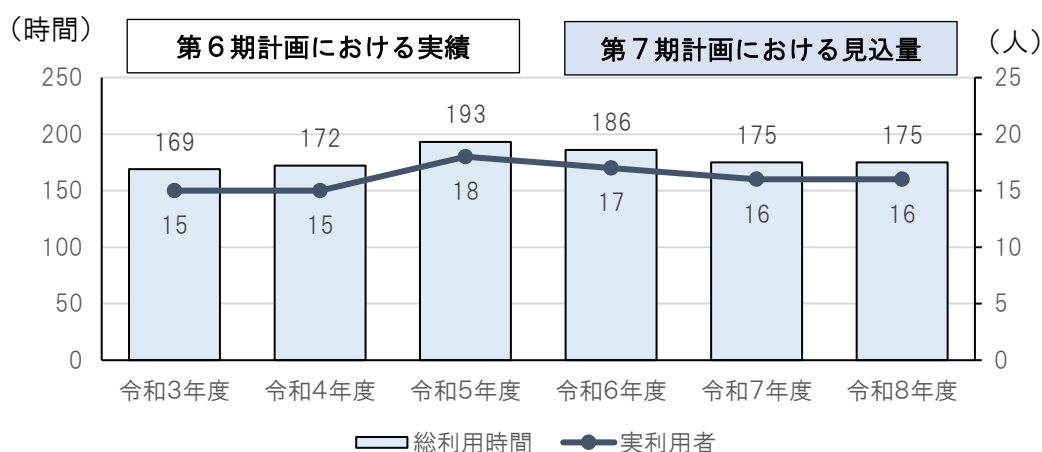
視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者（児）で、外出時の移動において情報の提供や援護等を必要とする人を対象とします。

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計に基づき利用者数等を見込んでいます。
- 同行援護従事者の確保に向けて、必要な資格を得られる養成研修等への参加をサービス提供事業所に促します。

#### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用 時間	計画値	時間/月	386	402	410	186	175	175
	実績値	時間/月	169	172	193			
	達成率	%	43.8	42.8	47.1			
実利用者	計画値	人/月	26	26	26	17	16	16
	実績値	人/月	15	15	18			
	達成率	%	57.7	57.7	69.2			
市内の事業所数(年度末)		箇所	3	3	3			



## (4)行動援護

<b>サービスの 内容</b>	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)を対象とします。

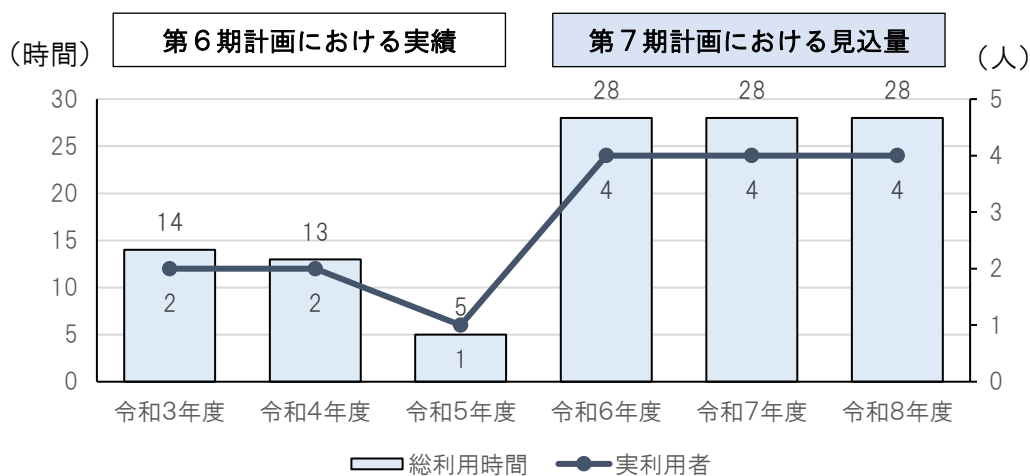
- ①障害支援区分3以上の人
- ②障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3~5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 在宅で生活する知的障害のある人や精神障害のある人にとって必要なサービスです。サービス利用者が減少している一方で、アンケート調査では利用を希望する人がいることから、より一層のサービス内容に関する周知と希望する人が円滑に利用できるように支援を行います。

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総利用 時間	計画値	時間/月	12	12	12	28	28	28
	実績値	時間/月	14	13	5			
	達成率	%	116.7	108.3	41.7			
実利用者	計画値	人/月	3	3	3	4	4	4
	実績値	人/月	2	2	1			
	達成率	%	66.7	66.7	33.3			
市内の事業所数(年度末)	箇所		1	1	1			



## (5) 重度障害者等包括支援

<b>サービスの 内容</b>	常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

障害支援区分6に該当する人(障害児にあっては区分6に相当する支援の度合)のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ① 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者(筋萎縮性側索硬化症(ALS)など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者又は最重度の知的障害者)
- ② 障害支援区分の認定調査項目の行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- これまで本市ではサービス利用の実績がなく、市内及び淡路圏域内に事業所がない状況です。今後は、利用希望に応じて、対応できるよう努めます。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用 時間	計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
実利用者	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
	達成率	%	0.0	0.0	0.0			
市内の事業所数(年度末)		箇所	0	0	0			

## 2.日中活動系サービス

### (1)短期入所(ショートステイ)

<b>サービスの 内容</b>	居宅において、介護をする人が病気その他の理由により介護を行えない場合などの際に、短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事の介護等が受けられるサービスです。
---------------------	---

#### ■サービス利用対象者

##### [福祉型]

- ・障害支援区分1以上である人
- ・必要な支援の度合いが区分1以上に該当する障害児

##### [医療型]

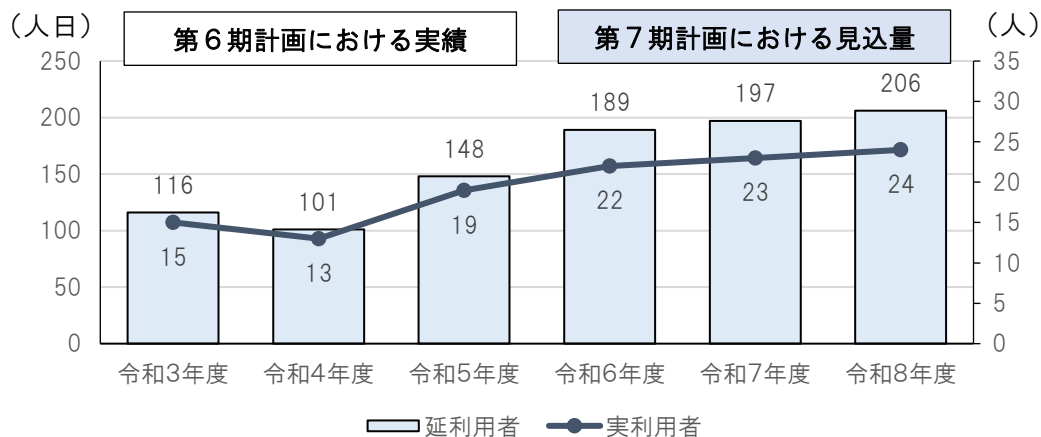
- 以下の例を含む重症心身障害児・者等を対象とします。
- ①遷延性意識障害のある人
  - ②筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害のある人等
  - ③医療的ケアスコア16点以上の障害児等

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3~5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 介護者の急な不在により一時的に居住の確保が必要な場合等、緊急時における短期入所サービスに求められる役割は重要であり、既存の事業所に加え、介護保険分野の事業所との連携を図り、サービス提供体制の確保に努めます。
- 淡路圏域内には医療型短期入所の事業所はないものの、必要とする人が円滑にサービスを利用できるよう、圏域外の医療型短期入所事業所との連携を図ります。

#### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	計画値	人日/月	181	181	181	189	197	206
	実績値	人日/月	116	101	148			
	達成率	%	64.1	55.8	81.8			
実利用者	計画値	人/月	20	21	22	22	23	24
	実績値	人/月	15	13	19			
	達成率	%	75.0	61.9	86.4			
市内の事業所数(年度末)		箇所	5	5	5			



## (2)生活介護

<b>サービスの 内容</b>	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

地域や入所施設等において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者で次に掲げる人を対象とします。

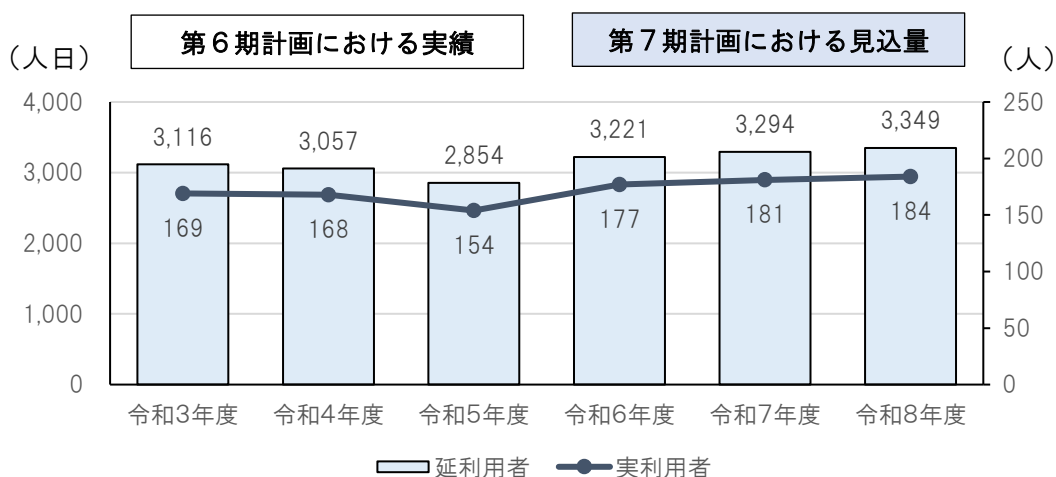
- ①障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)の人
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上の人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3~5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 障害のある人の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に、入浴利用できる事業所が不足傾向にあり、必要とする人へのサービス提供体制の確保に向け、事業所の新規開設を促進するための環境づくりに努めます。
- 介護保険分野との連携強化に努め、介護保険と障害福祉の両方の利用者に一體的なサービス提供を行う共生型サービスの推進を図ります。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	計画値	人日/月	3,286	3,325	3,364	3,221	3,294	3,349
	実績値	人日/月	3,116	3,057	2,854			
	達成率	%	94.8	91.9	84.8			
実利用者	計画値	人/月	167	167	167	177	181	184
	実績値	人/月	169	168	154			
	達成率	%	101.2	100.6	92.2			
市内の事業所数(年度末)		箇所	5	5	4			



### (3) 自立訓練(機能訓練)

<b>サービスの 内容</b>	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士からリハビリテーション、日常生活上の支援等が受けられるサービスです。
---------------------	--

#### ■サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者を対象とします。

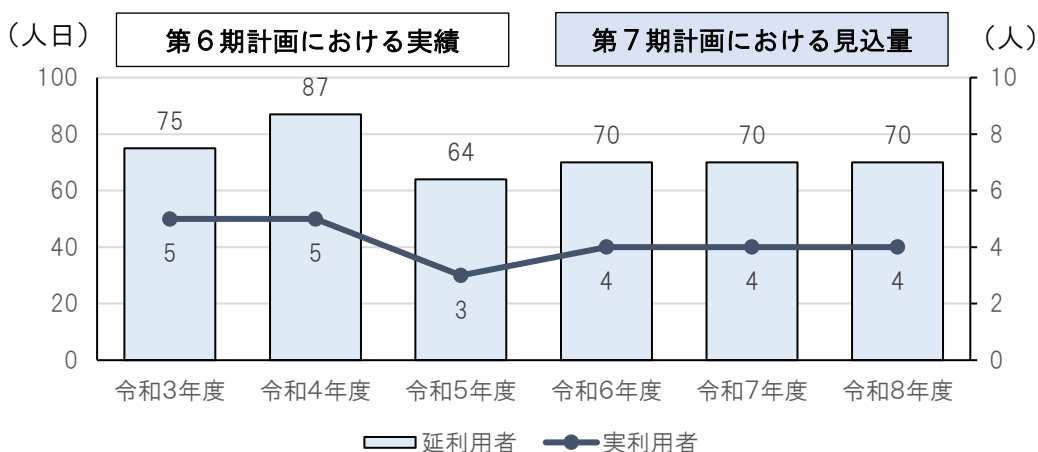
- ①入所施設、病院を退所、退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持、回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計に基づき利用者数等を見込んでいます。
- 淡路圏域内にサービス提供事業所がないため、専門相談機関との連携のもと、圏域外の事業所の利用など、広域的な対応により必要なサービスを確保します。

#### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	計画値	人日/月	21	21	21	70	70	70
	実績値	人日/月	75	87	64			
	達成率	%	357.1	414.3	304.8			
実利用者	計画値	人/月	1	1	1	4	4	4
	実績値	人/月	5	5	3			
	達成率	%	500.0	500.0	300.0			
市内の事業所数(年度末)		箇所	0	0	0			



## (4) 自立訓練(生活訓練)

<b>サービスの 内容</b>	自立した日常生活や社会生活等ができるよう、一定の期間、食事や家事等の日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援等が受けられるサービスです。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持、向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な人を対象とします。

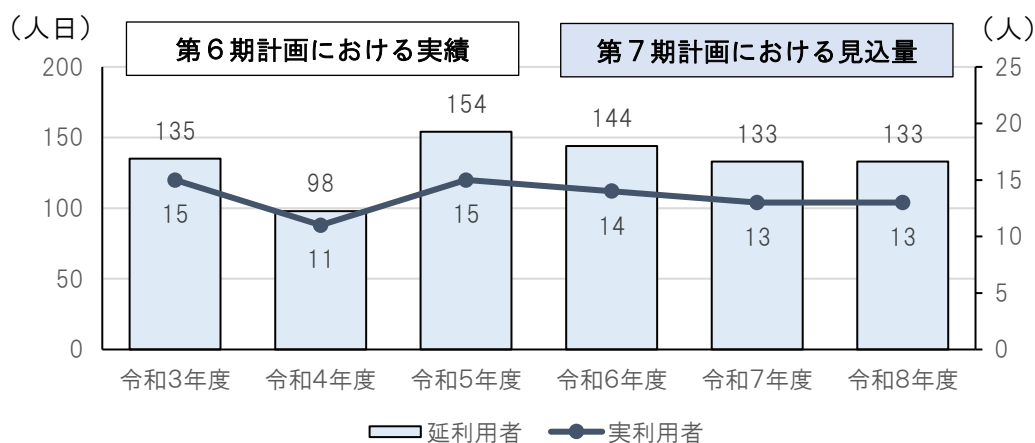
- ①入所施設や病院等を退所、退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持、向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等の支援が必要な人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3~5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計に基づき利用者数等を見込んでいます。
- 特に、知的障害、精神障害のある人の生活能力の維持、向上のために必要なサービスであり、令和4年度に市内の事業所が増えており、今後も現在の提供体制を維持します。

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
延利用者	計画値	人日/月	312	324	336	144	133	133
	実績値	人日/月	135	98	154			
	達成率	%	43.3	30.2	45.8			
実利用者	計画値	人/月	26	27	28	14	13	13
	実績値	人/月	15	11	15			
	達成率	%	57.7	40.7	53.6			
市内の事業所数(年度末)	箇所		1	2	2			





## (5)就労選択支援【新規サービス】

<b>サービスの 内容</b>	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

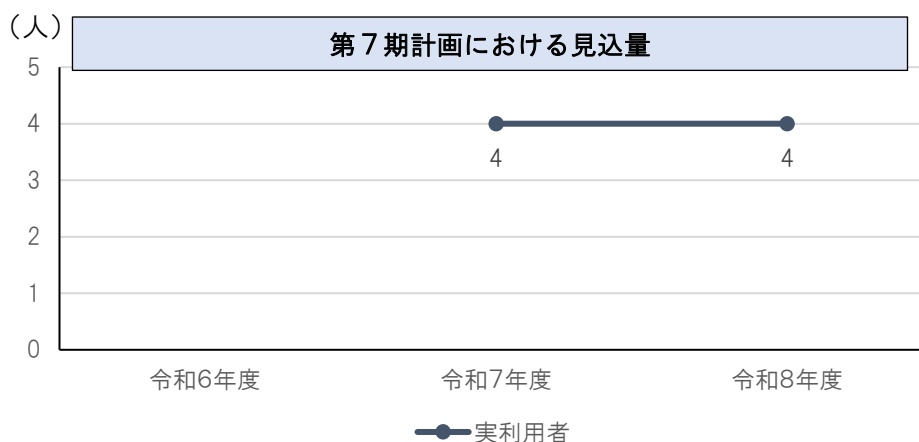
就労継続支援（A型・B型）又は就労移行支援を利用する意向がある人、及び既に当該サービスを利用している人。

### ■今後のサービス見込量と確保策

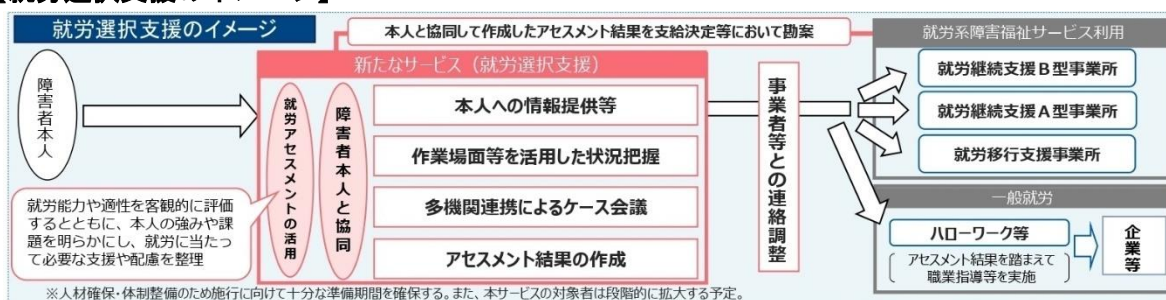
- 令和7年10月からの制度創設が予定されているサービスです。就労継続支援等を新たに利用する意向のある人を見込み、見込量を算定しています。
- サービスの利用対象者に制度の周知を図るとともに、サービスを提供できる事業所の確保に努めます。

### ■実績と見込み

		単位	第7期計画期間(計画)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	計画値	人/月	—	4	4



### 【就労選択支援のイメージ】



出典：厚生労働省

## (6)就労移行支援

<b>サービスの 内容</b>	一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労等が見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

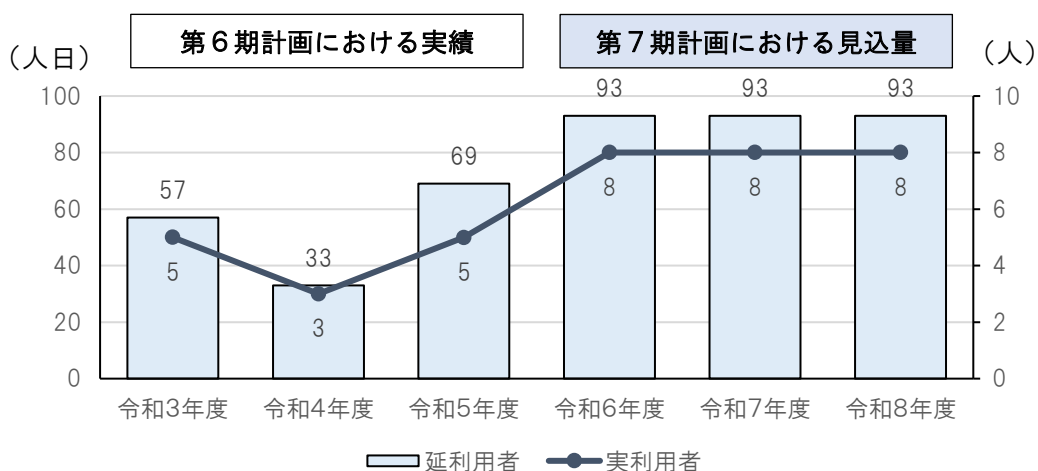
一般就労等を希望し、知識や能力等の向上、実習、職場探しなどを通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障害者を対象とします。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 令和4年度に市内の事業所が増えており、今後も現在の提供体制を維持します。また、一般就労への移行を促進するために、淡路障害者就業・生活支援センターと連携を図り、地域の企業等への障害者雇用の理解促進に努めます。

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
延利用者	計画値	人日/月	144	144	144	93	93	93
	実績値	人日/月	57	33	69			
	達成率	%	39.6	22.9	47.9			
実利用者	計画値	人/月	12	12	12	8	8	8
	実績値	人/月	5	3	5			
	達成率	%	41.7	25.0	41.7			
市内の事業所数(年度末)	箇所		1	2	2			



## (7)就労継続支援A型

<b>サービスの 内容</b>	一般企業等での就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害者(利用開始時65歳未満の人)を対象とします。

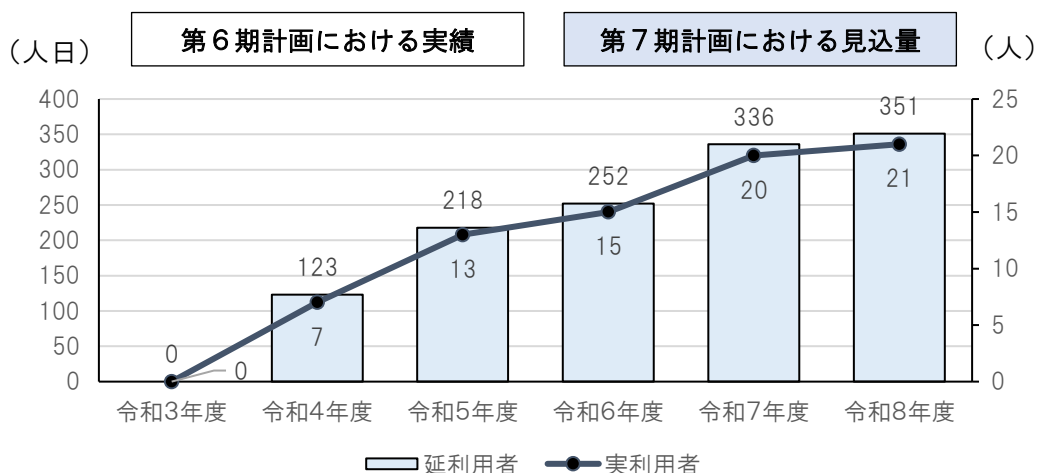
- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 雇用契約に基づく安定した収入の確保が期待できる事業です。令和4年度に市内に事業所が開設され、利用者が増えていますが、今後も一定の利用が見込まれるため、必要とする人へのサービス提供体制の確保に向け、事業所の新規開設を促進します。
- 一般就労への移行を促進するために、地域の企業等に向けた障害者雇用に関する情報発信や、淡路障害者就業・生活支援センターと連携を進めます。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	計画値	人日/月	0	40	60	252	336	351
	実績値	人日/月	0	123	218			
	達成率	%	0	307.5	363.3			
実利用者	計画値	人/月	0	2	3	15	20	21
	実績値	人/月	0	7	13			
	達成率	%	0.0	350.0	433.3			
市内の事業所数(年度末)		箇所	1	1	1			



## (8)就労継続支援B型

<b>サービスの 内容</b>	一般企業等での就労が困難な障害者に、通所により就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力等が高まった人に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行うサービスです。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持等が期待される障害者を対象とします。

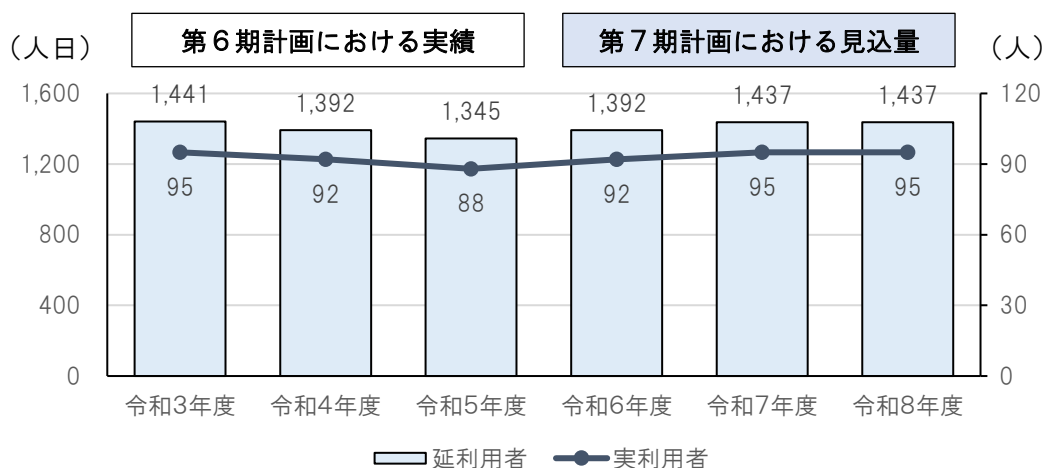
- ①就労経験がある人で、年齢や体力等の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②50歳に達している人又は障害基礎年金Ⅰ級の受給者
- ③上記①、②に該当しない人で、就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用を希望する人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 福祉的就労の場として利用の多いサービスであり、今後も一定の利用者が見込まれます。利用者の選択の幅が広がるよう、多様なサービス提供形態の事業所の参入を促します。
- 障害のある人の自立支援に資するため、障害者優先調達推進法に基づき、本市から障害者就労施設等での生産品や役務の提供の発注が増加するよう、市内への周知を図ります。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	計画値	人日/月	1,373	1,389	1,405	1,392	1,437	1,437
	実績値	人日/月	1,441	1,392	1,345			
	達成率	%	105.0	100.2	95.7			
実利用者	計画値	人/月	96	100	104	92	95	95
	実績値	人/月	95	92	88			
	達成率	%	99.0	92.0	84.6			
市内の事業所数(年度末)		箇所	6	6	5			



## (9)就労定着支援

<b>サービスの 内容</b>	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援等を行うサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

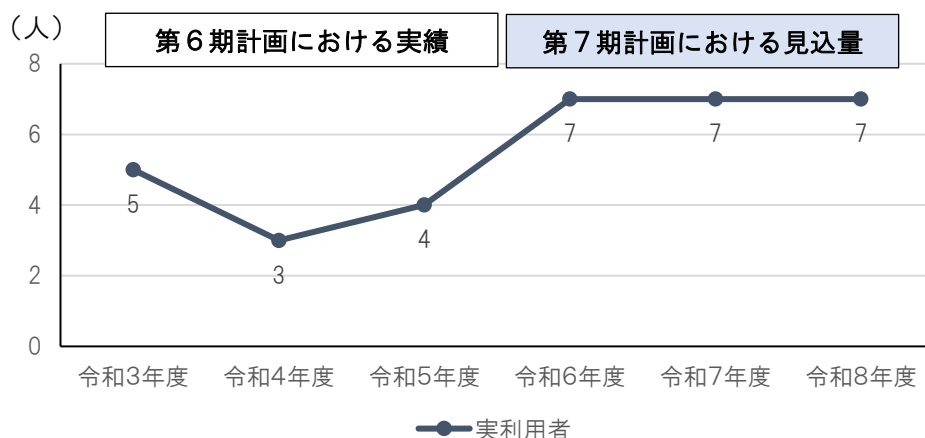
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者で、就労を継続している期間が6月を経過した人が対象となります。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 市内には令和4年度に新たに事業所が設置されました。一般就労の継続のためには必要なサービスであるため、今後もサービスの内容や制度の周知を図ります。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	計画値	人/月	8	10	12	7	7	7
	実績値	人/月	5	3	4			
	達成率	%	62.5	30.0	33.3			
市内の事業所数(年度末)		箇所	0	1	1			



## (10)療養介護

<b>サービスの 内容</b>	医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者で、次に掲げる人を対象とします。

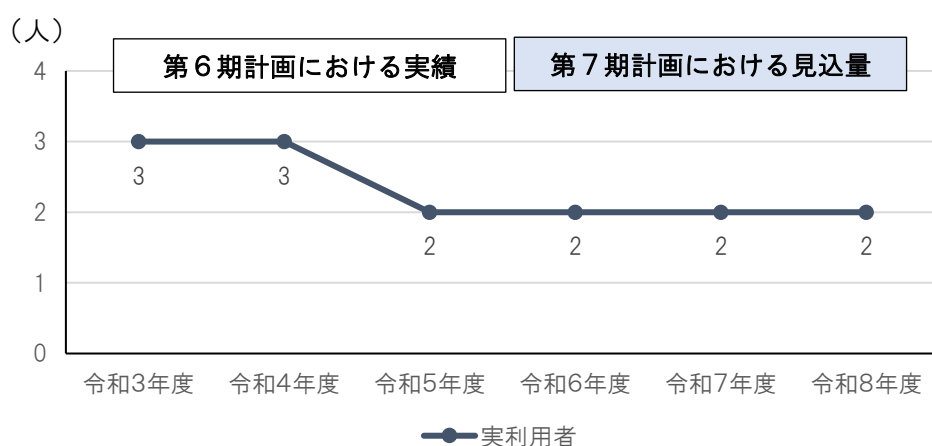
- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で、障害支援区分5以上の人
- ③平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた人又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 利用実績から利用者が大きく変動することがなく、令和5年度と同程度の利用を見込んでいます。
- 筋萎縮性側索硬化症(ALS)、筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であるため、淡路圏域内の事業所の新設は難しく、圏域外のサービス提供事業所の情報収集と利用調整に努めます。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	計画値	人/月	3	3	3	2	2	2
	実績値	人/月	3	3	2			
	達成率	%	100.0	100.0	66.7			
市内の事業所数(年度末)		箇所	0	0	0			



### 3.居住系サービス

#### (1)自立生活援助

サービスの 内容	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃等に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時対応するサービスです。
-------------	---

#### ■サービス利用対象者

AかつBを対象者とします。

A: 定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

B: 居宅において単身(家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等)のため、居宅における自立した日常生活を営むうえでの各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

#### 【具体的な対象者】

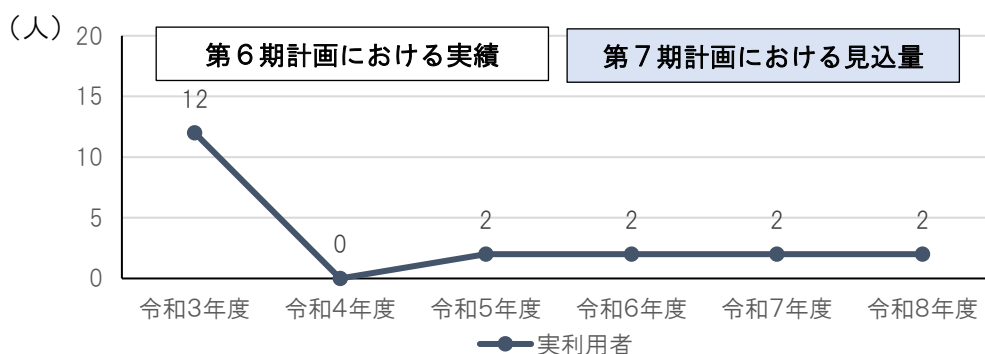
- ①障害者支援施設等の退所者、グループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入院していた者※退院等から3か月以内のものに限る
- ②現に「障害、疾病等を有する家族との同居」をしている者であって、単身生活をしようとする者
- ③その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は、社会生活を営むことが可能と判断される者 ※②、③は現に地域生活をしている障害者

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計に基づき利用者数等を見込んでいます。
- 地域移行促進の関連サービスとして、効果的な利用方法の検討等を行いつつ、事業の展開に向けて、事業所等との調整を図ります。
- 市内にサービス提供の事業所が少ないため、今後もサービスの内容や制度の周知を図ります。

#### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	計画値	人/月	2	2	2	2	2
	実績値	人/月	12	0	2		
	達成率	%	600.0	0.0	100.0		
市内の事業所数(年度末)	箇所	1	1	1			



## (2) 共同生活援助(グループホーム)

<b>サービスの 内容</b>	夜間や休日等、共同生活を行う住居で、入浴、排泄及び食事等の介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

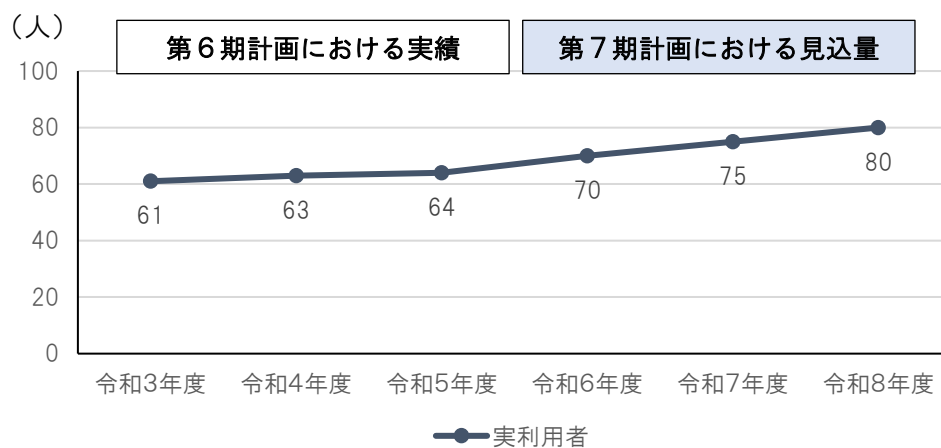
身体障害者(65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る)、知的障害者及び精神障害者を対象とします。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3~5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計のほか、令和6年度以降の地域移行者数や利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 淡路圏域の他市において重度高齢化に対応したグループホームの整備が進められています。本市においても入所施設等からの地域移行や介護者の高齢化等に伴う親亡き後の居住の場として、事業所の参入を促進するなど、身近な地域で利用者のニーズに応じた共同生活援助事業の推進に努めます。

### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	計画値	人/月	56	58	58	70	75	80
	実績値	人/月	61	63	64			
	達成率	%	108.9	108.6	110.3			
市内の事業所数(年度末)		箇所	5	5	6			





### (3)施設入所支援

<b>サービスの 内容</b>	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護を行うサービスです。
---------------------	--

#### ■サービス利用対象者

以下に該当する人を対象とします。

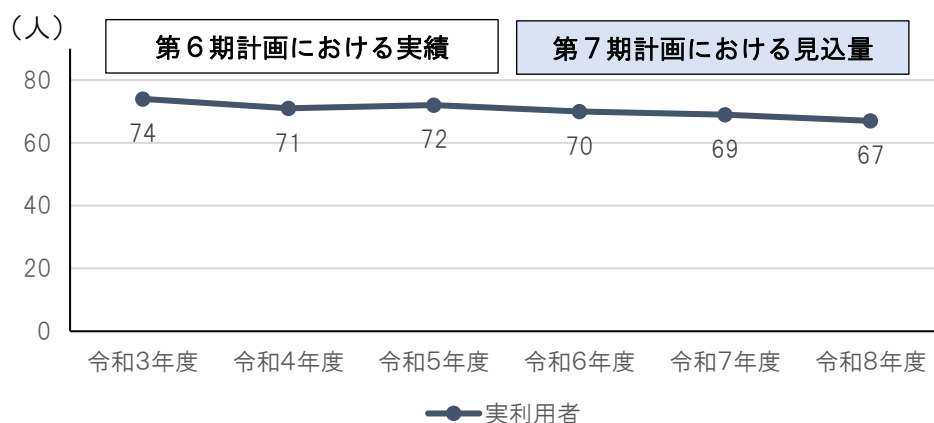
- ①生活介護利用者であって、障害支援区分4(50歳以上の人の場合は、区分3)以上である人
- ②自立訓練又は就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況等により、通所によって訓練等を受けることが困難である人

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 施設入所者の地域生活への移行を推進するにあたり、利用者が減少することを見込んでいますが、施設での生活を必要とする人のサービス提供体制を確保します。

#### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者	計画値	人/月	66	62	61	70	69	67
	実績値	人/月	74	71	72			
	達成率	%	112.1	114.5	118.0			
市内の事業所数(年度末)	箇所		2	2	2			



## 4.相談支援

### (1)計画相談支援

<b>サービスの 内容</b>	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境等、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。
---------------------	--

#### ■サービス利用対象者

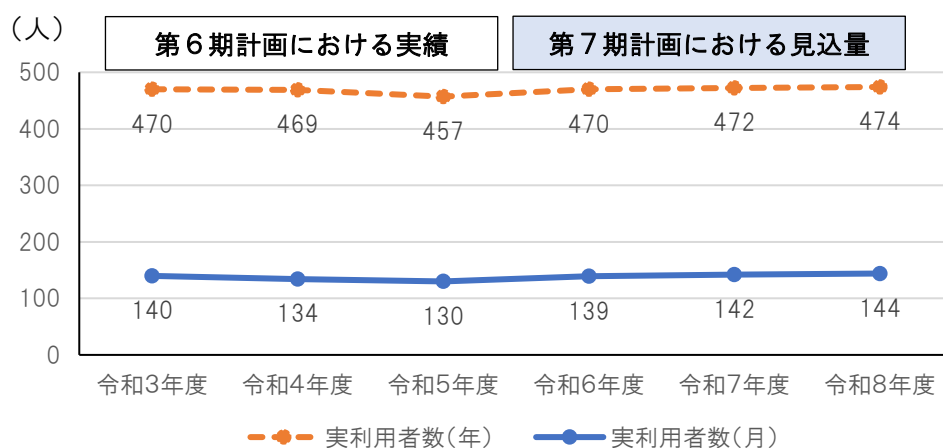
障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての人を対象とします。

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計に基づき利用者数を算定しています。
- 本市において、障害福祉サービスを利用する人は、計画相談支援を受けることとしており、今後も一定の計画相談支援の需要を見込んでいます。
- 障害のある人の重度化、高齢化に伴い、今後、相談支援の役割は一層重要になっていきます。法制度の改正に的確に対応できる相談支援体制を整えるため、淡路障害者自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。
- 新規のサービス利用者への円滑な対応が可能となるよう、事業所への担い手の育成を促進します。
- 強度行動障害、医療的ケア児及び精神障害に関する研修の受講を促し、相談支援専門員の専門性の向上を図ります。

#### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 【年】	計画値	人/年	460	463	466	470	472	474
	実績値	人/年	470	469	457			
	達成率	%	102.2	101.3	98.0			
実利用者 【月】	計画値	人/月	120	154	157	139	142	144
	実績値	人/月	140	134	130			
	達成率	%	116.7	87.0	82.8			
市内の事業所数(年度末)		箇所	7	8	8			



## (2)地域移行支援

<b>サービスの 内容</b>	障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設・矯正施設等に入所している障害者に対して、関係機関が協力して地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

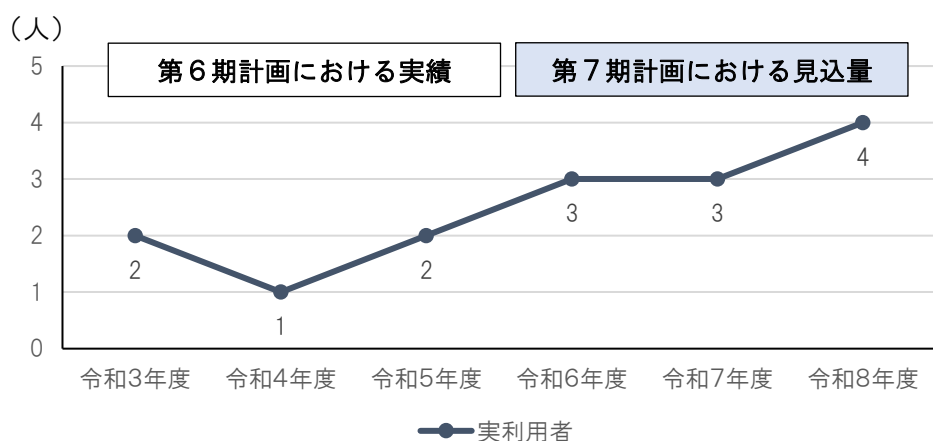
障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等を対象とします。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績を基礎として、今後の施設入所者等の地域生活への移行等を踏まえて利用者数を見込んでいます。
- 県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、施設入所者や退院可能な精神障害のある人等が地域生活へ移行できる体制を確保します。
- 施設入所者等への継続的な意向確認等をしながら、地域移行支援の利用促進を図ります。
- 施設入所者等の地域移行を支援するため、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を図ります。

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実利用者	計画値	人/月	4	4	4	3	3	4
	実績値	人/月	2	1	2			
	達成率	%	50.0	25.0	50.0			
市内の事業所数(年度末)	箇所		4	4	4			



### (3)地域定着支援

<b>サービスの 内容</b>	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。
---------------------	--

#### ■サービス利用対象者

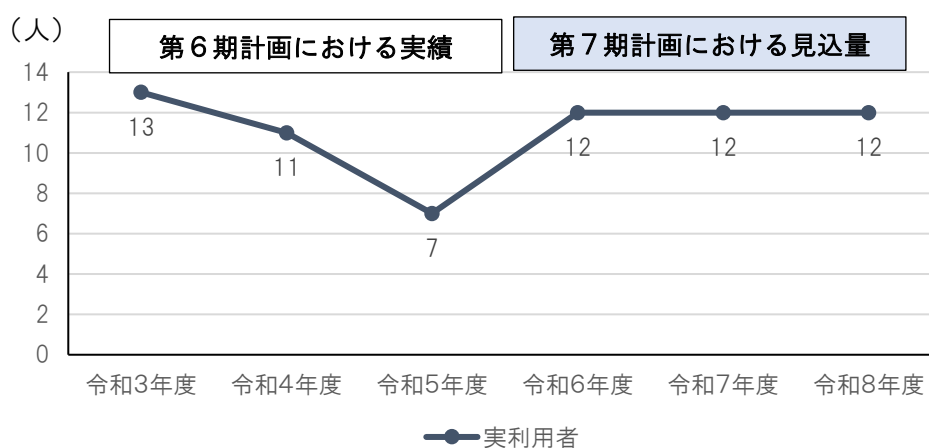
居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象とします。

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害者手帳所持者数の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数を見込んでいます。
- 県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、障害のある人が安定した地域生活を送れるよう、支援体制を確保します。
- 地域定着を支援するため、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を図ります。

#### ■実績と見込み

		単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	計画値	人/月	20	20	20	12	12	12
	実績値	人/月	13	11	7			
	達成率	%	65.0	55.0	35.0			
市内の事業所数(年度末)		箇所	4	4	4			



## 第6章 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業です。生活上の相談、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。一方で、市町村及び都道府県の判断により、障害のある人の自立した生活に必要な「任意事業」を実施できるようになっています。

### 必須事業

- (1)理解促進研修・啓発事業
- (2)自発的活動支援事業
- (3)相談支援事業
  - ①障害者相談支援事業
  - ②基幹相談支援センター
  - ③基幹相談支援センター等機能強化事業
  - ④住宅入居等支援事業
- (4)成年後見制度利用支援事業
- (5)成年後見制度法人後見支援事業
- (6)意思疎通支援事業
  - 手話通訳者派遣事業
  - 要約筆記者派遣事業
  - 手話通訳者設置事業
- (7)日常生活用具給付等事業
- (8)手話奉仕員養成研修事業
- (9)移動支援事業
- (10)地域活動支援センター機能強化事業

### 任意事業

- (1)日常生活支援
  - ①訪問入浴サービス事業
  - ②生活訓練等事業
  - ③日中一時支援事業
- (2)社会参加支援
  - ①レクリエーション活動等支援事業
  - ②声の広報等発行事業
  - ③自動車運転免許取得・改造助成事業

# 1. 必須事業

## (1) 理解促進研修・啓発事業

<b>事業の内容</b>	障害者が日常生活等を営むうえで生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図るため、障害者の理解を深める研修や啓発等を行う事業です。
--------------	---

### ■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ■取組

- 地域共生社会の実現に向け、地域住民への理解を求めていくことが必要であることから、淡路障害者自立支援協議会と連携し、自立支援の集いや研修会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

## (2) 自発的活動支援事業

<b>事業の内容</b>	障害者が自立した日常生活等を営むことができるよう、障害者、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
--------------	---

### ■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ■取組

- 淡路島内の他市と連携し、引き続きボランティア団体活動等への支援事業の実施に努めます。

### (3)相談支援事業

#### 【事業の内容】

##### ①障害者相談支援事業

障害者の福祉に関する様々な問題について障害者からの相談に応じ、情報の提供や助言等をはじめ障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

##### ②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度、虐待防止の相談）、人材育成と地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

##### ③基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要な能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を実施することにより相談支援機能の一層の強化を図る事業です。

##### ④住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援するものです。

#### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

#### ■取組

- 障害のある人及び介助者の高齢化などから、相談内容も多様化することが予測され、相談支援事業所の役割が重要となります。引き続き事業内容の周知を図るとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターと各相談支援事業所とが連携し、相談支援のさらなる充実に努めます。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

<b>事業の内容</b>	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。
--------------	---

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者見込者数	人	1	1	2	2	2	2

### ■取組

- 継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障害のある人にとって必要な援助として権利擁護の取組を推進し、制度の周知を図ります。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

<b>事業の内容</b>	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。
--------------	---

### ■実績と見込み

	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ■取組

- 成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

## (6) 意思疎通支援事業

<b>事業の内容</b>	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。
--------------	--

### ■実績と見込み

手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 事業	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込件数	件	341	316	290	290	295	295

手話通訳者設置 事業	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置見込者数	人	4	4	4	4	4	4

### ■取組

- 意思疎通支援事業は、淡路島内3市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して取り組み、聴覚障害のある人への手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。



## (7)日常生活用具給付等事業

<b>事業の内容</b>	障害者等に対し、日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図る事業です。
--------------	--

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等の障害者の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消等の障害者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	7	4	2	5	5	5
自立生活支援用具	件	10	5	2	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	16	3	3	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	3	6	4	5	5	5
排泄管理支援用具	件	966	1,014	1,008	1,011	1,011	1,011
居宅生活動作補助用具	件	2	5	2	3	3	3

### ■取組

- 制度の周知及び利用促進を図るとともに、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるように継続して支援していきます。

## (8)手話奉仕員養成研修事業

<b>事業の内容</b>	聴覚障害者との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成する事業です。
--------------	--

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成講習修了 見込み者数 (登録見込み者数)	人	9	8	13	15	15	15

### ■取組

- 手話奉仕員養成研修事業は、淡路島内3市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して取り組み、日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員の養成研修を実施します。

## (9)移動支援事業

<b>事業の内容</b>	一人で外出するのが困難な障害者の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う事業です。
--------------	--

### ■実績と見込み

	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者見込者数	人/年	24	21	20	25	25	26
延利用見込時間数	時間/年	781	734	744	886	886	921

### ■取組

- 障害のある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、サービス提供事業者の確保に努めます。

## (10)地域活動支援センター機能強化事業

<b>事業の内容</b>	障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害者に対する創作的活動や生産活動等の機会の提供などを行う事業です。
--------------	--

### ■実績と見込み

地域活動支援センター 機能強化事業 (洲本市内分)	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
実利用見込者数	人/年	104	103	103	104	104	104

地域活動支援センター 機能強化事業 (他市町村分)	単位	第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
実利用見込者数	人/年	0	0	0	0	0	0

### ■取組

- 地域活動支援センター事業については、機能の充実強化に努め、障害のある人への地域生活支援を促進します。

## 2.任意事業

本市が取り組むその他の地域生活支援事業の概要は以下のとおりです。

### (1)日常生活支援

#### ①訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

#### ②生活訓練等事業

障害者に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る事業です。

#### ③日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

### (2)社会参加支援

#### ①レクリエーション活動等支援事業

障害者の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するため、スポーツ等のレクリエーション活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする事業です。

#### ②声の広報等発行事業

文字による情報の入手が困難な視覚障害者に対して、市が発行する広報紙等を音訳により提供する事業です。

#### ③自動車運転免許取得・改造助成事業

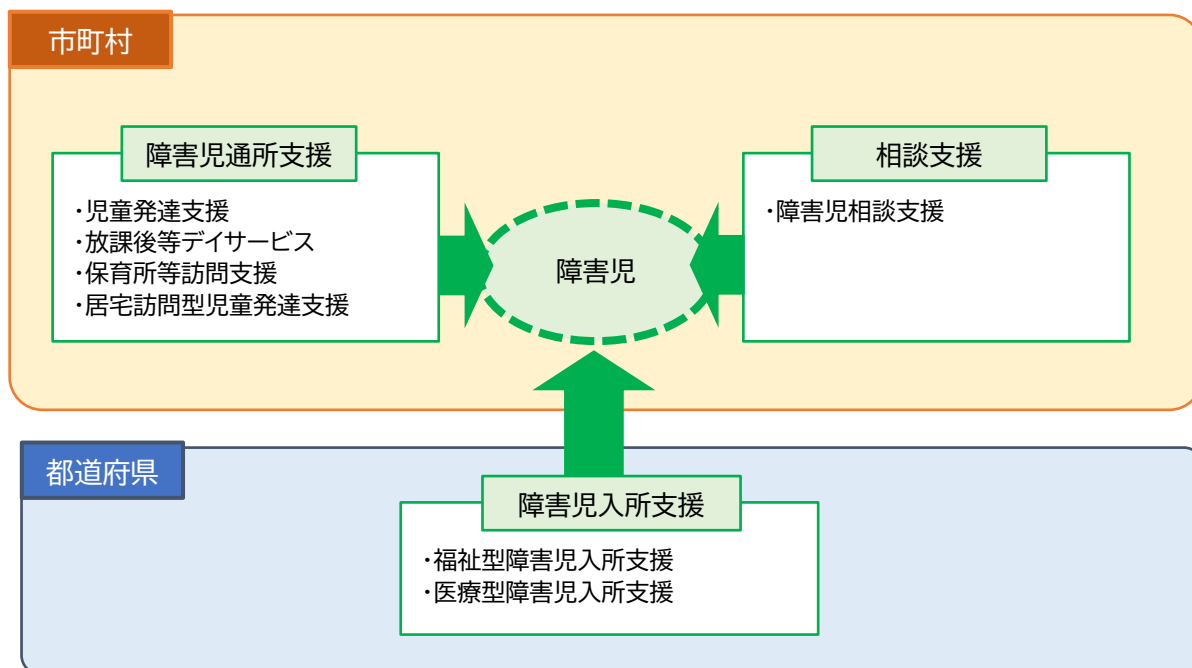
受給対象となる身体障害者手帳所持者等に対して、普通自動車運転免許の取得に要した費用や自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。



## 第7章 障害児支援サービス等の見込量

障害児支援サービスは、平成24年4月の改正児童福祉法を受けて、通所による支援は、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」に、入所による支援は、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援」に一元化されています。「障害児通所支援」とは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」をいい、その他に「障害児相談支援」があります。

また、障害のある児童は、一部、障害者総合支援法に基づくサービスを利用することも可能です。



# 1.障害児通所支援

## (1)児童発達支援

<b>サービスの 内容</b>	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

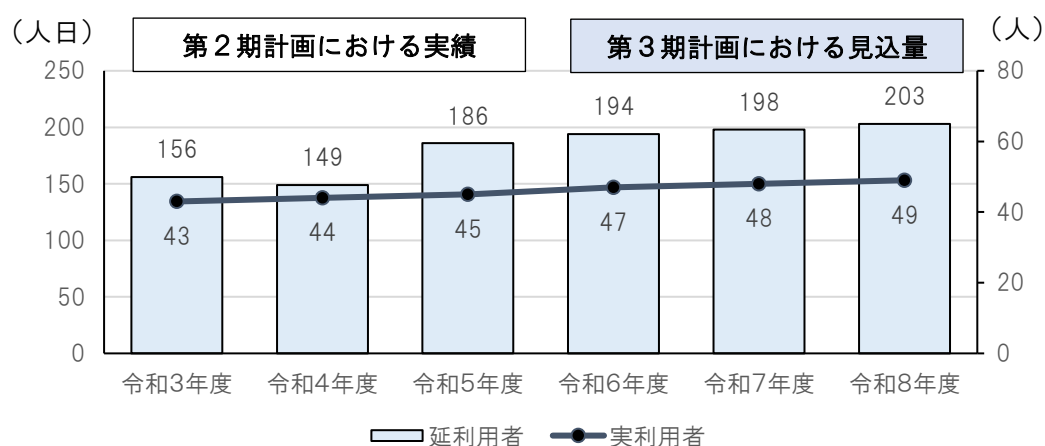
療育の必要があると認められる未就学児を対象とします。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害のある児童の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 療育の必要な児童が、身近な地域で十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。
- 重症心身障害児及び医療的ケア児が市内において療育を受けられる体制を確保していきます。
- 適切な支援の提供や事業運営ができるよう、淡路障害者自立支援協議会等を通じて情報交換や支援内容の把握に努めるなど、療育の質の確保に取り組みます。

### ■実績と見込み

	単位	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
延利用者	計画値	人日/月	140	150	150	194	198	203
	実績値	人日/月	156	149	186			
	達成率	%	111.4	99.3	124.0			
実利用者	計画値	人/月	42	42	42	47	48	49
	実績値	人/月	43	44	45			
	達成率	%	102.4	104.8	107.1			
市内の事業所数(年度末)	箇所		3	3	6			



## (2)放課後等デイサービス

<b>サービスの 内容</b>	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障害児について、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
---------------------	---

### ■サービス利用対象者

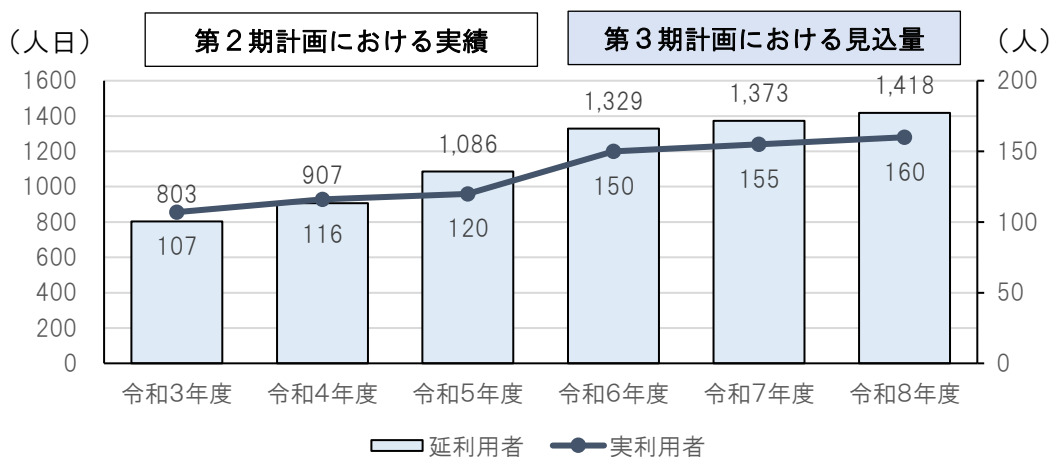
授業終了後や休日等に療育が必要であると認められる就学児を対象とします。

### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害のある児童の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 療育の必要な児童が、身近な地域で十分な療育支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。
- 途切れない支援や成人期へのライフステージにつなげるために、療育が必要な中学生や高校生が利用できる放課後等デイサービス事業の推進に努めます。
- 重症心身障害児及び医療的ケア児が市内において療育を受けられる体制を確保していきます。
- 適切な支援の提供や事業運営ができるよう、淡路障害者自立支援協議会等を通じて情報交換や支援内容の把握に努めるなど、療育の質の確保に取り組みます。

### ■実績と見込み

		単位	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	計画値	人日/月	809	855	901	1,329	1,373	1,418
	実績値	人日/月	803	907	1,086			
	達成率	%	99.3	106.1	120.5			
実利用者	計画値	人/月	105	111	117	150	155	160
	実績値	人/月	107	116	120			
	達成率	%	101.9	104.5	102.6			
市内の事業所数(年度末)		箇所	5	6	8			



### (3) 保育所等訪問支援

<b>サービスの 内容</b>	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。
---------------------	--

#### ■サービス利用対象者

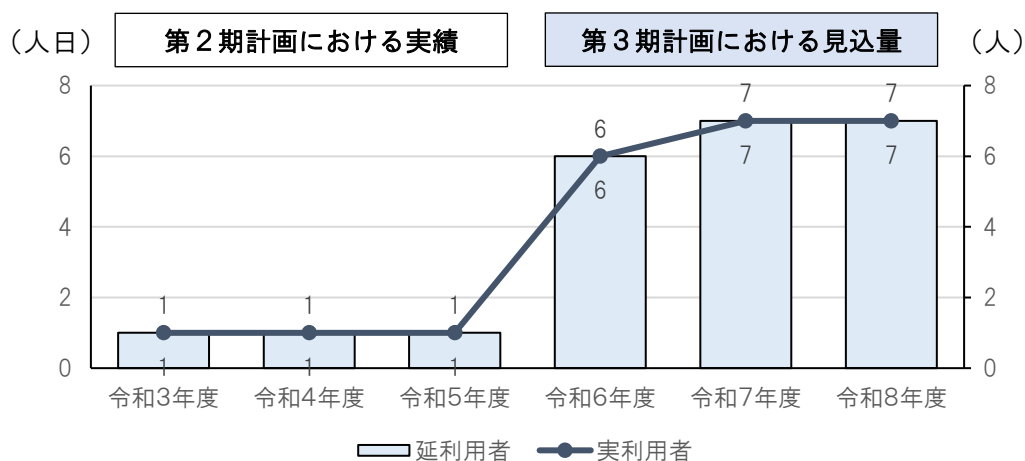
保育所やその他の集団生活を営む施設等に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援を受ける必要があると認められる障害児を対象としています。

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害のある児童の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数等を見込んでいます。
- 市内にサービス提供事業所がありませんが、一定の利用ニーズが見込まれ、市内における事業所の参入を促進するとともに、近隣市の事業所の利用など広域的な対応により利用調整を図りながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

#### ■実績と見込み

	単位	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
延利用者	計画値	人日/月	0	1	1	6	7	7
	実績値	人日/月	1	1	1			
	達成率	%	0.0	100.0	100.0			
実利用者	計画値	人/月	0	1	1	6	7	7
	実績値	人/月	1	1	1			
	達成率	%	0.0	100.0	100.0			
市内の事業所数(年度末)	箇所		0	0	0			



## (4)居宅訪問型児童発達支援

<b>サービスの 内容</b>	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。
---------------------	--

### ■サービス利用対象者

重度の障害の状態等により、児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けるために外出することが困難な障害児を対象とします。

[重度の障害の状態]

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

### ■今後のサービス見込量と確保策

- これまで市内では利用実績がなく、サービス利用者がいないものと見込んでいますが、サービスの利用希望が生じた際には、適切な提供ができるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

### ■実績と見込み

	単位	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者	人日/月	0	0	0	0	0	0
実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
市内の事業所数(年度末)	箇所	0	0	0			



## 2.相談支援

### (1)障害児相談支援

<b>サービスの 内容</b>	障害児通所支援を利用する障害児について、心身の状態、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。
---------------------	---

#### ■サービス利用対象者

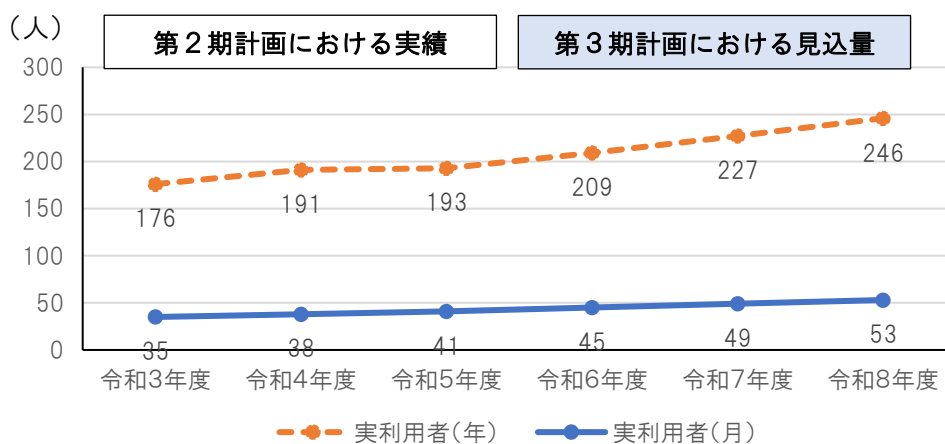
障害児通所支援を利用する全ての障害児を対象とします。

#### ■今後のサービス見込量と確保策

- 令和3～5年の実績から障害者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、今後の障害のある児童の推計と利用ニーズ等を踏まえ利用者数を算定しています。
- 本市において、障害児通所支援（児童の各サービス）を利用する児童は、障害児相談支援を受けることとしており、今後も障害児相談支援の需要は増加することを見込んでいます。
- 療育の必要な児童が十分な療育支援を受けることができる相談支援体制を整えるため、淡路障害者自立支援協議会において、相談支援専門員の質的向上などの人材育成を支援します。
- 新規のサービス利用者への円滑な対応が可能となるよう、事業所への担い手の育成を促進します。
- 強度行動障害、医療的ケア児及び精神障害に関する研修の受講を促し、相談支援専門員の専門性の向上を図ります。

#### ■実績と見込み

		単位	第2期計画期間(実績)			第3期計画期間(計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 【年】	計画値	人/年	165	170	170	209	227	246
	実績値	人/年	176	191	193			
	達成率	%	106.7	112.4	113.5			
実利用者 【月】	計画値	人/月	42	44	46	45	49	53
	実績値	人/月	35	38	41			
	達成率	%	83.3	86.4	89.1			
市内の事業所数(年度末)		箇所	6	7	7			



# 資料編

## 1. 計画の策定経過

開催日	主な内容
令和5年5月30日	<u>第1回洲本市障害者計画等策定委員会</u> (1)会長、副会長の選出について (2)第7期洲本市障害福祉計画及び第3期洲本市障害児福祉計画の策定について (3)アンケート調査等の実施について (4)第6期洲本市障害福祉計画及び第2期洲本市障害児福祉計画の実績状況等について
令和5年6月22日 ～令和5年7月18日	障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査の実施
令和5年6月22日 ～令和5年7月6日	障害福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査の実施
令和5年6月22日 ～令和5年8月30日	企業を対象としたアンケート調査の実施
令和5年7月13日 ～令和5年9月5日	障害者関係団体を対象としたアンケート調査・ヒアリングの実施
令和5年10月5日	<u>第2回洲本市障害者計画等策定委員会</u> (1)障害福祉サービスに関するニーズ調査等の結果について (2)第7期洲本市障害福祉計画及び第3期洲本市障害児福祉計画の骨子案について
令和5年11月24日	<u>第3回洲本市障害者計画等策定委員会</u> (1)第7期洲本市障害福祉計画及び第3期洲本市障害児福祉計画(素案)について (2)パブリックコメントの実施について
令和5年12月25日 ～令和6年1月26日	パブリックコメントの実施
令和6年2月16日	<u>第4回洲本市障害者計画等策定委員会</u> (1)パブリックコメントの結果について (2)第7期洲本市障害福祉計画及び第3期洲本市障害児福祉計画(案)について

## 2. 洲本市障害者計画等策定委員会委員名簿

(◎:会長、○:副会長)

氏名	委員任期	所属	区分
森 猛	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市民生委員児童委員連合会	学識経験者
○ 廣地 タマヘ	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市社会福祉協議会	福祉団体関係者
◎ 木戸上 洋一	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市医師会	保健医療関係者
鵜尾 恭行	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市身体障害者福祉協会	障害者団体関係者
川淵 悠子	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市手をつなぐ育成会	
廣田 悦子	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	めばるの会 (洲本市精神障害者家族会)	
吉川 稔	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	淡路聴力障害者協会	
表原 美知代	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	兵庫県視覚障害者福祉協会	
福岡 千恵	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	発達障害児の親の会 マーチ	
鷲見 宏	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本健康福祉事務所	
古田 文	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	あわじ特別支援学校	
立石 公寿	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市健康福祉部	
岩熊 隆之	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市教育委員会	
山形 佳範	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	社会福祉法人 淡鳳会フローラすもと	その他市長が必要と認めた者
川見 和彦	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 五色精光園	
鎌谷 安	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	医療法人 新淡路病院	
前野 ゆか	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	淡路広域行政事務組合立 児童サポートセンターわたぼうし	
城田 知志	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	洲本市社会福祉協議会	
古東 千富	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	医療法人 新淡路病院 淡路障害者生活支援センター	

(敬称略)

### 3. 洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月1日告示第218号

改正

平成19年3月30日告示第23号  
平成19年4月1日告示第25号  
平成23年6月30日告示第34号  
平成23年10月11日告示第48号  
平成25年3月28日告示第14号  
平成29年3月22日告示第14号  
令和5年3月31日告示第30号

洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱  
(設置)

**第1条** 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定及び障害者福祉の推進について広く意見を聴取するため、洲本市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者福祉の推進に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、19人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者（第2号から第4号までに掲げる者にあつては、市の区域内に住所を有する者に限る。）のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から2年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会長は、委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日告示第23号)

この告示は、平成19年3月30日から施行する。

**附 則** (平成19年4月1日告示第25号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年6月30日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年10月11日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の洲本市障害者計画等策定委員会設置要綱の規定は、平成23年8月5日から適用する。

**附 則** (平成25年3月28日告示第14号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

**附 則** (平成29年3月22日告示第14号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分及び「市町村障害福祉計画」の次に「及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画」を加える部分に限る。)は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第1条に規定する市町村障害児福祉計画の策定の準備に必要な意見の聴取については、附則第1項ただし書に規定する施行の日前においても、行うことができる。

**附 則** (令和5年3月31日告示第30号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 4. 用語解説

### あ行

#### 淡路障害者自立支援協議会

淡路圏域における障害者相談支援が円滑に機能し、障害のある人の地域生活の向上と社会資源の充実に向けた活動に寄与するため、福祉、医療、教育、雇用などの関係機関や団体により構成された協議会。

#### 育成医療

身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障害のある児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の助成（自立支援医療費）を受けられる制度。

#### 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

#### 医療的ケア児等に関するコーディネーター

医療的ケア児等の支援を総合調整する人のこと。医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。

#### インクルージョン

障害の有無にかかわらず、誰も排除されることなく、全ての人が受け入れられる共生社会を目指す理念、考え方。

### か行

#### ガイドヘルパー

自立支援給付の同行援護（視覚障害）、行動援護（行動障害）及び重度訪問介護並びに地域生活支援事業の移動支援に従事する職種のこと。「移動介護従事者」「移動支援従業者」等とも呼ばれる。

#### 基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族等への総合相談や専門相談等に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

## 強度行動障害

激しい他害や自傷等により、生活環境に対する著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活が困難なもの。

## グループホーム(共同生活援助)

障害のある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。

## 権利擁護

自己の権利や援助のニーズ等を表明することの困難な障害のある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ等の獲得を行うこと。

## 高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等。

## 更生医療

身体障害のある人でその障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の助成(自立支援医療費)を受けられる制度。

## 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活等を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げ等による意思の疎通、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

## さ行

### サポートファイル(つむぐファイル)

本人にサポートが必要である場合、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく一貫して適切な支援が受けられるよう保健・医療・福祉・教育などの支援機関が本人の発達特性やサポートを情報共有するために作成するもの。

### 児童発達支援センター

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。また、地域の障害のある児童やその家族への相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

### 肢体不自由

身体障害の一つで、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

## 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。

## 障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

## 障害者就業・生活支援センター

障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害のある人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害のある人の雇用の促進及び安定を図ることを目的とした機関。

## 新型コロナウイルス感染症

令和元(2019)年に発生した、SARSコロナウイルス2がヒトに感染することによって発症する気道感染症(ウイルス性の広義の風邪の一種)のこと。

日本においては、感染症法に基づいて強制入院等の措置を取ることができる指定感染症(二類感染症相当)に指定された他、新型インフルエンザ等対策特別措置法上も期限付きで新型インフルエンザ等とみなされた。

## 精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患(てんかんを含む)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状がある人に対し、その通院医療費の助成(自立支援医療)が受けられる制度。

## 成年後見制度

判断能力に不安のある成年者(認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人など)を保護するための制度。各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度がある。

## 相談支援事業所

日常生活上の相談や福祉サービスの利用相談、就労の相談、権利擁護の相談など内容に応じたサービスの利用計画の作成や調整、見直しを行う機関。



## た行

### 地域活動支援センター

障害のある人等が通所し、地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を提供する事業所等。

### 地域共生社会

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会。

### 地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況等に応じ、市町村、都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

### 地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組み。

## な行

### 難病

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立しておらず、その疾病により長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病。

## は行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉スペクトラム症（ASD））、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

### PDCAサイクル

①方針・計画を立て（PLAN）、②それを実行し（DO）、③その実施状況を評価し（CHECK）、④見直し改善する（ACTION）ことを繰り返すサイクル。

### ピアサポート

共通項と対等性を持つ人同士の支え合いのこと。自ら障害や疾病の経験を持つ人が、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害のある人のための支援を行うもの。

## 福祉的就労

障害のため、働く機会が得られない障害のある人の「働く権利」を保障する場。障害福祉サービス事業所などを指すことが多い。

## ペアレントトレーニング

保護者が、自分の子どもの行動を観察して、発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

## ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験があり、かつ、相談支援に関する訓練を受けた親のこと。その育児経験を活かし、同様の子どもを持つ親などに対して相談や助言を行う人。

## 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所等が雇用すべく義務づけられた障害のある人の雇用割合。

## 補装具

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

## ら行

### ライフステージ

人の一生を乳幼児期、就学期、成人期、高齢期等に区切った、それぞれの段階。

### リハビリテーション

障害のある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけではなく、障害のある人の周囲の環境や社会等を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

## 5. 障害福祉サービス等事業所一覧表

令和6年3月現在

種類	事業所名	設置主体	所在地
居宅介護	洲本市訪問介護事業所	洲本市	洲本市山手二丁目
	アワジケアセンター	有限会社	洲本市桑間
	五色障害者居宅介護事業所	社会福祉法人	洲本市五色町都志大日
	いきいき訪問介護事業所	有限会社	洲本市塩屋一丁目
	豊生ケアサービス	有限会社	洲本市本町七丁目
	訪問介護さくら	株式会社	洲本市五色町鳥飼浦
	虹 訪問介護ステーション	株式会社	洲本市宇原
	ホームケアステーション ジャック	株式会社	洲本市中川原町三木田
重度訪問介護	洲本市訪問介護事業所	洲本市	洲本市山手二丁目
	いきいき訪問介護事業所	有限会社	洲本市塩屋一丁目
	豊生ケアサービス	有限会社	洲本市本町七丁目
	訪問介護さくら	株式会社	洲本市五色町鳥飼浦
	虹 訪問介護ステーション	株式会社	洲本市宇原
	ホームケアステーション ジャック	株式会社	洲本市中川原町三木田
同行援護	洲本市訪問介護事業所	洲本市	洲本市山手二丁目
	アワジケアセンター	有限会社	洲本市桑間
	いきいき訪問介護事業所	有限会社	洲本市塩屋一丁目
行動援護	洲本市訪問介護事業所	洲本市	洲本市山手二丁目
短期入所	オカピ	医療法人	洲本市上加茂
	五色精光園成人寮短期入所事業所	社会福祉法人	洲本市五色町広石北
	五色精光園第2成人寮短期入所事業所	社会福祉法人	洲本市五色町下堺
	特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷	社会福祉法人	洲本市中川原町中川原
	五色精光園日中サービス支援型共同生活援助事業所短期入所事業所	社会福祉法人	洲本市下加茂一丁目
生活介護	五色精光園成人寮	社会福祉法人	洲本市五色町広石北
	フローラスもと	社会福祉法人	洲本市鮎屋
	多機能型事業所 あゆみの部屋	社会福祉法人	洲本市五色町鮎原小山田
	五色精光園第2成人寮	社会福祉法人	洲本市五色町下堺
自立訓練 (生活訓練)	オカピ	医療法人	洲本市上加茂
	森の木base	株式会社	洲本市下加茂一丁目
就労移行支援	淡路障害者生活支援センター	医療法人	洲本市上加茂
	森の木base	株式会社	洲本市下加茂一丁目
就労継続支援(A型)	就労支援事業所はんなりと	株式会社	洲本市栄町三丁目

種類	事業所名	設置主体	所在地
就労継続支援(B型)	多機能型事業所 あゆみの部屋	社会福祉法人	洲本市五色町鮎原小山田
	おのころの家	社会福祉法人	洲本市中川原町中川原
	アミアミ	特定非営利活動法人	洲本市塩屋一丁目
	キャンパスCafe カプチーノ事業所	株式会社	洲本市中川原町厚浜
	あぜなかワークス	合同会社	洲本市下加茂一丁目
就労定着支援	森の木base	株式会社	洲本市下加茂一丁目
自立生活援助	淡路障害者生活支援センター	医療法人	洲本市上加茂
共同生活援助	五色精光園共同生活援助事業所	社会福祉法人	洲本市五色町都志大日
	知的障害者グループホームレインボー	社会福祉法人	洲本市鮎屋
	オカピ	医療法人	洲本市上加茂
	アミアミハウス	特定非営利活動法人	洲本市塩屋二丁目
	五色精光園日中サービス支援型共同生活援助事業所	社会福祉法人	洲本市下加茂一丁目
	グループホームまささん	一般社団法人	洲本市下加茂二丁目
施設入所支援	五色精光園成人寮	社会福祉法人	洲本市五色町広石北
	五色精光園第2成人寮	社会福祉法人	洲本市五色町下堺
指定相談支援事業所 (特定・一般・障害児)	淡路障害者生活支援センター	医療法人	洲本市上加茂
	五色精光園相談支援事業所	社会福祉法人	洲本市下加茂一丁目
	身体障害者生活支援センター フローラすもと	社会福祉法人	洲本市鮎屋
	淡路聴覚障害者相談支援事業所	社会福祉法人	洲本市中川原町中川原
	洲本市社会福祉協議会相談支援 事業所(※特定・障害児のみ指定)	社会福祉法人	洲本市山手二丁目
	みんないっしょ (※特定・障害児のみ指定)	一般社団法人	洲本市納
	在宅介護支援センター五色園 (※特定のみ指定)	社会福祉法人	洲本市五色町鳥飼浦
	相談支援事業所Cocon (※特定・障害児のみ指定)	株式会社	洲本市宇原
児童発達支援	淡路広域行政事務組合立 児童サポートセンターわたぼうし	淡路広域行政事務 組合	洲本市五色町鮎原西
	児童・放課後デイサービスみつけ	株式会社	洲本市宇原
	共生障害児通所支援事業所にじいろ	特定非営利活動法人	洲本市物部三丁目
	一般社団法人たみき園	一般社団法人	洲本市桑間
	児童発達支援・放課後等デイサービス いざな	株式会社	洲本市宇原
	みらいアンファン	特定非営利活動法人	洲本市物部一丁目

種類	事業所名	設置主体	所在地
放課後等 デイサービス	淡路広域行政事務組合立 児童サポートセンターわたぼうし	淡路広域行政事務 組合	洲本市五色町鮎原西
	児童デイサービスこもれび	株式会社	洲本市下加茂一丁目
	放課後デイサービスふくまる	有限会社	洲本市本町七丁目
	児童・放課後デイサービスみつけ	株式会社	洲本市宇原
	共生障害児通所支援事業所にしいる	特定非営利活動法人	洲本市物部三丁目
	一般社団法人たみき園	一般社団法人	洲本市桑間
	児童発達支援・放課後等デイサービス いざな	株式会社	洲本市宇原
	みらいアンファン	特定非営利活動法人	洲本市物部一丁目
意思疎通支援事業	淡路聴覚障害者センター	洲本市・南あわじ市・ 淡路市	洲本市港
移動支援事業	アワジケアセンター	有限会社	洲本市桑間
	洲本市訪問介護事業所	洲本市	洲本市山手二丁目
	いきいき訪問介護事業所	有限会社	洲本市塩屋一丁目
	虹 訪問介護ステーション	株式会社	洲本市宇原
	ホームケアステーション ジャック	株式会社	洲本市中川原町三木田
地域活動支援センター	各駅停車	特定非営利活動法人	洲本市栄町三丁目
	淡路障害者生活支援センター	医療法人	洲本市上加茂
日中一時支援事業	五色精光園成人寮	社会福祉法人	洲本市五色町広石北
	五色精光園第2成人寮	社会福祉法人	洲本市五色町下堺

## **第7期洲本市障害福祉計画 第3期洲本市障害児福祉計画**

発行年月:令和6年3月

発行:洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-22-3321(代表)FAX 0799-22-1690